

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
1	3	序章第2節	<p>・「新聞やテレビなどでは『放射線』と放射性物質をまとめて『放射能』と呼ぶことが多いようです。」という一文について、前段で放射能についての一般的な定義が述べられているため、メディアの用例をことさら引用する必要はなく、この一文は削除すべきである。</p>	1		<p>・新聞やテレビで使われる例を用いることで、より分かりやすくご説明するものです。</p>
2	3	序章第2節(1)	<p>・3ページの下段図のうち自然放射線について、「宇宙から0.4mSv」「大地から0.5mSv」とあるが、国より示された値.0.23μSv/hの考え方と整合性がとれないので、整合された図に変えるか、分かりやすい解説を明示すべき。</p>	1	○	
3	3	序章第2節	<p>・P3「身の回りの放射線被ばく」の図は、原発推進の広報の中で使われてきた図であり、現在、間違いや不十分さ、矛盾が指摘されているため、使用しない、または「補足説明」を充分にし、この図が独り歩きをしないように注意すること。</p> <p>1) 100msSVの赤線の下記に「がん死亡が増えるという明確な証拠がない」と断定し、「がん死亡にはならない」と読めませぬ。さらに「がん死亡」だけを問題にしています。100mSv以下の症状や疾病で苦しむのは「がん死亡」だけではありません。チェルノブイリでは、子どもに多い甲状腺がんで、手術をした後の傷が首に残り、恋愛や結婚を考えると、被ばく者であることが発覚することを心配し、隠す青年もいます。甲状腺がんは、生きている間、薬を飲み続け苦しみを味わいます。(NHKテレビ)。</p> <p>また、「非がんの死亡の増加」も、広島・長崎のデータから報告されています。14%増加(273人)し、心疾患、脳卒中、呼吸器疾患、肺炎、消化管疾患、肝硬変、感染症、結核等々。(『低線量・内部被曝の危険性—その医学的根拠—』医療問題研究会P55)</p> <p>2) 図の左下には、「医療被曝」のイラストと数値が記入されています。「医療被曝」は、病気の治療のための被ばくリスクですが、日本の「医療被ばく線量」は、世界一高いのです。この図で見ると、「医療被曝は、安心なんだ」というイメージを持たれかねません。</p> <p>3) 右側には、「自然放射線」のイラストと線量が書かれています。「自然放射能もあるのだから、原発の放射能も安心だ」と判断されかねません。</p> <p>①「自然放射線」には、地球上の人類やすべての生態系が、長い時間をかけて適応できるように進化してきました。ところが核開発による原爆や原爆実験、原発の運転と事故による核物質の流出などによる人工的な放射性物質は、身近にはないものです。</p> <p>食べ物の例ですが、「安全な野菜等に入っているカリウム」を充分食べていれば、「放射性セシウム」は体内に吸収されにくく、「安全な牛乳などからカルシウム」を充分とってれば、「放射性ストロンチウム」は、体内に吸収されにくいということもあります。逆に、ミネラル等の栄養が不十分な場合、放射性物質の影響を受けやすく、まして食品自体が放射能汚染されていれば、内部被曝の影響をうけます。</p> <p>②「自然放射線」があるので、それ以上無用な放射線にさらされないことが重要です。低線量被ばくについての考え方には幅がありますが、多くの国際的な組織で合意された考え方は「低線量であっても被ばくしただけリスクが増える」であり、「ある線量以下であれば安全である」ということではありません。(『放射線と被ばくの問題を考えるための副読本～“減思力”を防ぎ、判断力・批判力を育むために～』福島大学 放射線副読本研究会編) P8より)</p> <p>③「身の回りの放射線」の図では、「人工放射線」と言いながら「原発事故による被ばく」が書かれていません。「人工的放射線」である「広島・長崎の原爆の被ばく」も書かれていません。原発推進の団体等が作成した図だからです。幅はあっても文言・数値は入れられるはずで、被曝国日本が、過去のこととして、このように触れないでよいのでしょうか。いまだ被害者も国民も二度と「原爆」を使用しない世界を願い、平和を願い、風化させない運動をしています。</p> <p>原発事故は、国内外に残念ながら多発しています。</p> <p>※昨年、私が「イギリスの核燃料処理施設・セラフィールド」を見学してきた報告の一部です。</p> <p>日本の原発のMOX燃料を処理し、2011年8月5日それらを日本に運搬して閉鎖したところ。1957年、セラフィールドは火災事故を起こし、死者は10数人、作業員が多く住む近くの村では、白血病が英国の平均発症率の3倍と言われています。今でも子ども白血病が多いのです。この大事故でアイルッシュ海は汚染され、セシウムが6200テラベクレル/年、福島の5倍流されました。</p> <p>京都大学の小出裕章著『隠された原子力 核の真実』には、セラフィールドの実例として、広島の400倍が海に流されたとあります。平常運転でも放射能汚染が世界一でした。1982年から20年間、海底のプルトニウムが「新たに放射線源」となり、イギリス・アイルランドの海は、海水の中で放出されるセシウム137などが「生物濃縮」され、日本の六ヶ所村の5～6倍で、海藻・魚介類が影響を受けました。アイルランドから200kmはなれたダブリンでの測定では、140倍、環境汚染されていたのです。</p>	1	○	<p>・3ページの図「◆身の回りの放射線被ばく」を削除します。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
4	3	序章第2節	・100mSvでがん死亡が増えるという明確な証拠はなく、放射線による健康被害はがんだけでなく、ありとあらゆる病気に及び数mSvで生じます。	1	○	・3ページの図「◆身の回りの放射線被ばく」を削除します。
5	3	序章第2節	・100mSvでがん死亡が増えるという明確な証拠はありません。	1	○	
6	3	序章第2節	・一般公衆の年間線量限度1ミリシーベルトと書いてあります。タウンミーティングでこれは「自然放射線を除き、内部、外部被曝を足した数字ではないか」と質問したところ、わからないので放医研に確認してホームページ等で知らせるといわれましたが答えは出ましたか。「線量限度」というからには法律で決められていて絶対に守るべき数字ではないのでしょうか？0.23μが基準だからそれ以下は除染しないという方針のようですので「線量限度1ミリ」の決まりも守るように放射能対策を決めてください。	1		・一般公衆の年間線量限度1ミリシーベルトは、自然放射線を除いた追加外部被ばく線量です。どこまで線量を下げれば安全とは言えない状況下において、国が示した毎時0.23マイクロシーベルトを指標値として、低減化していきます。
7	4	序章第2節	・「そして傷ついたDNAがそのまま複製されがんになることがあるのです。」という一文について、どの程度の放射線を浴びると、どれくらいの確率でDNAが損傷され、また、どれくらいの確率で損傷されたDNAが細胞分裂の過程でがんになるのか、疫学的典拠を記載されたい。	1		・原爆被曝者を主とした疫学調査では、およそ年間100ミリシーベルト以上の線量※(実効線量)では、線量とともにがん死亡が増加することが確認されています。およそ年間100ミリシーベルトまでの線量では、放射線とがんについての研究結果に一貫性はなく、放射線によりがん死亡が増えることを示す明確な証拠はありません。しかしながら放射線防護の目的のための慎重な考え方として、年間100ミリシーベルトまでゆっくりと被ばくする場合、放射線によるがん死亡が年間1,000ミリシーベルトあたりおよそ5%であるとされており、国際放射線防護委員会(ICRP)もこれを妥当であるとしています。※放射線医学総合研究所放射線被ばくに関するQ&Aを参考にしました。
8	4	序章第2節	・核に関する研究などでの外部被ばくや原発作業員等の外部被ばくについても、事故などの事実や人体への危険を隠さずに明記し、リスクも理解したうえで、研究や作業を安全に進められるよう広報し、学校教育でもそうした学習の必要性を補足すること。 理由は、低線量被ばく等の研究もこれから必要です。日本には原発が54基もあり、すでに原発ジブシーといわれる原発労働者が、各地で生活しています。正確な知識・教育が必要です。 ※1999年9月30日の茨城県東海村株式会社JCOの東海事業所・転換試験所で臨界事故が発生し、当時35歳のO氏、当時40歳のS氏2名が亡くなりました。この時、Oさんたちは素手で作業していました。8日目まで、腕がわずかに腫れただけのように見えてましたが、26日目にはひどくただれてしまい、皮膚の細胞のDNAが破壊され、再生できなくなったのです。そして、3か月後に亡くなりました。(NHK「東海村臨界事故」取材班(2006『朽ちていった命』)より。(『放射線と被ばくの問題を考えるための副読本～“減思力”を防ぎ、判断力・批判力を育むために～』福島大学放射線副読本研究会編)P.7より抜粋) ※チェルノブイリ事故の検証でも、原発事故処理労働者の健康被害について述べている。『低線量・内部被曝の危険性—その医学的根拠—』医療問題研究会(耕文社)では、P60~P65。	1		・小中学校の指導内容は学習指導要領に基づいて実施しています。 原子力に関する内容は、中学校3年生理科の「科学技術と人間」のエネルギー資源という単元で扱い、その際、「放射線の性質と利用にも触れること。」となっています。 しかし、福島第一原子力発電所の事故による、放射線等に対する関心の高まりを受け、小学校・中学校・高等学校の段階から、子どもたちの発達に応じて学び、自ら考え、判断する力を育成することが大切であることから、文部科学省によって放射線等に関する副読本が作成配布されたところです。 副読本の主な内容は、1.放射線とは何か、2.放射線の生活への利用、3.放射線に対する防護の3点になります。松戸市でも、市内の小中学生全員に副読本を配付し、学校の実情に合わせて活用していくよう指導しているところです。
9	4	序章第2節	・DNAの損傷だけでがんになるわけではありませんがという表現について、放射線とDNAの損傷の関係の説明が十分に記載されていないなかで記載することにより、誤解を生みかねないため、削除する。	1	○	・以下の一文を削除します。 「がんの発生には、さまざまな要因があり、DNAの損傷だけでがんになるわけではありませんが、将来のがんの原因のひとつになり得るのです。」

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
10	5	序章第2節	<p>・ヨウ素131と甲状腺がんの罹患率について、疫学的出典を記載されたい。また、生物学的半減期で実際に内部被ばくすると想定される放射線量 (Sv) を出典付で記載されたい。</p>	1		<p>・ヨウ素131について言及するものではありませんが、「子どもの最も注意すべき甲状腺がんのリスクは、1,000人の子どもが甲状腺に100ミリシーベルト被ばくしたとき、1,000人中2人が発症する程度と試算できます。「1,000人に2人」の根拠は、UNSCEAR2006年報告書記載の、被曝時年齢が0～19歳の甲状腺がん罹患の過剰絶対リスク3.07 (1万人・年・Sv) に、平均余命70年と0.1Svを掛けると、1,000人に約2人となります。また、同じく過剰相対リスク (3.93/シーベルト) に、日本人の甲状腺がん罹患生涯リスク (1,000人に6人) および0.1シーベルトを掛けると、やはり1,000人に約2人となります。</p> <p>・放射性ヨウ素は呼吸や食べ物を通じて体内に入り、血中に移行します。血液中に入ったヨウ素の10～30%は甲状腺に蓄積されますが、その割合は、放射性でないヨウ素の摂取量に左右されます。甲状腺に取り込まれた放射性ヨウ素は、生涯そこに留まるわけではなく、少しずつ体外に排出されます。また放射性ヨウ素は時間とともに減衰し、I-131の場合、放射線を出す能力が約8日で半分に減ります。80日目には放射線を出す能力が1000分の1以下となり、ほとんど検出されなくなります。※放射線医学総合研究所放射線被ばくに関するQ&amp;Aを参考にしました。</p>
11	5	序章第2節	<p>・内部被曝について：国際的知見にも学び、住民・市民の立場に立った内容を広報すること。放射能対策に関わる様々な人が、内部被曝について理解し、対処を誤ることがないように具体策を補足すること。理由は、低線量被ばくについては、「明確な証拠がない」などと、今までの原発推進の人々が長年作成してきた多くの資料があり、学校教育にも文部科学省の「副読本 (小・中・高と各指導書：2011年10月作成)」が配布され、こどもの視点に立っていない内容が記されています。</p> <p>① 『低線量・内部被曝の危険性—その医学的根拠—』医療問題研究会 (耕文社) では、P76 アメリカのICRP (国際防護委員会) よりも厳しい基準値を設定しているECRR (欧州放射線リスク委員会) は、低線量被ばくについて、様々な症状が存在することを調査研究しています。</p> <p>「高線量の0.72mSv～0.81mSv (日本でいう低線量) で「めまい、健康異常、頭痛、胃の痛み、嘔吐、食思不振、疲れやすい」などが、低線量0.02mSv～0.03mSvより確実に多いことを、チェルノブイリで影響調査しています。その他「鼻血、衰弱、胸やけ」などのさまざまな症状が調査されています。」</p> <p>※ 新松戸でも、広島出身のお母さんの子ども (小学生低学年) が「鼻血」を出し、保護者会で話したら、「放射能に敏感すぎる」等の声が出たといいます。3.11でホットスポットであった地域に、低線量被ばくの実態があったことを誰が否定できるのでしょう？</p> <p>② 同上P21～P58には「低線量でも障がいは発生する—具体的な放射線被曝による障がいの調査の紹介—」が記されています。</p> <p>③ 同上P74には、ICRPによる主として広島・長崎のデータから、一回の短時間被曝として、100mSvで「胎児の形態異常」、120mSvで「重度精神発達遅滞」が認められています。</p> <p>④ 広島原爆投下の翌日から治療に入った肥田舜太郎医師は、「ただのやけどではない、おかしい」と感じながら治療と研究を続けましたが、GHQからすべての公表を30年間禁じられ、その後公表されましたが、低線量被ばくの症状を「ぶらぶら病」と問題にしたことは有名です。免疫力が下がり、だるくて意欲も体力もなく家でゴロゴロしている状態になった被爆者を、家族が「ぶらぶら病」と名付けたのを医学的に検証したのです。</p>	1		<p>・情報収集を行っていく中で、科学的な立証がされるたび、行政として具体的な対策を検討していきます。それまでは、行政として今出来る最善策を講じていきます。</p>
12	5	序章第2節	<p>・体内に取り込んだ放射性物質について、〇日で対外に排出されると書かれていますが、現在の松戸市で生活を続ける限り、多少なりとも毎日放射性物質を次々に取り込むことになり、結果として「〇日間」を経ても永遠に体内に放射性物質が存在することになります。これは「排出されない」のと同じこと。〇日間で排出されるという説は間違いではないと思いますが、間違った安心感を与えないように、文章の工夫をお願いします。</p> <p>例) 「〇日間で体外に排出されますが、毎日の生活により放射性物質を取り込み続ける恐れがあります。」等</p>	1		<p>・内部被ばくについては、一般的な内容を記載しています。</p>
13	5	序章第2節	<p>・セシウムのみを表記は誤解を生みかねないため(セシウムとストロンチウム等には、対外に排出されるまでの回数に差がある)、セシウム以外のストロンチウム等の説明もするべき。</p>	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
14	6	序章第3節	・総合計画の構成について、福島原発では圧力抑制プール内での損傷箇所も特定できず、圧力容器内が安定しない状況であること（「(ア) 経済産業省 原子力安全保安院 緊急時情報ホームページ 東北地方太平洋沖地震による原子力施設への影響について」参照）、茨城県東海第二原発や新潟県柏崎刈羽原発も廃炉になっていないこと、今後、原子力災害が二度と発生しないとはいいきれません。またアジア地域、とりわけ北朝鮮や中国での核実験による放射性物質の飛散にも備えなくては、さらなる土壌汚染、子ども達の被曝につながります。原子力発電所の事故により、万が一放射性物質が松戸市に及ぶ緊急事態に至った場合に備え、どのようなモニタリング、広報体制、安定ヨウ素剤の備蓄と服用規定を備えるのか、放射能対策の総合計画には必須の項目と考えます。福島原発爆発後、市民が空間放射線量を測定して、線量が明らかに高いことを把握し、通報や問い合わせをしても、市原市に設置されている「モニタリング」の数値を提示して、独自で測定するまで、問題ないと回答されていたこと、3月21日に雨が降った段階で、市民が浄水場の汚染を予測し危惧して、問い合わせをしたにもかかわらず、摂取制限できなかった事態、危機管理能力の低さを深く反省していただき、総合計画にきちんと反映させてください。	1		・いただいたご意見は、今後の検討過程の中で参考にさせていただきます。 ・今回策定を行う放射能対策総合計画は、平成23年3月11日の震災により発生した放射能問題による不安解消を目指すものです。今後、可能性として考えられる事態についても意識しながら進めていきたいと考えています。
15	6-7	序章第3節第4節	・P.6 の図と P.7 の図の荷方を載せなくてもよいのではないかと。放射能分野が他にない印象を与えるので P.6 の図は要らない。例えば、放射能の生態系に与える影響や、放射能をどう教えていくかという放射能教育について、まだ氏としてどういうスタンスを取っていくか確定していないのではないかと。放射能対策は、松戸市のみならず、少なくとも日本の自治体にとっては、福島第一原発事故以降、未知の世界であることを認識すべきではないかと。	1		・福島第一原発事故以降、未知の世界であると認識した上で、自治体として「今できること」を趣旨に放射能対策総合計画【第1版】を策定し、各施策を展開するものです。
16	8	序章第5節	・3月21日の記述で、「関東地方に降雨」だけでは、なぜ松戸市が他の首都圏の地域以上に、ここまで放射能対策に力を入れざるを得なくなったのかが表現できていない。「関東地方上空を通過していた大量の放射性物質を含むブルームが、原発事故後初めての雨により千葉県東葛地区を中心に降下し、松戸市が首都圏の中でも相対的に高く放射能汚染される」などの表現をすべきである。	1		・現状と取り組みの一覧は、本市における一連の放射能対策に関する経過を示したものです。
17	10	序章第5節	・現状と取り組みの最後に、松戸市放射能対策総合計画策定を載せないのか。少なくとも策定作業として、タウンミーティングを数次にわたって開催し、市民の参加や意見提出がどのくらいあったかを記載するべきではないかと。	1	○	以下のとおり修正します。 ・平成24年4月5日松戸市放射能対策総合計画策定に向けたパブリックコメントの実施。（平成24年4月26日まで） ・平成24年4月18日市内10箇所松戸市放射能対策総合計画策定に向けたタウンミーティングの開催（平成24年4月26日まで） ・平成24年6月5日松戸市放射能対策総合計画策定
18	13	第1章第2節	・テーマの矢印の番号フローの表現が優先付けのように捉えられるので、同等の扱いのように修正すべき。	1	○	・同列の趣旨として、誤解のないよう、図を修正します。
19	13	第1章第2節	・追記 自助…手洗い・うがい・マスク遂行 互助…情報の伝達 公助…計画の実行	1	○	・5ページへ以下のとおり追記します。 「【内部被ばくを減らすために】 呼吸など食事以外からの内部被ばくを防ぐために、砂や土を口に入れない、外出から帰ったら手や顔を洗い、うがいをする等が効果的です。また、風の強い日などはマスクをするといったことも有効と考えられます。」
20	13	第1章第2節	・安心して健康的な日々を送れるまちとは？の問いに対し、イメージではなく、具体的な数値目標を提示されたい。	1		
21	13	第1章第2節	・めざすまちの姿として、「生活に影響を及ぼす放射性物質による不安を解消し、安心して健康的な日々を送れるまち」とあるが、放射線リスクがあるのに間違った情報に基づいて不安を解消してしまわないよう、放射線リスクの排除を目的とするようお願いいたします。その結果として不安が解消されます。	1		・具体的な安全の数値基準がない中、今出来ることを実践していくことで安心して暮らせるまちの姿を掲げたものです。
22	13	第1章第2節	・『安心して健康的な日々を送れるまち』安心だけでは、将来も見越しての健康的な日々はおくれません。『安全だと言い切れる対策』を、目指していただきたい。市民は安心したが、正しい危機管理対策による安全が市民を守ると考えます。	1		
23	13	第1章第2節	・「松戸市放射能対策総合計画の全体期間は、めざすまちの姿である”安心して健康的な日々を送れるまち”を達成できるまでとし、」とあるが、予算を無限に費消する計画は、地方自治の本旨に反するものである。地方自治法の本旨にそって、最小の経費で最大の効果をあげる計画とするため、想定される効果をどの程度の予算規模で達成するのかを明確にされたい。	1		・計画に沿って、目標達成を目指します。効果と今後の予算規模については、進捗状況を見ながら、明確にしていきます。先の見えない中で、一先ず平成24年度当初予算で約30億円を計上しました。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
24	14	第1章第3節	・P.13 枠内、最後の段落が分かりにくい。	1	○	・以下のとおり修正します。 『早急に取り組まなければならない対策期間として、平成24年4月から平成27年3月までの3年間を〔第1版〕の計画期間とします。その後は、国等の動向や各「個別実施計画」の進捗状況に応じて見直しを図り、めざすまちの姿の実現に向けて対策を継続的に講じていきます。』
25	16	第2章第1節	・市内の農産物で放射性物質を含む可能性のあるものは全て市の簡易測定機で測定するべきでないか。	1		・農家の生産する出荷販売用農産物を、測定計画に基づき優先的に測定しています。
26	16-17	第2章第1節	・もっと多くの件数が測定出来るように、測定器数を増設してください。農産物を地域毎の発表ではなく、測定した農産物自体に「測定結果報告書」もしくはそれに準ずるものを添付してください。以前、農政課に問い合わせたら「簡易測定器だからできない」との回答を得ました。それでは何のために測定しているのかわかりません。パフォーマンスは必要ありません。市民とりわけ子ども達に農産物による内部被曝を避け、松戸市における農業を風評被害から守るために、測定時間を延長してより詳しい測定をするか、もしくは精度の高い測定器を導入してください。今の検査体制では、誰のために行っているのか全く分かりません。つまり、生産者のためにもなっていないし、消費者のためにもなっていません。	1		・農産物については、今年度は現行の検査体制で検査を実施していきます。検査数など今後の状況を見ながら、必要に応じて検査体制の充実を検討します。 ・持込み検査の依頼者には、測定結果通知書を交付していません。
27	16-17	第2章第1節	・農産物の放射性物質検査について、県で250検体の検査、市では30検体の検査。とお聞きしました。検体数が少なすぎると思います。幼稚園の除染をした時、アロカ社製TCS171ガンマサーベイメータで測定していただいたところ、30センチはなれただけの計測で、一方は0.3μSv/hなのに反対は0.68μSv/hあったり、ブランコの4つの内3つは0.26~0.28μSv/hなのに一つだけ0.84μSv/hあったり、という結果でした。そうした濃縮が、畑の各箇所で行われていると考えると、それに対応するための検査は数が大切だと考えられます。日本での放射性物質の検査数は、チェルノブイリの事故後26年を経て検査を続けているベラルーシでの昨年1年間の検査数の1パーセントだそうです。そんなベラルーシでさえ、健康被害が無い訳ではないようです。風評被害対策にもなる、検査体制と、公開表示を行ってください。検査した食品にはベクレル表示をしてください。	1		・農産物の放射性物質検査は、千葉県で実施するものが全県で700~800検体、そのうちの松戸市分は30検体程度です。市独自のサンプリング検査が250検体です。他に農家の持ち込みの検査が400検体程度あり、出荷用農産物の検査数は650検体あります。十分な件数と考えています。他に市民持込みの農産物の検査を週2日実施していきます。 ・検査結果は、出荷販売用農産物については全て公表していません。また、持込み検査の依頼者には、測定結果通知書を交付していません。
28	17	第2章第1節	・「市内で生産された農作物、農家持込みによる販売農作物、市民持込みによる市民農園・家庭菜園の自家栽培農産物の放射性物質検査を行う」とありますが、いずれの対象についても検査の頻度、検査手法について記述がありません。どの程度のサンプリングを行い、どのような検査を行えば市民の「安心」が得られると判断するかを提示していただく必要があると考えます。	1		
29	16	第2章第1節	・「放射性物質測定計画に基づき、市内で生産された農産物の放射性物質検査を行います。」とありますが、1年に測定するのは200~300と聞きました。少なすぎます。単純に考えると平日に1検体という計算になります。増やして下さい。測定機器が現在農政かに1台しかないと聞いています。測定器を増やし、市内の農産物の測定の充実を求めます。	1		・農産物の放射性物質検査は、千葉県で実施するものが全県で700~800検体、そのうちの松戸市分は30検体程度です。市独自のサンプリング検査が250検体です。他に農家の持ち込みの検査が400検体程度あり、出荷販売用農産物の検査数は650検体あります。十分な件数と考えています。他に市民持込みの農産物の検査を週2日実施していきます。
30	16	第2章第1節	・「市民持込みによる市民農園・家庭菜園等の自家栽培農産物の放射性物質検査を行います。」とありますが、現在、2週間待ちと聞いています。タウンミーティングでは自宅の椎茸や筍等を食べて心配している方がおられました。市民の持込みの計測待の解消を求めます。そのためには測定器を増やすことも検討願います。	1		・農産物については、今年度は現行の検査体制で検査を実施していきます。検査数など今後の状況を見ながら、必要に応じて検査体制の充実を検討します。
31	16	第2章第1節	・市内の農産物を食べても、健康に問題ないのか。	1		・千葉県の検査及び市の簡易検査において、放射性物質の検出されていない一般的な野菜は、安全であると考えています。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
32	16	第2章第1節	・保育所や小中学校の給食について、使用予定の主な食材の産地の公表は、各学校の栄養士に任されており、学校によってかなりのバラツキがあるのが実態です。出来るだけ一定に出来るように指導してください。 また、松戸市は、給食食材を各学校単位で業者に発注・購入するシステムであると把握しています。そうであれば、“業者”に対し、限界値1Bq単位で測定を徹底するよう促してください。	1		・保育所給食では、その日に提供した食材の産地を公表しています。  ・学校給食では、小中学校給食で使用する食材の産地公表については日頃より指導しておりますが、今後も重ねて指導いたします。また、業者への放射能検査については、皆様のご意見をお伝えします。
33	16	第2章第1節	・「使用予定の主な食材の放射性物質検査を行う」とありますが、「主な食材」とは何を指すのか明示していただきたいと思います。また、給食提供後の1食分「給食まるごと放射性物質検査」は、汚染された食材の特定ならびに汚染された食材の摂取を予防するという観点からは、きわめて不満足な検査手法であると考えます。 併せて、仮に本検査において放射性物質による汚染が確認された場合、どのような対策を講じるのかが提示されておられません。 以上のように本計画は内部被曝の原因を避け、その摂取を予防するという観点が欠落しているとともに、具体的な対策計画が全く定められていないと考えます。	1		・保育所・学校給食では、今後使用予定で用量の多い食材の検査を実施しております。食材の検査では、保育所・学校給食の食材が重ならないようにしており、汚染が確認された場合は、その産地や食材を変えるなどして対応していきます。
34	16	第2章第1節	・(4)②使用予定の主な食材について、もっと具体的に表記できないか。	1		・保育所について 保育所では、各保育所毎にその日に提供した食材の産地を公表しています。  ・学校について 学校給食に使用する食材について、学校の献立から使用頻度の高いものや、旬のものを選んでいきます。
35	16	第2章第1節	・1食分まるごとの検査は、汚染物が特定できないので、適さないと思います。	1		
36	16	第2章第1節	・まるごと検査すると一品だけ高濃度汚染されていた場合に他の食材と混ぜることにより全量が増えてキロ当たりのベクレルは薄められてしまうので意味がありません。 また提供後に調べても食べた後なので被爆しています。 これを回避する為にも西日本の食材にするしかありません。	1		・保育所・学校給食では、1食まるごと検査と食材の検査を実施することにより、安全の確保に努めています。また、方が一規定を超える数値が出ても、原材料の産地などを把握していますので、原因をつきとめることができますので、対応が可能となります。
37	16	第2章第1節	・「給食提供後に1食分の「給食まるごと放射性物質検査」を行います。」とありますが、まるごと検査の制度が荒すぎます。現在のCs134, Cs137それぞれ10ベクレル以下ではよほど高濃度に汚染された食材が混入しない限り検出できません。ですから、意味がないので廃止を求めます。この労力時間を他の検体を測る作業にしたいです。仮に、もし丸ごと検査を効果的に行なう意志があるのでしたら、検出限界は1Bq/kgにすべきです。ここで検出されたら即座にこの時の給食のどの食材からたかを調べ、今後のメニューに反映させていただきたいと思います。	1		
38	16	第2章第1節	・保育所、小中学校の給食の放射性物質検査は無意味です。給食提供前に検査する、もしくは放射性物質が検出された場合の情報も全ての学校で共有し、検出のあった産地の食品はさける。報道でもとりあげられている放射性物質の検出の続いている地域の食材は避ける。各学校に徹底させる。	1		・食材に関しては、今後使用予定の食材を給食提供前に検査しています。食材の検査結果については、保育所と学校で情報を共有しています。報道等で取り上げられている食材については、事前に検査をしています。
39	16	第2章第1節	・給食提供前に、1食分「給食まるごと放射性物質検査」を行った方が良いと考えるが、市は全く行う予定はないのか。	1		・保育所・学校給食では大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食衛生管理基準により、食材はその日に納品することになってます。また、食中毒の予防の観点から調理終了後2時間以内に喫食することが望ましいとされていることや、自校で調理しておりますので時間的制約により提供前の放射能検査はできません。
40	16	第2章第1節	・給食提供後に検査するのではなく、提供前に検査をしてほしい。都内で実施していると聞いたこともある。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
41	16	第2章第1節	・ミキシングの測定結果の公表の仕方が県と市、または学校によって差が生じないようにするべき。	1		・千葉県はゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトリによる核種分析法によるものですが、松戸市は簡易の食品用放射能検査装置のため、検出限界値はセシウム134、137それぞれ10ベクレルとなり検出限界値に相違があります。松戸市では学校給食に使用する食材の購入にあたり、生産地を確認すると共に、納入された食品は品質、鮮度、期限表示等を記録し放射能検査値がある場合は情報の提供をしてもらい安全確認をしています。
42	16	第2章第1節	・学校給食のミキシング検査の結果において、いままで不検出だった所も検査基準が変更したことで大丈夫か。	1		・保育所について 市では新基準施行前より検出限界値セシウム134、137それぞれ10ベクレルまで測定しておりますので、問題はないと考えています。  ・学校について 学校給食ミキシング検査を実施している放射能検査装置の定量下限値は放射性セシウム134及び137共に10ベクレルあることから、従前と同様に検査は実施できます。
43	16	第2章第1節	・小中学校の給食について、成長期であり、かつ、放射線被ばくの影響が大きい子ども達が食するというのを念頭において下さい。明らかに汚染値が高くなりやすい食材や、食物連鎖や生物濃縮によって、汚染度が高まる食材は、献立から外して下さい。産地を選ぶことも重要であると考えます。	1		・保育所・学校給食では、汚染の危険度が高いものについては、安全の確認を得てから取り入れるようにしています。産地についても同様にしています。
44	16-17	第2章第1節	・食品の基準値は、当初の暫定基準値から下げているので、厳しくなったとは思いますが、チェルノブイリ事故時の被害を受けた国の子どもが食べる基準には、ほど遠いと思います。主食のコメや大豆などの基準は変わっておらず、安易に学校給食に使用しないことを希望します。	1		
45	16	第2章第1節	・学校給食の食材検査をまるごと調査にたよらず、産地で安全なものにして下さい。検査している間に子ども達の口に入ってしまうし、検査にコストがかかるため、それよりも、西や海外の産地に切り替えた方が早いです。	1		
46	16	第2章第1節	・小学校までは食材を西日本の物だけにすべき。先日愛知県の幼稚園で1400ベクレルの椎茸を給食で食べた事件がありました。豊橋市は「健康には影響はない。」と発表しました。全品検査していない以上このようなことは今後も起こると思われます。食べたものはどうにもなりません。松戸市も同様の事があった場合「健康には影響はない。」と発表するのでしょうか？ 基準値を超えても健康に影響がなければいいとなれば基準値などいらなくなります。また産地偽装もすでに報告されています。このことから信頼出来るルートで西日本から食材を取り寄せてください。	1		
47	16	第2章第1節	・チェルノブイリの例やこれまでの検査結果から、きのこや椎茸にセシウムが濃縮されているのは明らかなので給食にはこれらの食材を使わないようにするべき。	1		
48	16	第2章第1節	・追加として、食材の放射性物質検査の頻度を高める。	1		・ミキシング検査として、保育所は1週間に1回、学校は2週間に1回の頻度でミキシング検査を実施しています。また、サンプリング検査は、保育所も学校も1週間に1回検査しております。現段階では、毎月同じような食材を検査しているの、頻度を高めてもまた同じ食材を何度も検査することになってしまうので、頻度を高めることは考えていません。
49	16	第2章第1節	・修学旅行・林間学園とも、宿泊先に「食材の産地・測定結果」を公表してもらおうよう、各学校に促してください。	1		・食の安全安心をふまえたときに、食材の産地・測定等は、大切な情報です。宿泊先に、食材の産地・測定の結果を公表を求め、確認することは必要です。学校に食材の安全について確認するよう指導に努めます。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
50	16	第2章第1節	・水道水は多量に摂取するため、ヨウ素及びセシウム以外の核種についても測定し、公表してほしい。	1		・厚生労働省からでている「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」の中で、放射性セシウム以外の核種は測定に時間がかかることから放射性セシウムとの比率を算出し、ストロンチウム90等の規制対象核種による内部被ばくの線量を合計しても年間1ミリシーベルトを超えないように、放射性セシウムの基準値を設定しています。
51	16	第2章第1節	・井戸水に放射性物質は含まれていないのか。	1		・市営水道が給水している水については、原水である深井戸水19箇所を検査をしており、不検出で推移しています。 ・また、これまで環境省が実施した調査でも放射性物質は検出されていません。
52	17	第2章第1節	・食などに対する不安は高まるばかりであることから、計画案にある市内でとれた野菜等に限定せず、市販の農産物や魚等を対象にした検査が可能な機器と体制を整備すること。	1	○	<p>・市民持込による食品の放射性物質検査は、今後、新たな検査体制が整い次第、流通食品・飲料水（井戸水も含む）も対象にして実施します。</p> <p>・15ページの(3) 具体策に以下のとおり追記します。</p> <p>④流通食品・飲料水</p> <p>・市民持込みによる流通食品・飲料水の放射性物質検査を行います。 (今後、新たな検査体制が整い次第、実施します。)</p>
53	17	第2章第1節	・計画案において、水道水の検査については、記載があるが、井戸水、地下水については触れられていない。井戸水を生活用水として使用しているケースがあるので、井戸水、地下水の検査も行ってほしい。 ・④として、井戸水・飲料用としている井戸水の放射性物質検査の追加。	3	○	
54	17	第2章第1節	・農産物、給食、水道水の他、水産物や畜産物についても放射性物質濃度の測定をして下さい。また、個人で釣ったものだけでなく、流通している魚や肉、牛乳の安全を知りたいためです。松戸市はスーパーや商店に測定器を置くよう指導して下さい。	1	○	
55	17	第2章第1節	・小売店の協力を仰ぎ、食品の測定値を売り場で表示すること。 ・市民が持ち込みで食品測定できる場所を市内に確保すること。市民センターもしくは学校に簡易測定器を設置すること。 ・口にに入れるものは全て測定できるようにすること。測定していないのに「大丈夫」ということはあり得ない。また、どんなに微量でも放射性物質は危険という認識を確立すること。	1	○	
56	17	第2章第1節	・市民向けに市場の流通品や井戸水、地下水などの検査ができるように、支所や市民センター、学校等に放射線測定器（ベクレルメーター？）の配置をすすめると追加すべき。 ・市販されている食品についても、市民が持ち込んで放射性物質を測定できるような計測所を各地に設けてほしい。	2	○	
57	17	第2章第1節	・海の汚染は今後3～5年後に具体的にあらわれ、食物連鎖がおこります。十分な測定体制を整えて下さい。	1		・海産物のモニタリング調査は、計画していません。 ・市民持込による食品の放射性物質検査は、今後、新たな検査体制が整い次第、流通食品・飲料水（井戸水も含む）も対象にして実施します。
58	16-17	第2章第1節	・海の汚染は今後3～5年後に具体的にあらわれ、食物連鎖がおこります。十分な測定体制を整えて下さい。	1	○	<p>・食品（農産物）の測定を最優先としており、土壌は検査対象としておりません。農地土壌の調査結果をデータ整理が出来次第、ホームページ等で公表いたしますので、そちらを参考にしてください。</p> <p>・市民持込による食品の放射性物質検査は、今後、新たな検査体制が整い次第、流通食品・飲料水（井戸水も含む）も対象にして実施します。</p> <p>・15ページの(4) 具体策に以下のとおり追記します。</p> <p>④流通食品・飲料水</p> <p>・市民持込みによる流通食品・飲料水の放射性物質検査を行います。 (今後、新たな検査体制が整い次第、実施します。)</p>



## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
59	17	第2章第1節	<p>・農産物の産地土壌の放射性物質検査について：「農産物の放射性物質の検査に当たっては、原因である産地土壌の汚染を測定し公表する」を補足すること。 理由は、放射線量の値が高いものと低いものを混合し（薄めて）たり、出荷停止の周りの畑の農産物が出荷されているといひます。こうした不当な販売・流通させる等の行為を防ぐことができ、安全と安心の対策になります。原因を無くすことが、根本的な対策になります。</p> <p>産地の汚染に必要な除染（移染でしかないが）の費用は、第4章の財政上の措置にある、国や東京電力に要求することとする。「風評被害」にしないためには、事実と対処、対策をきちんとすることで防げます。</p> <p>農家、市民の持ち込みの農産物の放射性物質検査について：「新規制値」に対応する測定機器を小学校区に一台当たり用意すること。その機器購入と測定者等の費用は、市民の健康の安全・安心を守るため、東京電力または国に請求すること。理由は、台数が少ないと検査測定の依頼ができません。これから海・河川の汚染が強くなり、食品の放射能汚染は続きます。食べ物は内部被曝になるもので、放射性セシウム、ストロンチウムは長期間残存します。市民が直接、検査測定をできるような対策が求められます。千葉の魚介・海産物も安心して食べるためには、測定ができることも必要です。</p> <p>※「東京電力は、海への放射能の放出量を770トン、4,720兆ベクレルと発表しました。しかし、それは過小評価でした。後に日本原子力開発機構は、その3倍の1.5京ベクレルと試算しました。（中略）政府は昨年末には「冷温停止」状態を宣言しました。しかし、その直前の12月6日には、260億ベクレルもの大量の放射能が海に流出しています。その大半がストロンチウムでした。いまだに福島第一原発からの放射能の環境への放出は続いており、完全に事故が封鎖されるまで、事故は収まったとは言えませんし、海の汚染は続いています。」（『食への文化 5月増刊号』—放射能から子どもを守る 食生活一歩先社 P26～27 天笠啓祐著「放射性物質でこんなに汚された海と魚介類」より）</p>	1	○	<p>・平成23年度に実施した農用地土壌の調査結果については、データ整理が出来次第、ホームページ等で公表いたします。今後も同様に、市内約30箇所て年1回定期的に継続して調査を実施します。農地の除染については、必要に応じて松戸市除染実施計画に定めた基準・手法により実施します。</p> <p>・市民持込による食品の放射性物質検査は、今後、新たな検査体制が整い次第、流通食品・飲料水（井戸水も含む）も対象にして実施します。</p> <p>・15ページの(4) 具体策に以下のとおり追記します。</p> <p>④流通食品・飲料水</p> <p>・市民持込みによる流通食品・飲料水の放射性物質検査を行います。</p> <p>(今後、新たな検査体制が整い次第、実施します。)</p>
60	17	第2章第1節	<p>・「農地用土壌の放射性物質検査を行う」とありますが、検査の頻度・手法について記述がありません。また、「必要に応じて、農地の放射性物質の低減策を行う」とありますが、ここでいう「必要に応じて」とは具体的にどのような基準を設けるのか、記述がありません。</p>	1		<p>・平成23年度に実施した農用地土壌の調査結果については、データ整理が出来次第、ホームページ等で公表します。今後も同様に、市内約30箇所て年1回定期的に継続して調査を実施します。</p> <p>・農地の放射性物質の低減策とは、松戸市除染実施計画に定めた土壌の除染作業を指しており、基準・手法についても同様です。</p>
61	17	第2章第1節	<p>・食品の検査基準が4月1日から変更になり、厳しくなったが、測定時間や検査回数に変更はあるか。検体のサイクルに変更はあるか、どのように対処するか。</p>	1		<p>・給食用機器については、新基準値施行前より検出限界値がセシウム134、137それぞれ10ベクレルまで測定しており、測定時間や検査件数の変更はありません。</p> <p>農産物用機器は、セシウムの2種類を分離して測定できるように変更したため、測定時間が1回15分から30分となり、検査件数が1日10件から8件に変更となりました。</p>
62	17	第2章第1節	<p>・一般食品100Bq/kgとありますが国際的な基準クリアランス制度により、100Bqに汚染されたものは低レベル放射性廃棄物として厳重に管理されます。他国においては核のゴミとされるものが日本国内では食品として流通してしまいます。「国」の定めた基準ではありますが、それを採用してしまつては市民の内部被曝は避けられません。クリアランス制度に準じたさらに厳しい基準を設けてください。</p>	1		<p>・放射性物質の新基準値については、いろいろな議論がありますが、法律に基づく基準値であることから、当該数値を判断指標とすることは合理的であると考えております。従いまして、市の独自基準値の設定は予定していません。</p>
63	17	第2章第1節	<p>・原材料だけでなく食品・加工品に対する基準値の設定と測定の実施が必要であり、食品の基準値はドイツの食品安全基準値並に引き下げること。</p>	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
64	17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「牛乳、乳児用食品50Bq/kg」「国の基準等に見直しがあった場合は、随時見直しを図ります。」とあるが、『放射性セシウムが人体に与える医学的・生物学的影響～チェルノブイリ原発事故被曝の病理データ～』（Y・I・パンダジェフスキー著、合同出版）ベラルーシの子どもたちにCs137の体内蓄積量10Bq/kg程度で心電図異常が発生。</li> <li>ICRP Publ.111 (21ページ、図2.2) <a href="http://www.jrias.or.jp/index.cfm/6,15092,76,1,html">http://www.jrias.or.jp/index.cfm/6,15092,76,1,html</a></li> <li>この10Bq/kgという値は、体重10Kgの子どもならCs137を1日当たり1Bq摂取すると、約200日で到達する。日本の牛乳からは最大で数十Bq/kgが検出されており、50Bq/kgは高すぎます。</li> <li>国は福島原発事故を起こした側にあり、除染基準や食品安全基準などを定める資格はありません。福島原発事故は市民、自治体の主体性で乗り切らねばならない問題です。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の新基準値については、いろいろな議論がありますが、法律に基づく基準値であることから、当該数値を判断指標とすることは合理的であると考えています。従いまして、市の独自基準値の設定は予定していません。</li> </ul>
65	17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品中の放射性セシウムの基準値」は、本計画における一つの重要な基準値となるものと思われま。ただし消費者は基準値を超えているかいないかに着目しているわけではなく、口にする食品の汚染の程度を詳細に把握したいと考えています。</li> <li>このことから検査結果の公表に際しては、基準値を満足するか否かだけでなく、具体的な検出数値（検出限界値を含む）を公表していただきたいと考えます。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>市で保有している測定機器は、検出限界値がセシウム134及び137でそれぞれ概ね10ベクレルであり、それ以上では検出数値が出ますし、公表しています。検出せずの場合は、検出限界値も併せて公表しています。</li> </ul>
66	17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品中の放射性セシウムの基準値は飲料水の10ベクレル/キログラム以上は、外部被曝の影響を受けている、松戸の子ども達には高すぎます。松戸市独自の基準値の設定を望みます。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水の10ベクレルの根拠はWHOの飲料水水質ガイドラインからきており、この個別線量基準は非常に低いリスクレベルであり、健康への悪影響を生じるものではないとされています。また、この値が1年間続いた場合に個別線量基準年間0.1ミリシーベルトに相当するものであり、この値を超過した水の摂取自体が不適切であるわけではないとしています。従いまして、市の独自基準値の設定は予定していません。</li> </ul>
67	17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の検査基準が変わったことで、除染や風評被害に対する農家への支援体制を考えるべきである。</li> </ul>	1		
68	16-17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家への風評被害の防止に一層努めて頂くと同時に、既にでた被害については国や東京電力からの補償がなされるよう、農家の側にたち責任を持った対応をして下さい。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力に対する農産物の風評被害等の賠償請求については、農協と連携して農家を支援していきます。</li> </ul>
69	16-17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品のスクリーニング検査を徹底させること。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>松戸市産農産物のスクリーニング検査は実施いたしますが、市販の流通食品の監視・指導・検査は、食品衛生法で国・県の業務となっておりますので、市ではスクリーニング検査は実施しません。</li> </ul>
70	16-17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の簡易測定機で測定した結果は数値にかかわらず、全て迅速にHP等で公表すべき。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>農家の生産する出荷販売用農産物は、全ての測定結果をホームページ等で公表していきます。</li> <li>給食のまるごとミキシング検査については、採取→回収→測定→公表という日程で行い、採取日から2～3日後に公表しています。食材の検査は検査日の翌日に公表しています。</li> </ul>
71	16-17	第2章第1節	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準値以下であればNDとの表記ではなく、測定誤差の説明表記をした上で、実測値を公表すること。</li> </ul>	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>市で保有している測定機器は、検出限界値がセシウム134及び137でそれぞれ概ね10ベクレルであり、それ以上の検出数値は、公表しています。不検出の場合は、検出限界値を併せて公表しています。</li> </ul>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
72	16-17	第2章第1節	・民間の放射能測定では、午前9時30分から午後5時30分までに17回の測定が可能のようだが、松戸市でも現在の10回の回数を増やすべきである。	1		<p>・農産物について 測定機器の台数や能力によって測定件数は違います。市で保有する機器は、6時間稼働で農産物用機器が1日8件、給食用機器で1日10～12件を測定しております。準備、後片付け、再検査対応等もあり、現状でほぼフル稼働の状況です。</p> <p>・学校について 学校給食業務の委託は、勤務は1日6時間を越えない範囲で週5日、学校給食サンプル集配業務の委託は、1日3.5時間越えない範囲で委託しています。学校給食のまるごとミキシング検査は、採取→回収→測定という日程で、週に4日の測定（1日10サンプルから11サンプルを測定）食材料検査は採取日に測定しており、週1回（1日12サンプルを測定）の日程で実施しています。</p>
73	18中段	第2章第2節	・「最終的な除染目標については」に前に「年間追加被曝線量1mSv(外部、内部被曝の合計が)未満に抑えるべく」と標記すること。	1		<p>・「毎時0.23マイクロシーベルト」は国の示している数値でありませんが、科学的な知見からは妥当なものであると考えています。</p>
74	18中段	第2章第2節	・平均的な空間放射線量だけを指標とするのではなく「主な生活空間全ての空間線量が…」と全てを追加標記すべき。	1		<p>・平均的な空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となれば、年間被ばく線量1ミリシーベルト未満が達成できると考えられます。</p>
75	18	第2章第2節	・除染の結果、安心できるのはいつか。	1		<p>・環境放射線低減対策に係る計画では、『子ども関係施設』及び『学校施設（小学校、中学校、高等学校）』については、平成24年8月末目途に、『子どものいる住宅』については、平成25年3月末を目途に、『その他市有施設』及び『それ以外』についても、平成25年3月末を努力目標として、低減化を図りますので、この目標などの達成が安心できるひとつの目安であると考えています。</p>
76	18	第2章第2節	・「最終的な除染目標については、主な生活空間の平均的な空間放射線量が毎時0.23μSv未満になることを目指します。」とあるが、この数値がめざすまちの姿である”安心して健康的な日々を送れるまち”の指標として妥当な水準であることを、どのような議論及び意見形成の過程を経て決定されたのか、記載されたい。	1		<p>・環境放射線低減対策に係る計画である『松戸市除染実施計画』は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく法定計画です。本計画策定に際しては、庁内組織である松戸市放射能対策協議会による合意形成を経て、国との協議の後に策定に至りました。</p>
77	19	第2章第2節	・追加：積算計の測定結果について定期的に公表すること。	1		<p>・現在、積算線量計の測定値とそれから算出した学校で受ける年間予想値をホームページで2週間ごとに公表しています。</p>
78	18	第2章第2節	・航空機でのモニタリングとは、いつどのような状態で測定を実施するのか。	1		<p>・本計画に掲載されている航空機モニタリングは、平成23年9月に文部科学省が実施したものです。</p>
79	18	第2章第2節	・ここに示されている「空間放射線量マップ」は、文科省航空機モニタリングからの引用と受け取れる記述がしてありますが、文科省からこのようなコンターマップが公表されているのでしょうか？ また、文科省による航空機モニタリングは、いわゆる放射能探査の手法を用いていると思われませんが、航空機の軌跡間隔などから、その位置精度はせいぜい市町村レベルであり、町丁目レベルでの空間線量率分布を評価する目的としては不適当な探査であると考えます。 したがって当該モニタリング結果を環境放射線低減対策の基本方針にかかわる資料として使用することもまた不適切であると考えます。	1		<p>・文科省が行った航空機モニタリングマップは公表されており、文科省ホームページで閲覧できます。環境省ガイドラインに、除染実施区域を設定するにあたり、航空機モニタリングの結果を判断材料にすることが可能である旨の記述があり、それに基づき区域の設定をしました。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
80	19	第2章第2節	・除染目標である.0.23 $\mu$ Sv/hについて、根拠を分かりやすく明示するべき。	1		<p>・毎時0.23マイクロシーベルトの考え方                      ①追加被ばく線量について、年間1ミリシーベルトを、一時間当たり換算すると、時0.19マイクロシーベルトと考えられます。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)                      ※毎時0.19マイクロシーベルト×(8時間+0.4×16時間)×365日＝年間1ミリシーベルト                      ②自然放射線量について                      事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線量は毎時0.04マイクロシーベルトとなっています。よって追加被ばく線量年間1ミリシーベルトとなる時間当たりの空間線量は、0.19+0.04＝毎時0.23マイクロシーベルトとなります。</p>
81	19	第2章第2節	・0.23マイクロシーベルト以下でも除染をお願いします。	1		
82	19	第2章第2節	・目標が0.23マイクロシーベルトは高すぎます。	1		<p>・市では、環境省より示された、事故による追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以内をめざす考えに準じ、毎時0.23マイクロシーベルトの指標値を定めており、科学的な知見からは妥当なものであると考えています。</p>
83	19	第2章第2節	・目標値は毎時0.23マイクロシーベルト未満とありますが、数値はできる限り低くなるようお願いいたします。チェルノブイリ事故の例をあげると、0.23は今でも立ち入り禁止区域となっています。(添付した画像を参照してください。)この数値が安全とは決して思わないように。松戸市は、市民のために立ち入り禁止区域と同じくらいの線量で満足せずに、目標値はもっと厳しくおねがいします。	1		<p>◆毎時0.23マイクロシーベルトの考え方                      ①追加被ばく線量について、年間1ミリシーベルトを、一時間当たり換算すると、時0.19マイクロシーベルトと考えられます。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)                      ※毎時0.19マイクロシーベルト×(8時間+0.4×16時間)×365日＝年間1ミリシーベルト                      ②自然放射線量について                      事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線量は毎時0.04マイクロシーベルトとなっています。よって追加被ばく線量年間1ミリシーベルトとなる時間当たりの空間線量は、0.19+0.04＝毎時0.23マイクロシーベルトとなります。</p>
84	19	第2章第2節	・目標値は毎時0.23マイクロシーベルト未満とありますが、年間1mSvを単純に8760時間(24×365)で割った0.12 $\mu$ Sv/hを目安にしてください。	1		
85	19	第2章第2節	・「主な生活空間の平均的な空間放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト/時未満に」とありますが、計測できる放射線核種は限られており、 $\alpha$ 線による内部被ばくの危険性を加味するべきです。よって、空間線量は震災以前の数値を目標としてください。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
86	19	第2章第2節	<p>・松戸市は、「市としては0.23 <math>\mu</math>Sv/時未満を目指す」としていますが、「空間放射線量は、年間積算値 1 mSv以下を目指す」とすること。</p> <p>細胞の成長が活発で影響を受けやすい子どもたちには、国際的にも 1 mSv/年 以下のが求められています。ところが、松戸市の年間線量は、0.23 <math>\mu</math>Sv<math>\times</math>24<math>\times</math>365=2.014mSv/年となり、約 2 mSv/年になり、国が当面子どもに対して1mSv/年としている中で、それよりも高い値です。</p> <p>※ P.17計画(案)より「これまでに本市が掲げた、子どもたちの健康の維持と安全・安心を最優先とした考え方を継続し、最終的な除染目標については、主な生活空間の平均的な空間放射線量が毎時0.23 <math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)未満になることを目指します。」</p> <p>理由は、① 国・文部科学省の線量限度の矛盾：「福島第一原発事故が起きる前は、日本における一般公衆の追加被ばく線量(医療除く)限度は年間 1 mSvと定められていました。これが事故後20mSvに引き上げられ、被ばくの影響を受けやすい子どもにも同じ基準が適用されたため、国内外から多くの批判を浴びました。そのため文科省は、学校で受ける線量を当面年間 1 mSv以下とするよう方針を改めました。しかし、これは学校だけの数値で、他の日常生活で受ける放射線量は含まれていないなど、未だ問題を抱えています。」(『放射線と被ばくの問題を考えるための副読本～“減思力”を防ぎ、判断力・批判力を育むために～』福島大学 放射線副読本研究会編 P.7～P.8より抜粋)</p> <p>② ICRP(国際防護委員会※)とECRR(欧州放射線リスク委員会)の違い—内部被曝を計算する「換算係数」の違い：食品などの放射線量はBq(ベクレル)で表し、人体への影響はSvの単位で表します。その換算係数が、ICRPとECRRで大きく違っています</p> <p>③ 低線量被ばくの実態について：空間線量⇒呼吸⇒肺に入る⇒他の器官より出にくく影響大序章 第2節 放射能について(3)内部被曝についての内容と同じ(この項の一つ上に記述)</p>	1		<p>・市では、環境省より示された、事故による追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以内をめざす考えに準じ、毎時0.23マイクロシーベルトの指標値を定めています。</p> <p>◆毎時0.23マイクロシーベルトの考え方 ①追加被ばく線量について、年間 1 ミリシーベルトを、一時間当たり換算すると、時0.19マイクロシーベルトと考えられます。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定) ※毎時0.19マイクロシーベルト<math>\times</math>(8時間+0.4<math>\times</math>16時間)<math>\times</math>365日=年間1ミリシーベルト ②自然放射線量について 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線量は毎時0.04マイクロシーベルトとなっています。よって追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトとなる時間当たりの空間線量は、0.19+0.04=毎時0.23マイクロシーベルトとなります。</p>
87	19	第2章第2節	<p>・関東における自然界放射線量0.056～0.092 <math>\mu</math>Sv/h(日本地質学会)+年間 1 mmSv(0.0178(≒0.018 <math>\mu</math>Sv/h)～0.054 <math>\mu</math>Sv/h)=自然放射線量+年間1mSv(内部被曝含む)は0.085～0.121 <math>\mu</math>Sv/hです。目標値は何を基準に策定されたかが不明です。そもそもの国の算定は年 1 mmSvの追加放射線量に内部被ばくを考慮していません。</p> <p>厳密に言えば50～60年代の核実験、チェルノブイリ事故により沈着した放射性物質も含め「自然界にある放射線物質」とすることには大きな疑問があります。仮にもう一度事故が起きた際にこの考えに基づくと自然界の放射線量0.23 <math>\mu</math>Sv/h+1 mmSv/yという馬鹿げた計算になります。</p> <p>特に高放射線地域となった松戸、福島第一原発事故が今後も長期に渡り放射性物質を排出することを考慮すれば、より厳格な目標値が必要です。空間放射線量目標値の算定方法の公表、目標値の再検討を要望します。野田市をはじめ、国基準より厳格な基準を設けている自治体があります。</p>	1		
88	19	第2章第2節	<p>・空間線量が毎時0.23 <math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)以下を目指すということですが、低線量被曝について、どれだけの線量が積算されたことにより将来的にどういった障害が現れるかということが科学や医学において未だに不明となっていますが、その状態の中で0.23という数字を目指す根拠はなんなのでしょうか？ どれほどの量で何がいつ起こるのか不明であるのだから、少しでも積算を減らしていく努力をするべきであると思います。</p>	1		
89	19	第2章第2節	<p>・砂場についてはまさに「空間ではなく砂に直接ふれる所」と書かれているように、空間線量を目標にあげることは間違いです。</p> <p>砂に含まれる放射性物質の量、Bqで検査することが必要です。皮膚や衣服に付着したり、口や鼻からの内部被ばくの危険も大きいので、より厳格な管理が必要です。砂を入れ替えるなどしても定期的な測定を要します。また、セシウム以外の放射性物質の検査もしてください。(江戸川区東小岩からストロンチウムが検出されていることから、当然松戸からも検出されると思われるため)</p> <p>郡山市では、除染をおこなった公園に、高い放射線量にもかかわらず「除染前」「除染後」の空間線量を看板を立て広報していました。</p> <p>子どもの利用する公園(特に、砂場)などは、Sv、Bqを明示した看板等の設置をしてください。</p>	1		<p>・表面の汚染密度を測る目的で、市独自の基準として、地表 5 cmの高さとしています。</p> <p>広報については、「除染前」「除染後」の空間線量を各公園の出入口付近の看板やホームページで周知しています。</p>
90	19	第2章第2節	<p>・学校などの子供施設については徹底する必要性を感じます。除染の費用対効果と公共の有益を考えたときに、低年齢層は被ばくによる影響が大きいので、そこをケアすることに意味があります。 同年齢層の子供が集まって一定時間活動するので、低年齢層の集団被ばく量を下げることがあるからです。長期的に見ても、入れ替わり立ち代わり低年齢層が集められてくるのですから、効率的です。一人一人の健康管理をしなくても、場を管理することで、確実に低年齢層の健康をケアできます。</p>	1		<p>・成人と比較し、放射線への感受性が高いとされる子どもへの配慮を優先して取り組みます。なお、子どもへ配慮した除染を進めることは、最終的には松戸市全体の放射線量を下げることでもあり、大人の被ばくの低減にも寄与するものと考えています。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
91	19	第2章第2節	・子どもの定義を児童福祉法の18歳未満とすること。	1		・国のガイドラインが測定の高さを小学校までで区切っていることや通学路及び公園との兼ね合いから除染実施計画では小学校までとしています。
92	19	第2章第2節	・「子どものいる住宅」を優先とあるが、子どもの範囲は18歳まで広げること。	1		
93	19	第2章第2節	・民間マンション内の遊び場スペースも、子ども関係施設(公園)を同じ考え方に基づいて計画に入れるべき。	1		・集合住宅の区分として対象に含まれるものと考えています。
94	19	第2章第2節	・集合住宅について、子どもが一人でもいれば、全敷地、全棟が除染の対象となるのか。それとも各棟の判断となるのか。	1		・集合住宅については、棟ごとではなく、敷地全体で判断することとなります。
95	19	第2章第2節	・広報まつどにおいて、民間の除染に対して、中学生までと認識していたが小学生以下になっていた。どこで変わったのか。	1		・広報まつど4/1号において、子ども関係施設及び中学・高等学校の除染実施、民有地については小学生以下の子どもがいる住宅(転入者含む)の除染実施をご案内をしております、変更は行っていないものと考えます。
96	19	第2章第2節	・「敷地内全ての空間放射線量が地表面から50cmの高さで毎時0.23μSv(マイクロシーベルト)未満になることを、本市独自の目標とします。」外部被ばくだけの基準ではなく、外部被ばく・内部被ばく全体で年1mSv以下になるような基準の設定をお願いします。	1		・国が示した追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを根拠とし、本計画に定めた高さに基づき毎時0.23マイクロシーベルトを指標値としています。
97	20	第2章第2節	・子ども関係施設及び学校施設の詳細の除染スケジュールはどのように決定し、どのタイミングで市民に公表されるのか。特に地域住民等の関係者に周知するのか。	1		・行事や使用状況との兼ね合いを含め協議し、スケジュールが決まり次第、各施設から施設利用者にお知らせします。
98	20	第2章第2節	・番号4,5の対象施設は、見直すことがあれば、いつ頃、どのくらいの頻度で見直すのか。	1		・除染を実施していく中で、その進捗状況や除染方法の技術開発や国の方針等により、適宜、計画について、見直しを図ります。
99	20	第2章第2節	・番号1,2の対象施設についても前倒しも含めて鋭意全力で取り組んでほしい。	1		・最優先で進めます。
100	20	第2章第2節	・民有地の除染にあたり、集合住宅の取扱いをどうするのか、明示すべき。	2		・集合住宅については、対象施設の番号5「1~4以外」に区分されますが、子どもがいる集合住宅のみ、測定する高さ等について、「子どものいる住宅」と同様の取り扱いになります。
101	21	第2章第2節	・目標を、地表面から5cmで0.23マイクロシーベルトとしてください。近隣市と比較して、50cmは高すぎると思います。 ・測定高基準について子どもの生活実態に合わせて、柏市のように5cmにすべき。 ・放射線測定の高さは、子ども達への影響に留意して、5cmに設定して下さい。	4		・地上1mや50cmの位置での空間放射線量は、大人及び子どもの被ばくを考えた場合に、その位置は重要な臓器の位置にあたることから、大人及び子どもの生活空間における被ばくを代表していると考えられます。国の基準では、空間放射線量の測定位置は、地表面から高さ1m~50cmの範囲とされていますが、市では地表面から、50cm、1mの高さの他に、市の独自の判断として、砂場については、直接触れるのが目的の場所であるため、地表面から5cmの高さで測定を行います。
102	21	第2章第2節	・子どもが砂に直接ふれるのは、砂場だけではなく、放射線の影響の大きいといわれている小さい子ども達は、砂場に限りならず砂、土のある所に座り込み、砂遊びを楽しみます。小さい子どものあつまる公園については、砂場のみでなく公園内全体として考えてください。	1		
103	21	第2章第2節	・公園等については、地表面から50cmではなく、5cmの高さで測定し、除染して下さい。幼児は寝ころんで遊んだりします。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
104	21	第2章第2節	・空間放射線量の評価を地表1m、50cm、5cmという高さで評価するのは、本来、測定地点周辺の、どの程度までの広がりや線量の測定範囲とするかの違いであって、子供の身長との関係はないと考えるべきではないでしょうか。子供は地表50cmを浮遊しているわけではありません。	1		<p>・地上1mや50cmの位置での空間放射線量は、大人及び子どもの被ばくを考えた場合に、その位置は重要な臓器の位置にあたることから、大人及び子どもの生活空間における被ばくを代表していると考えられます。国の基準では、空間放射線量の測定位置は、地表面から高さ1m～50cmの範囲とされていますが、市では地表面から、50cm、1mの高さの他に、市の独自の判断として、砂場については、直接触れるのが目的の場所であるため、地表面から5cmの高さで測定を行います。</p> <p>・小学校については、敷地内全域を除染対象としています。除染作業実施後は、何らかの形で数値を公表したいと考えています。但し、除染関係ガイドライン（環境省）に基づき、測定する高さは50cmとなります。</p> <p>・「上記以外の市有施設」に通学路等の集水桝は含まれておりますが、現在のところ、除去した汚泥等の仮置場がないことから、実施することが困難な状況にあります。仮置場が確保され次第、子ども達が日常利用する通学路等を優先し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える集水桝の除染を実施します。</p>
105	21	第2章第2節	・地表面から50cmの高さで毎時0.23μシーベルト未満にすることを目標とする、とありますが、小さい子供は砂場でなく広場でも地表近くの50cm未満の空間、10cmや20cmの空間で遊びます、座ります、寝転びます。目標を地表面から50cmの高さで毎時0.23μシーベルト未満にするとともに、地表面から5cmの高さで毎時0.23μシーベルト未満にすることも追加してください。除染された場所のどこにいても安心できるということは、どの高さにいても安心ということではないでしょうか。	1		
106	21	第2章第2節	・「総合計画(案)」では、除染の全体目標として地表100cm(子どもが利用するところは50cm、公園砂場は5cm)の高さの空間放射能を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることとしている。しかし市民はいつも立って生活しているわけではなく、低い位置が汚染されていていいという理由はない。すべての地域の放射能測定を地表5cmに設定してほしい。	1		
107	21	第2章第2節	・地表から100cmの空間線量では、どの場所が汚染されているか特定できないため、地表面でも測定して下さい。また、セシウム以外の核種の汚染も存在すると考えて、市民に知らせて下さい。	1		
108	18-32	第2章第2節	・市内小学校については、校内の畑やプールサイドも含め敷地内全域を除染対象とし、その数値を公表して下さい。なお、測定する高さは地表面から5cmとして下さい。	1		
109	18-32	第2章第2節	・側溝の大部分を高圧洗浄してほしい。	1		
110	18-32	第2章第2節	・除染対象場所に道路・側溝を追加してください。道路わきの砂の溜まったところや側溝は線量が高く危険です。道路は平均的な生活空間です。	1		
111	18-32	第2章第2節	・道路や通学路(歩道や端含む)についても、除染対象場所に加えて下さい。土砂や落葉が溜まっている道路の端ほど放射線量が高いので、放射線量低減に努めて下さい。	1		
112	18-32	第2章第2節	・通学路については、側溝の除染を実施したとのことですが、実際に測定するとまだ高いところが多いことから、除染後の数値を公表し、さらなる徹底除染を実施して下さい。また、通学路以外の道路についても、高いところは除染を実施し、公表して下さい。	1		
113	18-32	第2章第2節	・通学路(植込み、竹林など)にも、高い放射線量の数値が出ているところもあるため、通学路も一覧に入れてほしい。	1		
114	18-32	第2章第2節	・通学路の他、塾やスポーツクラブへ通う道路、買い物へ行く道路、保育園児が散歩する道路等は、除染の対象とするのか。	1		
115	18-32	第2章第2節	・通学路の除せんについての記載が無かったようです。通学路で高濃度に汚染されている箇所がいまだに多く見られます。この部分の低減策を検討してください。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
116	18-32	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園よりも道路の除染を優先すべきだ</li> </ul> <p>公園の多くは土砂だからセシウムなどの放射性物質は土砂の中に吸い込まれているが、道路は放射性物質がアスファルト舗装の微小凹部の中に沈着されている。その上に自動車が行き交っている。当然、アスファルトの表面は少しずつ削られ、それとともに放射性物質も少しずつ舞い上がり、その一部は通行人の吸う息とともに体内に取り入れられる。市の計測でも小金・新松戸地区の道路には0.4<math>\mu</math>Sv以上の高い放射線の地点がある。私は公園の除染も必要だが、道路の舗装の除染のほうが優先して行われるべきだと思う。</p> <p>できれば舗装の全面回収が必要だと思う。予算上の問題もあるだろうから、交通量の多い道路から順次再舗装を実施していただきたい。</p>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>「上記以外の市有施設」に通学路等の集水樹は含まれておりますが、現在のところ、除去した汚泥等の仮置場がないことから、実施することが困難な状況にあります。仮置場が確保され次第、子ども達が日常利用する通学路等を優先し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える集水樹の除染を実施します。</li> </ul>
117	18-32	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域の側溝、道路の清掃を希望します。定期的に清掃を実施することで、少しずつ市内の汚染度が下がると考えられます。鹿児島などで使用しているロードスイーパーの導入などをお願いします。</li> </ul>	1		
118	18-32	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>全道路の除染をお願いします。</li> </ul>	1		
119	19 20 21 26	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども関係施設」にアスファルト表面を含む通学路を追加すること。</li> </ul>	2		
120	18-32	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「上記以外の市有施設」にアスファルト表面を含む市道を追加すること。</li> </ul>	1		
121	18-32	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象に通学路は含まれていませんが、除染はしないのでしょうか？高い場所がありますので、通学路も除染を実施していただけたらと思います。また、除染が終わりましたら、速やかに除染後の数値を公表していただきたいです。</li> </ul>	1		
122	20	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や歩道で1mで毎時0.23<math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)を越えた所が多い。越えた地域の道路の線量はマダラ模様であるので、15m～20m間隔で詳細に調べて欲しい。</li> <li>さらに除染について、舗装部分の清掃やブラシ洗浄だけでは、毎時0.23<math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)以下に下がらない箇所が多数出た場合には、年度ごとの道路の補修工事とリンクさせて、高線量の道路から、舗装のやり直し工事を行ってほしい。</li> </ul>	1		
123	20	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校通学路の除染について記載がない。ホームページ上においても、2月の再測定以降の状況が分らない為、最新情報や今後の計画について、教えて下さい。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>「上記以外の市有施設」に通学路等の集水樹は含まれておりますが、現在のところ、除去した汚泥等の仮置場がないことから、実施することが困難な状況にあります。仮置場が確保され次第、子ども達が日常利用する通学路等を優先し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える集水樹の除染を実施します。</li> <li>小学校通学路の放射線量測定については、昨年度2回(11月及び2月)の測定を行っています。今後も継続して測定し、その結果を公表して参りたいと考えています。</li> </ul>



## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
124	20	第2章第2節	<p>・通学路だけでなく、道路、農地の汚染状況もしっかり調査をして、基準を超えているところはしっかり除染してほしい。そのことがわかるように、19ページの5の1～4以外に分類することなく、「通学路」「道路」「子どものいない住宅」「農地」の項目を立てて、しっかり記述してほしい。除染計画を立て、調査するときも、市民に詳細な中身がわかるように、しっかり広報してほしい。</p> <p>19ページ、25ページには民家の記載があるが、現在子どもがいない住宅は該当しないのかと、勘違いする市民が出て、除染の申込をしない家庭が続出する恐れがある。農地についても、25と27ページには記載があるが、同じように勘違いする農家が出るおそれがある。</p>	1		<p>・道路について 「上記以外の市有施設」に通学路等の集水桝は含まれておりますが、現在のところ、除去した汚泥等の仮置場がないことから、実施することが困難な状況にあります。仮置場が確保され次第、子ども達が日常利用する通学路等を優先し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える集水桝の除染を実施します。</p> <p>・農地について 農地については、必要に応じて、除染を実施する予定ですが、具体的な内容については詳細が決まり次第お知らせします。</p>
125	20	第2章第2節	<p>・子どもが多く利用する施設として1～3が提示されていますが、これ以外にも通学路や生活上使用する道路や道路沿いの植え込みについても対象を広げるべきだと考えます。道路の汚染は思いのほか深刻で、しかもこれは除染とまではいかなくとも、清掃をきちんとすれば線量が下がることが期待できます。ぜひ除染計画の中に組み込んでいただきたいと考えます。</p> <p>「自然要因による空間放射線量を継続的に監視し」とある部分は(当該箇所は文意が汲み取りにくいのですが、風雨などによる放射性物質の移動・拡散・濃集を指すものと解釈します)、その監視(モニタリング)方法について具体的にスケジュールを立案していただきたいと考えます。</p> <p>基本方針として、除染作業は実施後の線量の変化によっては、繰り返し実施するものとしてお考えであると理解しています。除染はいちど行えばすむというものではないと考えます。</p> <p>なお、現在公園等において実施されているメンテナンス業務においては、事故前と同様の清掃(落ちた枝葉の収集・除去、芝刈りなどを含む)が行われているように見受けられます。作業員はマスクもなしに芝刈りを行っています。しかしながら、公園、特に芝生のエリアにおける空間線量率は高く、実質的に放射性廃棄物を処分する行為となっています。このような業務は放射性廃棄物を処理する際に従うべき法に準じて発注し、実施していただきたいと考えます。</p> <p>また、一部ではバキュームによる落葉の吸引の実施がなされているようですが、この方法では粉塵を多量に含む排気が発生し、結果的に放射性物質が拡散されることになりかねません。ぜひともこのような方法による清掃をやめていただきたいと思えます。</p>	1		<p>・道路について 子どもの健康維持と安心安全を最優先とした考え方から、主な生活空間を対象に設定しています。道路は機能維持のための清掃管理等を行っていきます。これにより、線量低減も期待できると考えています。除染後も線量を把握し、繰り返し除染が必要な状況であれば、実施する考えです。</p> <p>・除染作業 除染等業務を行う場合は、厚生労働省の『除染電離則』の施行により、事業者は除染労働者に対し、健康管理面の知識や健康診断などの特別の教育を行わなければならないとされています。公園につきましては、除染作業だけでなく、通常の維持管理業務で放射性物質の飛散が予想される場合は、マスクや手袋の着用を再度徹底するよう指導します。</p> <p>・落葉の吸引については、今後配慮して行っていく予定です。</p>
126	22-25	第2章第2節	<p>・毎時0.23μSv(マイクロシーベルト)をわずかに下回るような地域について、除染対象から除外するのではなく、市内全域を除染すべき。</p>	3		
127	22-25	第2章第2節	<p>・市内全域を除染対象とすべきと考えます。</p> <p>・除染対象・対象外が字(町)単位はあまりにもおおざっぱすぎる。字(町)ごとに除染の対象・対象外を決めること自体、役所的な考えであり住民の不安を全然、理解していない。除染対象外の地域を決めるのであれば、現在の除染対象外の字(町)を10メートル四方に測定を行い、10メートル四方単位に除染の対象・対処外を決めるなど、もっと細かい範囲で決めて下さい。除染対象外の字(町)の中でも空間放射線量が0.23以上の場所が存在している。除染対象外と隣接する字(町)が除染対象が存在する。道路の向こうは除染対象だがこちらは対象外という場所が発生します。</p>	1		<p>・本計画では、特別措置法に則り除染実施区域を設定しており、松戸市全域の平均的な放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にしていくべく取り組んでいきます。</p>
128	22-25	第2章第2節	<p>・「☆除染実施区域一覧」表に示された、航空機モニタリングによって判断された「字(あざ)」については、前述しました航空機モニタリングの精度上の理由により、不適切な判断であるものと考えます。</p> <p>また、それ以外の区域については、「平均空間線量」ならびに「空間線量の範囲」が示されていますが、これについてはまず計測実施地点位置ならびに結果について、すべて明らかにしていただきたいと考えます。現状ではどの程度の測定を行い、どのように評価・判定を行ったかのプロセスが全く市民に理解できません(「平均空間線量」についてはその定義も明らかにしていただきたいと思えます)。</p>	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
129	22-25	第2章第2節	<p>・除染計画の対象となる区域について、対象地域の決め方が不透明です。当該地域に対し、いつ測定したか、どこを測定したか、結果はどうだったかということの一部公表せず、市が測定し、国に提出し、協議して決めたと聞いています。また、文科省の平成23年9月の航空モニタリングは専門家の間では、参考値であり、実測すべきとの意見がでています。一律、航空モニタリングで毎時0.23<math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)以上とされた地域を除染対象とするのは根拠があいまいです。</p> <p>また、市内実測値は23年5月から11月まで7ヶ月を要しています。当然、5月に測定された地域は半減期の関係上高くなり、11月に測定された地域は低くなります。これは地域間での不公平を意味します。しかも、現在は自然現象(雨や風)により自然能集がすすんでいます。これに対応するには、除染実施区域対象外などとはせずに、市役所で責任をもって毎時0.23<math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)を越える場所を全市内で除染していただきたい。市の計画には、0.23を越えたら対応すると言っているが、市民からの自己申告に任せるのは、目標としている市内全域0.23以内にするとということと矛盾します。市が責任をもって、0.23を越える地域を見つけ出し、きちんと除染してもらいたいと強く要望します。</p>	1		<p>・本計画では、特別措置法に則り除染実施区域を設定しており、松戸市全域の平均的な放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にしていこうと取り組んでいきます。</p>
130	22-25	第2章第2節	<p>・除染計画の対象となる地区に五香が入っていません。五香の中だけでも、線量を測ると毎時0.23<math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)を越える地点があちこち点在します。その状態を航空モニタリングで測るのでは、細かい地点を測りきることはできないと思われまます。そのような計画では中身のある対策とはなりません。地区の見直し、正式な計測が必須です</p>	1		
131	22-25	第2章第2節	<p>・除染実施区域外である河原塚に放射線量が高い地域が存在することを認め、多くの子どもが活発に活動する施設であることを考慮の上、除染実施を強く求めます。</p>	1		
132	22-25	第2章第2節	<p>・除染実施区域外の字については、自治会・町会・PTAなど住民立会いのもと、再測定を実施、結果に応じて見直しをはかること。</p>	1		
133	22	第2章第2節	<p>・上段文章の後に、天候・気候・数・人など完全に同じ条件で測定された結果からの区域指定であり、その後の調査で区域外で高線量が測定された場合、市の測定方法だけでなく、根本的な責任、信用問題に発展すると思われることから、「なお除染計画の対象となる区域以外に関しましてもその後の調査により、平均的な空間放射線量が0.23<math>\mu</math>Sv(マイクロシーベルト)以上と認められた場合は除染計画の対象になりうる」などの補足事項の追加を求める。</p>	1		<p>・松戸市除染実施計画に基づき除染を進めていく中で、地域の実情に応じて、対応を検討していきます。</p>
134	22-25	第2章第2節	<p>・同じ字でも、広域である場合、もっと細分化しなくてよいのか。(例：松戸、上本郷、小金原、新松戸)</p>	1		<p>・国と協議済みであり、妥当であると考えられます。</p>
135	22-25	第2章第2節	<p>・除染実施区域外の地域にも、0.23マイクロシーベルト以上の数値がでる場所がありますが、基本的に除染を行わないと聞きました。除染実施区域外であっても、0.23マイクロシーベルトを超える場所、また、市民から除染の要望があった場合には、除染を行って下さい。同じ市内でそのような差が出ることに反対です。</p>	1		<p>・除染実施区域外の地域でも子どもがいる住宅は、市の独自事業として、測定を行い毎時0.23マイクロシーベルト以上であれば除染を行います。</p>
136	22-25	第2章第2節	<p>・家の周りは0.3<math>\mu</math>Sv/h以上ありますが、除染してもらえるのでしょうか。千駄堀地区はどうなっていますか。</p>	1		<p>・千駄堀は除染実施区域に該当しています。必要な手続きを取った上で、毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所を除染していくこととなります。</p>
137	25	第2章第2節	<p>ここの表に示された施設以外でも、測定を実施されたものと想像しますが、その結果もすべて公開していただきたいと考えます。表中の測定値についても、このままでは代表値であるのか、あるいは1地点の測定で評価・判断が行われたのかが判断できません。</p>	1		<p>・公共施設の測定結果は全てホームページで公開しています。</p>
138	26	第2章第2節	<p>・食物より地上の空気による内部被ばくの方が危険なため、公共の場所のみならず、個人の住宅等についても、除染の要望を受け付けて、取り組んで下さい。</p>	1		<p>・戸建住宅については、除染実施区域内または子どもが居住する住宅であれば平成24年度に実施予定です。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
139	26	第2章第2節	・「地域の実情に合わせ、所有者や町会・自治会等の団体の協力を得ながら除染を実施」とありますが、町会・自治会の協力とは具体的に何を指すのかが不明です。ここでいう「協力」の内容を選択肢も含めて明示していただきたいと考えます。	1		
140	26	第2章第2節	・ボランティア参加できる場所を作って下さい。クリーンデイと絡めて、掃除感覚で除染を行えば、地域の放射線対策について話す身近なコミュニティが作りやすいと思います。そのほか、学校や公園の除染スケジュールの公開を行うのと同時に、保護者や近隣の人がお手伝いできる機会を増やしてもらいたいです。	1		・町会や自治会にどのようなかたちでご協力頂くかについて、今後、検討を進め、具体的な内容が決まり次第、お知らせします。
141	26	第2章第2節	・除染を実施する際の協力について、どのような協力を指しているのかを具体的に説明を追認すべき。	1		
142	26	第2章第2節	・市民が市の取り組みを待つだけになることがないように、除染の方法についても、個人で取り組めることの知識と安全な除染方法を明確にし、ホームページが見られなくても、どんな市民にもわかるような形で、例えばごみの分別方法のように、はっきりと示せるものを作成してほしいです。除染実施区域外の地域にはなおさら必要です。業者だけでなく、市民の動ける力をもっと活用できないでしょうか。安全な除染方法がわかれば、協力できる人も多はずです。不安に対して何もできないから不満が増しますが、不安に対して少しでも何か行動出来れば、不満も少しは落ち着くかもしれません。	1		・除染方法につきましては、環境省の除染関係ガイドラインを基に実施して頂くこととなります。また、市のホームページや窓口で「放射線量低減化対策に係る手引き」をご案内しています。
143	26	第2章第2節	・除染の実施主体について、学校については（公立、私立問わず）、「PTA（保護者）等の協力を得ながら（と連携をはかりながら）実施する」という文言を入れていただきたい。一般に保育園と比べると、学校は組織も敷地も大きく、児童も多い割に、教職員の人手が足りず、また彼らは授業や日常の雑務で忙殺されており、除染活動に関して身動きがとれていないように見受けられる。PTA（保護者）の協力を得ないとなかなか進まないし、何よりもPTA側の当事者意識も生まれにくい。（「いつまでも学校と市役所まかせ」では自分たちの子供の命は守れないと思う。）	1		・学校によっては、PTAの組織がないところもありますが、除染活動に関しては、地域や保護者の協力も視野に入れて、児童生徒が受ける放射線量の低減を計画的、継続的に図っていきます。
144	26	第2章第2節	・神社について、市はどのように対応するのか。	1		・本計画では神社は民有地に位置づけられますが、対応については今後検討していきます。
145	26	第2章第2節	・放射能除染に関して、0.23μSV/時の箇所を除染することになっていますが、対象箇所は、民有地については子供のいる家が該当することとなっています。これは当然のことですが、子供のいない家の敷地に付いても対象箇所とすべきです。また「家」だけではなく、除染が容易な空地についても当然対象とすべきです。是正を要望します。	1		・本計画では、主な生活空間における放射線量の低減化を図っていくこととしています。よって、空き地は対象としていません。
146	26	第2章第2節	・私立幼稚園に対する補助金の再考をお願いします。私立幼稚園に対する20万円の補助金の内示は、取りやめになったと伺いましたが、その内示を受けて、23年度中に線量計を購入した経緯があるのではないかと考えています。線量計購入料金として、20万円または実費の補助でも構いません。宜しくお願ひいたします。	1		・私立幼稚園への補助金については、上限額の変更や、対象となる工事期間の変更を行いました。平成23年度内に購入した線量計等の備品購入については補助の対象となっており、希望する幼稚園については申請を受けて対応しました。
147	26	第2章第2節	・「私立学校、私立幼稚園、民間保育園 市（施設管理者）※」 ※平成23年度のみ、実施主体は「市又は施設管理者」とありますが、24年度以降も実施してください。	1		・平成24年度は、特別措置法上、市が実施主体となります。
148	26	第2章第2節	・除染実施主体について、所有者、町会、自治会などに対し、除染の実施にかんして強制力は無いとお聞きしました。各所有者よって除染対策が進まない事態を避けるために、行政から所有者との密な対話と指導をしてください。	1		・除染を進めるにあたっては、所有者等に同意を得ながら、速やかに進めるよう努めていきます。
149	26	第2章第2節	・放射能への対策に関連してURに対して連絡待ちの姿勢ではなく、市からより強い姿勢で臨んで下さい。牧の原団地内の砂場で遊ぶ子ども達の状況を改善して下さい。また、保管場所の早急な解決を、県・国・東京電力に対して強く要請して下さい。	1		・進捗状況を把握するよう努めていきます。また、保管場所の確保等についても東京電力、国に対して強く要請して参ります。
150	26	第2章第2節	・八柱霊園、県立高校、独立行政法人等との、放射能測定および表示についての対応で連携や取り扱いはどのようになっているか。	1		・基本的には、松戸市除染実施計画における実施主体が放射線測定の公表や除染をおこなうものとなりますが、市としても必要に応じて、相談や協議を行いながら進めていきます。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
151	26	第2章第2節	・除染は政府の航空機モニタリングによる放射能汚染マップに基づく数値の高い地域から優先して行っていただきたい。	1		・空間線量率の高低も一つの判断材料として、総合的に判断していきます。
152	26	第2章第2節	・子ども関連施設以外の4点の事項を総合的に考慮し、優先順位を設定するとあるが、これら4つの優先順位における関係性とそれぞれの項目内での優先順位はどうなっているか、なるべく客観的指標(数値)で教えて頂きたい。	1		・子ども関係以外の施設は、主に利用状況、線量状況を踏まえ、個別検討していく考えです。
153	26	第2章第2節	・子どものいる家庭について、除染の受付の優先順位(受付順か、線量の高低かその他)をどのように決めるのか。また混乱しないように受け付け方や広報の仕方はどのようにするのか。	1		・優先順位は地区としての線量の高低を基本とし、受付方法は申込用紙を一ヶ所に送付する申請方式を予定しています。
154	27	第2章第2節	・団地マンションの通路は、準公共的道路として私道よりも優先的に除染していただきたい。	1		・本計画では主な生活空間における放射線量の低減化を図っていくこととなります。主な生活空間では事前測定において、毎時0.23マイクロシーベルトを超えたところについて除染を行うこととなります。
155	27	第2章第2節	・民間のマンションについて、除染を希望します。	1		・集合住宅については、除染実施区域内または子どもが居住する住宅であれば対象となります。
156	27-29	第2章第2節	・高層マンションの除染は高圧洗浄を行うとあるが、どのような養生をするのか。また、屋根及び全ての面の壁が対象となるのか。居住者が断ることはできるのか。	1		・具体的には個別状況に応じた対応をとることとなります。
157	27-29	第2章第2節	・集合住宅内の区分所有者は、除染の場所と方法を選択できるのか。もしくは、部分的に断ることは可能か。	1		
158	27-29	第2章第2節	・民家・民有地の除染にあたってはマンションを戸建住宅と比べて差別しないようにしていただきたい。特に集合住宅のベランダは居住域に隣接しているので優先的にお願いしたい	1		
159	27-29	第2章第2節	・子どものいる住宅の除染を実施する場合、周辺環境も考慮した上で除染に取り組むことを望む。	1		・除染関係ガイドラインに則って、除染を行います。
160	27-29	第2章第2節	・除染の方法としてブラシ洗浄、高圧洗浄があげられているが、洗浄された後の処理の対応がはっきりしていないので具体策としてあげることは考えるべき。	1		
161	27-29	第2章第2節	・高圧洗浄について、洗浄に使用した水はどのように処理されますか。	1		
162	27-29	第2章第2節	・除染を行う場所を厳選し、場合によっては除染をしないという判断も必要と思います。戸建てなどの場合は、もう少し慎重になるべきだと思います。そこまで費用があるのでしょうか。	1		・主な生活空間を対象とし、事前測定を行った結果、基準の高さで毎時0.23マイクロシーベルトを超えた所のみを除染対象とします。
163	27-29	第2章第2節	・戸建住宅についても、公共施設等の屋上同様、屋根の除染をお願いしたい。1階より、2階の測定値が高いのは、屋根の放射線量が高いからと言われている。他の市では、壁面同様、屋根の除染がおこなわれている。	1		・本計画に記載している内容で低減化が図れなければ、その他の効果的な除染方法について検討していきます。
164	27-29	第2章第2節	・戸建住宅の除染作業内容について、2階が1階に比べて線量が高いので屋根も除染しなければ毎時0.23マイクロシーベルトの根拠(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)が成立せず「一般公衆の年間線量限度1ミリシーベルト」を守れません。	1		
165	27-29	第2章第2節	・除染については、1度ではなく複数回実施してほしい。	1		・除染後の測定で毎時0.23マイクロシーベルト未満に下がらなかった場合は、個別事案でその他の対策を検討します。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
166	27-29	第2章第2節	・除染の効果測定の判断基準はあるのか。どうしても下がらない場合でも除染は続けるのか。	1		・判断基準は同じ場所で測定して毎時0.23マイクロシーベルト未満かどうかということになります。また、毎時0.23マイクロシーベルト未満に下がらなかった場合は、個別事案でその他の対策を講じます。その間は、注意を促して近づかないような等の措置が考えられ、施設管理者と協議し検討します。
167	27-29	第2章第2節	・保育園や幼稚園の除染を優先するとあるが、0.23μSv/h未満に下がらなかった場合、市としてどのような対応をすのか、市の方針を明示してほしい。	1		・毎時0.23マイクロシーベルト未満に下がらなかった場合は、個別事案でその他の対策を講じます。その間は、注意を促して近づかないような等の措置が考えられ、施設管理者と協議し検討します。
168	26-29	第2章第2節	・26ページに以下の追加、市民向け除染安全講習会の実施及び手引書の配布。	1		・除染方法につきましては、環境省の除染関係ガイドラインを基に実施して頂くこととなります。また、市のホームページでも「放射線量低減化対策に係る手引き」でご案内しています。
169	27-29	第2章第2節	・松戸市は、梨園や農地などが大きな面積を占めている。民有地はそれぞれの事情があり様にはいかない面もあるので、町会をはじめ住民とよく話し合っ進めるべきだ。	1		・農地については、必要に応じて、除染を実施する予定ですが、具体的な内容については、詳細が決まり次第お知らせします。
170	27-29	第2章第2節	・児童公園内及び児童公園に隣接し、子ども等が容易に行き来できる植栽内は、除染対象として下さい。児童公園内の植栽は、子どもにとって遊び場の対象で、立派な「生活空間」です。植栽内の整備・清掃、植栽の剪定を徹底し、それでも毎時0.23μSv(マイクロシーベルト)以上の場所は、地面の削り取り等の除染を実施して下さい。 ・公園内の芝生に関しては、安心して子どもたちが寝転がったり直接座ったりできるよう、測定する高さを地表面から5cmにして下さい。	1		・現在は、市が測定したポイントについて、平成24年8月末日までに除染を進めていますが、その後に植栽地の人が入りやすい場所の除染を検討します。また、通常の維持管理の中で、植栽地の清掃や剪定も随時実施しています。公園等の測定高は、環境省の「除染関係ガイドライン」の小学校と同じ、地表面から50cmで対応しています。
171	27-29	第2章第2節	・公園内の「木のベンチ」は線量が高いため、除染時に撤去して下さい。	1		・現在、市が測定したポイントについて、平成24年8月末日までに除染を進めています。その後、各ベンチについても、測定高50cmの空間線量を測定し、除染を行う予定です。
172	27-29	第2章第2節	・公園の広場の除染は部分的に行うのではなく、全体を除染してください。部分的に行っても除染していない場所から土が移動してしまえば、元に戻ってしまいます。せっかく除染するのもったいないです。	1		・松戸市の公園は、特別措置法に基づき、毎時0.23マイクロシーベルト以上の場所について除染を行っています。第一段階は、砂場や遊具の下などの除染を行い、現在は、第二段階の広場を中心とした除染を行っています。その後、モニタリング調査を実施し、毎時0.23マイクロシーベルト以上になった場合に再度、除染を行う予定です。
173	27-29	第2章第2節	・公園の放射線値の高い場所に、分かりやすい標識を立ててください。看板を読めない子どももいます。	1		・除染の目安となる指標値、毎時0.23マイクロシーベルトを超えたからといって、直ちに健康影響があるという数値ではなく、公園については長時間そこに留まるわけでもありません。市としては子どもたちの健康と安全のため、安心感が得られる取り組みが必要と考え、少しでも早く除染を行うよう努めています。また、「除染前」「除染後」の空間線量を各公園の出入口付近の看板で周知しています。ただし、毎時1.0マイクロシーベルトを超えた場所については、緊急対応します。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
174	27-29	第2章第2節	・汚染土が公園に移動されているが、何の表示もないので、その上子どもたちが遊んでいます。将来膨大な医療費がかかることを考えれば、一刻も早く対策をすべきではないか。	1		・公園で除染した土は、深さ1m程度の穴を掘り、耐水性シートで包んで埋めています。 なお、埋める際には、放射線の影響のない底部の土を厚さ40cm以上（環境省の「除染関係ガイドライン」の基準は30cm以上）被せています。埋め戻し後の放射線量も測定し、出入口付近の看板において、埋めた場所と放射線量を表示しています。
175	27-29	第2章第2節	・除染した公園の土は、どの程度の深さの穴に、どのような袋に入れて、埋設したのか。	1		・公園で除染した土は、深さ1m程度の穴を掘り、耐水性シートで包んで埋めています。 なお、埋める際には、放射線の影響のない底部の土を厚さ40cm以上（環境省の「除染関係ガイドライン」の基準は30cm以上）被せています。
176	27-29	第2章第2節	・次のような除染をすべきと考えます。①「気を間引く、木の高さを低く、枝を刈り込む」風通しがよくなり、落葉処理が少なくなります。また、夜道の痴漢やひったくり防止にもつながります。②「密集した笹をなくす、表土をはき取る、舗装する」風通しや水はけをよくできます。またセシウムを除去できます。③「歩道を広げ自転車道を確保する」笹や土になっている歩道を舗装し広げることで自転車道を確保しせまい車道での危険の多い自転車通勤・通学を安全にする。	1		・街路樹等については通常管理の中で、周辺環境に配慮をして作業を行っていきます。
177	27-29	第2章第2節	・「なお、作業後においては、同一位置で空間線量を測定し、除染の効果を確認します」とありますが、その確認作業と、その後のモニタリングの方針との関係が不明確です。除染後のモニタリングについて、具体的かつ詳細な計画を立案していただきたいと考えます。 また、除染作業実施に伴う結果については、対象と手法ごとに、詳細情報の公開を強く要望します。 ちなみに公園（たとえば21世紀の森と広場）では、市の計測においても0.4μSv/hを超える箇所が面的な広がりを持って分布しています。公園東部の芝生エリアは芝生の深刈り作業によって立入禁止となっていますが、西側では事故前と同様、市民に開放され利用されています。当該箇所は今後除染の対象箇所となると思われるますが、このような状況にもかかわらず、除染作業まで平常時と同様に開放されていることは、きわめて不適切であると考えます。	1		・市の施設については、可能な限り定期的に放射線量を測定し、公表してまいります。民間施設の公表の可否については、施設管理者の判断となります。  ・21世紀の森と広場については、除染の目安となる指標値、毎時0.23マイクロシーベルトを超えたからといって、直ちに健康被害があるという数値ではなく、また、21世紀の森と広場の利用者の7割を超える方々が3時間以内の短時間の利用であること（平成21年度来園者アンケートによる）などから、全面閉鎖の必要はないと判断し、少しでも早く除染を行うよう努めています。ただし、毎時1.0マイクロシーベルトを超えた場所については、緊急対応します。
178	27-29	第2章第2節	・学校、保育所等の除染作業内容について 通学路が短期的な目標に入っていないので通学路も早急に除染対象にするべき、子供は遊びながら帰って来ます。また、道路と住宅の敷地や歩道との間の窪みにたまっている土が高線量になっているので除去してください。	1		・「上記以外の市有施設」に通学路等の集水桝は含まれておりますが、現在のところ、除去した汚泥等の仮置場がないことから、実施することが困難な状況にあります。仮置場が確保され次第、子ども達が日常利用する通学路等を優先し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える集水桝の除染を実施します。
179	27-29	第2章第2節	・効果的な除染方法を研究・調査し、実施する」とすること。 理由は、「高圧洗浄」とありますが、高圧水洗でまき散らす結果になると専門家等から指摘されています。「ブラッシングと接着剤（ノリ）のようなものを塗布し、剥がす方法」が開発され、効果が高く、比較的安全だといえます（京都精華大学教授 山田國広教授の考案 NHK報道）。	1		・除染方法について、国内外の最新知見も含めて広く情報収集していきます。また、国や福島県内等で実施している除染の実証試験の結果等についても情報収集していきます。 ・除染方法の技術開発や国の方針等により、適宜、計画について、見直してまいります。
180	27-29	第2章第2節	・戸建住宅の除染作業内容について、敷地に防犯用の砂利が大量に敷いてある。土地も狭く埋める事は困難だと思われるので引き取っていただきたい。処分場が決まらないのであれば加害者である東京電力にお引取りいただくのが筋である。東京電力が引き取らないのであれば持ち主の東京電力の敷地にお返ししてくれば良い。	1		・土壌等の除去等の措置に当たって、環境省令第55条に基づく基本的な考えとして、除去土壌等の排出の抑制に努めていきます。それでも除去土壌が発生した場合、安全に配慮した上で仮保管を行い仮置き場の設置後、引取基準を設け回収することを検討しています。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
181	27-29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「なお、表にない施設及び作業内容については、国と協議の上、決定する。」とありますが、例えば、本町の生活空間とはどこをさしますか?本町はほとんどコンクリート、アスファルトに覆われています。各施設が協力して除染しないと線量は低減できないと思います。また、道路は除染しないとタウンミーティングで聞きました。ということは、松戸駅周辺は、毎時0.23μSv(マイクロシーベルト)を越えても我慢しなければならぬのでしょうか?また、マンションなどで除染を実施しても、道路から舞い込んできます。交通量の多い所は常に外から入り込んでくる粉塵でなかなか低くなりません。道路をやらなくて民有地は所有者は除染というのはできないことを市民に押し付けてはいませんか?</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>「上記以外の市有施設」に通学路等の集水桝は含まれておりますが、現在のところ、除去した汚泥等の仮置場がないことから、実施することが困難な状況にあります。仮置場が確保され次第、子ども達が日常利用する通学路等を優先し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える集水桝の除染を実施します。</li> </ul>
182	29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(2) 除染によって空間放射線量を効果的に低減させるためには、空間放射線量への寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を詳細測定により特定するとともに、汚染の特徴に応じた適切な方法で除染します。」とありますが、放射性微粒子が発生する場所を優先してください。樹林地等から除染済みの土地に放射性微粒子が飛散・供給されることのないようにお願いします。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>除染実施計画では、主な生活空間における放射線量の低減化を図っていくこととしています。よって、雑木林、樹林地及び空き地は、対象としておりません。</li> </ul>
183	27-29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業をされている方や通りなどを定期的に清掃作業されている方が、マスクもせずに作業しており、危機意識が足りません。安全安心感を与えるために、マスクを禁止しているのではと疑ってしまうほどです。除染作業は被ばく行為です。作業員の健康問題も軽視せず、せめてマスクを義務付ける等、真剣に取り組んで下さい。年配の方も被ばくのリスクはゼロではありません。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>除染等業務を行う場合は、厚生労働省の『除染電離則』の施行により、事業者は除染労働者に対し、健康管理面の知識や健康診断などの特別の教育を行わなければならないとされています。公園につきましては、除染作業だけでなく、通常の維持管理業務で放射能の飛散が予想される場合は、マスクや手袋の着用を再度徹底します。</li> </ul>
184	29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施されている公園等のメンテナンス業務の一部は、除染と同様の作業であることから、作業員の被曝を避けるための対策ならびに放射性物質の拡散を防ぐ措置を講じることを要望します。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>除染等業務を行う場合は、厚生労働省の『除染電離則』の施行により、事業者は除染労働者に対し、健康管理面の知識や除染作業の方法などの特別の教育を行わなければならないとされています。そこで、公園の除染作業や維持管理を行っている会社にその旨を周知し、各社が「除染等業務に係る特別教育」を受講し、作業従事者に特別の教育を行っています。</li> </ul>
185	29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業従事者の健康管理体制はどのように行っているか、またどのように周知しているか。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>除染等業務を行う場合は、厚生労働省の『除染電離則』の施行により、事業者は除染労働者に対し、健康管理面の知識などの特別の教育を行わなければならないとされています。</li> </ul>
186	29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業に関しては、住民、環境のみならず、作業員の被ばくが最小限になるよう安全管理を徹底してください。</li> </ul>	1		
187	29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛散・流出防止の措置をとるとありますが、十分にできていないように感じられました。作業中であることを周囲に広報し、特に子ども達が被爆しないよう徹底して欲しいです。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の除染を行う場合は、環境省の「除染関係ガイドライン」の基準に従って飛散・流出防止の措置や除染作業中である旨の表示を行っています。</li> </ul>
188	29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの除染作業をみると、通行者(子ども含む)は作業現場付近を、除染と知らず通行しています。ある小学校では、保護者に除染でなく整備として伝わっています。除染作業の際は、近隣住人をはじめ通行者にも分かりやすい形での告知をしてください。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業中の看板等で周知徹底を図ります。</li> </ul>
189	27-29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「反転耕、深耕、砕土、均平化」とありますが、これらの方法は汚染の拡散になります。汚染土は非汚染土から隔離してください。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>除染関係ガイドラインに則り、実施していきます。</li> </ul>
190	27-29	第2章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>「表土の除去と客土、土壌の天地返し」とありますが、これらの方法は汚染の拡散になります。汚染土は非汚染土から隔離してください。「公園(樹林地等を除く)」とありますが、樹林地等を除外しないでください。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、天地返しで対応します。その際は、環境省の「除染関係ガイドライン」の基準に従い、除染後の測定も行います。現在は、市が測定したポイントについて、平成24年8月末日までに除染を進めていますが、その後に樹林地等の通路などの除染を検討します。また、通常の維持管理の中で、樹林地の清掃や剪定も随時実施しています。</li> </ul>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
191	27-29	第2章第2節	・ 土壌の天地返しについて、放射性物質は残留したままとなりますので、入れ替えをして下さい。	1		
192	29	第2章第2節	・ 「除染によって発生する除去土壌等を少なくするよう努めます。特に、表土の削り取り等による除染を行う場合、重機の使用が可能であれば、放射性セシウムを含む上層の土と、放射性セシウムを含まない下層の土を入れ替えることによる土地表面を被覆する方法によって、除去土壌等が発生しないように努めます。」とありますが、重機が使えるのであれば、表土をきちんと削って、地中に埋めるほうが効果的です。柏ではそうしています。子どもたちのいる場所は、天地返しのような中途半端に攪拌するのではなく、ちゃんとやって下さい。本当に子どもたちのことを考えているのであれば、こんな方法を考えつかないと思います。	1		
193	29	第2章第2節	・ 「(2)。。。比較的高い濃度で汚染された場所を詳細測定により特定する。。。適切な方法で除染」とありますが、高濃度汚染地点特定のための測定手法、ならびに適切な除染方法の決定プロセスを、具体的に提示していただきたいと考えます。併せて結果をすべて公開していただきたいと考えます(例えば、「(4)。。。重機の使用が可能であれば。。。土を入れ替える。。。」)とありますが、いわゆるこの「天地返し」による除染実績など、関連する情報もすべて公開していただきたいと考えます。 除染の実施工程・今後のモニタリングとも深くかかわりますが、今後、放射性物質の移動と濃集によって、除染基準を上回る汚染が生じる可能性があることは、これまでもいわゆるマイクロホットスポットが形成されていることから否定できないと考えます。このような、現段階でのスクリーニングでは抽出できない汚染箇所について、どのようにこれを把握し、対処するかについての計画を、本除染計画(案)にも含めていただきたいと考えます。	1		・ 除染関係ガイドラインに則って、除染する場所の状況により、最適な方法を選定します。 「上層土と下層土の入れ替え」は、除染ガイドラインに沿った作業の方法であり、28ページ(4)の方針は除染により発生した土壌の保管方法の方針を示したものであります。
194	29	第2章第2節	・ 「(4) 除染によって発生する除去土壌等を少なくするよう努めます。特に、表土の削り取り等による除染を行う場合、重機の使用が可能であれば、放射性セシウムを含む上層の土と、放射性セシウムを含まない下層の土を入れ替えることによる土地表面を被覆する方法によって、除去土壌等が発生しないように努めます。」とありますが、これでは特に後世の人々が汚染土を管理できません。汚染土と非汚染土は隔離してください。税金を伴う重機の使用は必要ありません。	1		
195	30	第2章第2節	・ 除染実施期間の完了予定日が記されているが、完了予定日まで除染されないままであることによる環境放射線の累積線量がどの程度になるのかの見込みについて、Sv単位で明記されたい。	1		・ 条件設定が困難であり算出できかねます。
196	30	第2章第2節	・ 「子どものいる住宅 平成24年4月 平成25年3月末」とありますが、子どものいる住宅の隣の大人だけの住宅からも放射性微粒子が子どものいる住宅に侵入します。放射性微粒子が飛散する場所をすべて同時に除染する必要があります。	1		・ 本計画では、まずは子どものいる主な生活空間の平均放射線量の低減化を図っていきます。
197	30	第2章第2節	・ 「子どものいる住宅 平成24年4月 平成25年3月末」とありますが、住宅密集地では、近隣家庭からγ線が飛んで来て下がるケースを経験しています。点での除染は意味がありません。これも税金の無駄遣いだと思います。止めて下さい。もし、本当に子どもたちを心配しているのであれば、面での除染、領域として除染しなければなりません。そこまで踏み込んでお考え下さい。	1		
198	30	第2章第2節	・ 高線量の場所からの除染が予定され、実施されていますが、子どもの多く集まるイベントの予定されている公園(例えば、さくらまつり時のさくら通り沿いの公園、ゴールデンウィーク時の21世紀の森など)の除染を優先する。または、イベントの延期を要請してください。	1		・ イベントの時期に係らず、少しでも早く除染を行うよう、市が測定したポイントについて、平成24年8月末日までに除染を進めています。
199	30	第2章第2節	・ 学校施設に除染時期を考慮し、屋外行事の実施時期を学校任せでなく、教育委員会の責任で、実施時期を延ばすなどの対応を講じること。	1		・ これまでも関係機関と連携を図りながら、専門家の意見も取り入れ、学校に指導するなど対応を講じてきました。市内には小中学校が65校あるため、一概にすべて同じ方法をとることが難しいと考えます。



## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
200	30	第2章第2節	・すべての公立学校(大学除く)・保育所(圏)・幼稚園等について、運動会の実施前に、除染を完了させること。	1		<p>・線量値の高い学校から除染を行っています。市教委では、子どもたちが受ける放射線量を年間1ミリシーベルト以下にすることと、できるだけ低く抑えることを目標にしています。各学校で今できる最善の努力をしていくよう、働きかけています。</p> <p>・5/7現在、市内小中学校・高等学校(廃校含む)全69校のうち放射線量の高い上位25校の除染作業を実施し、完了しました。除染作業は、1校当たり2～3週間掛かりますが、今年の4・5月は雨が多く、作業が出来ない日が続きました。5月中に運動会を実施する学校は44校あり、予行練習期間2～3週間を考慮しますと、遅くとも連休中には作業を終了させなければならず、結果的に先の25校までとなってしまいました。残りの学校についても、除染箇所の特定作業を進めているところであり、運動会後、直ちに実施していきます。</p>
201	30	第2章第2節	・今年度の運動会について、春の運動会になる学校が多いと聞いています。しかし除せんの前に行う学校については、出来るだけ子どもたちの被曝を防ぐように「時間短縮」「競技の工夫で“裸足にならない”“寝そべらない”」など対策を講じるように促してください。冒頭にも申し上げましたが、昨年3月の高濃度の被曝を子どもたちが避けていない、ということをくれぐれも自覚してください。	1		<p>・運動会や体育祭の競技種目や運営方法、練習時間や練習場所などについては、被ばく線量の低減が図れるような工夫に努めていきます。</p>
202	30	第2章第2節	・小中高校の運動会・体育祭までに除染を完了するように計画しないのはおかしい。公園などを後回しにしても、そうすべきだ。子ども達の健康を第一に考えるならば、除染前の運動会実施はあり得ないと考える。	1		<p>・学校については、年間1ミリシーベルトを越えないよう目標を定め、線量値の高い学校から除染を行っています。現在、校庭の測定値とそれから算出した学校で受ける年間予想値をホームページで2週間ごとに公表しています。また、放射線量の低減の工夫に努めていきます。</p>
203	30	第2章第2節	・小学校等の運動会実施前に、除染をして下さい。	1		<p>・線量値の高い学校から除染を行っています。子どもたちが受ける放射線量を年間1ミリシーベルトを超えないようにすることと、できるだけ低く抑えることを目標にしています。各学校で今できる最善の努力をしています。</p>
204	30	第2章第2節	・運動会を春から秋に至急変更して下さい。春は秋に比べて、ほこりがたくさん舞い、吸入による被ばくが何倍も変わってきます。早川教授による群馬大でのほこりを調べた年間データを参考にして下さい。無駄な被ばくを子どもたちにさせないで下さい。	1		<p>・砂埃が舞わないように日常から校庭への水まき、児童生徒への手洗いやうがいの励行など各校で行っている被ばく線量の低減の工夫を共有し、できるだけ子どもたちが受ける被ばく線量を低く抑えています。</p>
205	30	第2章第2節	・学校の屋外行事(運動会、体育祭、等)は除染が済んで空間放射線量が松戸市基準を下回るまで開催を延期してください。例年、6月頃に体育祭がありますが、市の除染計画によると完了予定時期が8月末日になっており、除染が間に合わない学校が出る恐れがあります。	1		<p>・線量値の高い学校から除染を行っています。子どもたちが受ける放射線量を年間1ミリシーベルトを超えないようにすることと、できるだけ低く抑えることを目標にしています。各学校で今できる最善の努力をしています。</p>
206	31	第2章第2節	・除染土壌に関して、除染該当施設に埋設場所がない場合、市の一時仮置場、仮置場が確保できるまでは、除去作業自体を控えるべき(及び、市は行わない)という理解でよいか。	1		<p>・土壌等の除去等の措置に当たって、環境省令第55条に基づく基本的な考えとして、除去土壌等の排出の抑制に努めていきます。それでも除去土壌が発生した場合、安全に配慮した上で仮保管を行い仮置場の設置後、引取基準を設け回収することを検討しています。</p>
207	31	第2章第2節	・仮置場については平成24年3月をめどに確保とありますが、仮置場の決定に際しては市民に情報を公開し、広く住民の意向を汲んだうえで決定されることを要望します。			<p>・仮置き場については地域住民との十分な協議の上、検討していきます。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
208	31	第2章第2節	・除去した土壌の保管について、最終的に何処でいつまで保管をしなくてはいけないか、国の明確な見解を示してほしい。	1		・除染土壌は法令上廃棄物でないことから、国は引取り責任はないと明言していますが、引き続き市としては国へ引取りを強く求めています。
209	31	第2章第2節	・除染などの核物質汚染廃棄物の収集、運搬、保管、管理に関して： ①仮置き場は、除染場所に埋める一時仮置き場ではなく、住宅や施設から離れた、公的な管理ができる仮置き場を決めることを第一にすること。同時に、看板などに「放射性汚染物質置き場」であること、「線量の数値」を明記しておくこと。理由は、自宅や施設の除染場所を一時的仮置き場とすると、そこでの管理や事故により放射性汚染の危険がある。そこからの運搬時に、さらに飛散の可能性があるからです。また、保管・置き場として、わかるようにしておくことが管理の基本です。住民に隠したり、忘れさせることは結果として危険です。 ②保管は、ドラム缶等考えられる安全なものに密封し、厚いコンクリートの壁を設け管理すること。 ③保管場所は、国有地・県有地・市所有地を第一に検討し、安全性と住宅密集都市の中で、比較的住宅や諸施設から離れたところを優先すること。私有地の協力も検討するが、住民との協議では、リスクと安全の接点の理解を充分おこなうこと。「国の計画推進」を強く要請すること。	1		・①②…ガイドラインに従い、適切に行います。 ③…市所有地で検討する方向でございます。国に対しては強く要望していきます。
210	31	第2章第2節	・仮置場に関して、「適切な場所については、できる限り早急に設置することを目指します」とありますが、東京電力に設置場所を要求してください。(福島第一原発の敷地は今後50年～100年使えないので、汚染物質置き場にしてください/福島の方には申し訳ないのですが、無理に除染して住むのは危険!!です)	1		・市内で目指す仮置場はガイドラインに従い、周辺環境に影響を及ぼさないよう、十分配慮する考えです。国や東京電力へは、原因者負担の原則から強く負担を求めています。
211	32	第2章第2節	・東京電力への請求を遂行していただきたい。	1		・必要に応じて、請求していきます。
212	32	第2章第2節	・「費用負担は国費もしくは東電への請求」となっているが、請求したがダメだったなどということのないようにしてほしい。	1		・支払われない場合の対応としては法的措置も含めて検討します。
213	32	第2章第2節	・除染の費用負担について、東京電力側に請求することだが、どれくらいの費用をどの程度の期間請求するのかを明確にされたい。また、一企業で負担することの実現可能性が合理的に見通せているのかの現状と、見通せない場合はどのように対応するのかを明確にされたい。	1		・東電と国には、原因者負担の原則の考えにより、強く負担を求めています。費用については、公表できる範囲で明らかにしていきます。
214	32	第2章第2節	・既に除染を実施した市民や、今後独自で実施した市民に対して、公費を全く出さないというのはおかしい話である。きちんと支払われるよう市民の側に立った対応をして下さい。	1		・県内9市から国に対し、「民有地の所有者等が行う除染に対しては、国がその実施者に対して直接的に費用負担をする仕組みを検討する等、住民および自治体の手続きを簡素化し事務負担の軽減を図る」ように、要望書を提出しており、今後東電に対して必要な内容を求めています。
215	32	第2章第2節	・個人が行った除染費用の助成金や補助金等を行うことで、自主的に行った住民についての救済を行うべき。(市職員は各種助成金や補助金業務を行っているので、事務手続き煩雑化を理由にすることはできないのでは)	1		
216	32	第2章第2節	・3つの○の項についても、「松戸市議会放射能対策協議会」を位置づけること。	1		・計画の管理において、「松戸市議会放射能対策協議会」は、チェック(点検・評価)の機能を担うものと考えます。
217	32	第2章第2節	・計画の管理 松戸市放射能対策協議会の環境放射線対策会議は、松戸市情報公開条例によって、会議内容は公開となるのか、あるいは政策決定過程と判断し非公開とすることが妥当とするのか。	1		・松戸市情報公開条例第7条(5)の規定に基づき、非公開となります。
218	32	第2章第2節	・進捗状況に関する情報提供 民間の私有地に関する数値等の情報をどう扱うのか。今後、土地の売買の際には過去の放射線計測値を明らかにすることが求められるのではないかと考えるが、市が有する情報は、法務局等に共有されるのだろうか。	1		・現状では、そのような動きはありませんが、国の動向を見ていきます。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
219	32	第2章第2節	・福島第一原子力発電所震災事故の今後の推移、およびすでに存在する放射性物質の移動・拡散・濃集によって、市内の放射性物質による汚染状況は、今後も時を追って変化する可能性が高いと考えます。本計画に、これらによる計画自体の見直しについて、具体的な見直しの時期を明示していただきたいと考えます。	1		・空間放射線量の推移はモニタリングポストで常時監視されています。計画については必要に応じて見直しを行います。
220	32	第2章第2節	・個別計画のみならず全体として、本計画の評価を数値で行っていかねばならないと考えるがいかがか。明確な評価基準の設定を求める。	1		・明確な評価基準の設定ができない中で、自治体として「今できること」を趣旨に放射能対策総合計画を策定し、各施策を展開することとなります。
221	32	第2章第2節	・見直し時、市民の声が届けられる体制をつくり反映してください。反映されたなら、公開してください。今回の計画策定から、タウンミーティング、パブリックコメントの募集まで、せっかくの機会にも関わらず市民に行政の声が届いていません。情報の公開の仕方を考え直していただきたい。町内の掲示板の多用、チラシとして各家庭へポスティングなど。	1		・パブリックコメントでお寄せいただいたご意見とその回答については、ホームページや行政資料センター、各支所等公表します。
222	18-32	第2章第2節	・屋内の除染方法の記載を追加して欲しい。除染の道具の貸し出しを希望します。放射線量の測定器の購入の費用の一部負担を希望します。	1		・現段階では屋内の線量の目標値は設定しておりません。今回の福島原発の事故由来の汚染の原因は、放出された放射性物質が雨により地表面に落ちたものであるため、まずは屋外の除染をすすめていきます。国から示されているものについては、すべて屋外の除染についてであり、現状では、まず屋外の放射線量の低減を目指していきます。  ・また、市のホームページや窓口で「放射線量低減化対策に係る手引き」をご案内しています。
223	18-32	第2章第2節	・屋内の線量の目標値は存在していないのか？ないのであれば、松戸市は設定しないのか？屋内でも放射線は出ています。	1		・現段階では屋内の線量の目標値は設定しておりません。今回の福島原発の事故由来の汚染の原因は、放出された放射性物質が雨により地表面に落ちたものであるため、まずは屋外の除染をすすめていきます。
224	18-32	第2章第2節	・手続きの手順が分かりません。申請するのかどうか等を明らかにして下さい。	1		・決まり次第広報やホームページにてお知らせします。
225	18-32	第2章第2節	・分譲マンションの除染作業については、管理組合と事前協議をするよう願う。	1		・分譲の集合住宅は、管理組合からの申し込みとなります。
226	18-32	第2章第2節	・民間住宅は申請主義となっているが、これで地域全体の除染が進むのか。スピードも遅く、件数的にも狭い範囲にとどまりかねない。よって、町会や市民有志の協力を得ながら、地域まるごと除染計画などの検討も行き、そのために除染アドバイザーの育成や除染機材の貸出等も行って、市民や民間の協力による除染の徹底を検討すること。また、今回除染実施区域外となった地域も、住民立会で測定し、必要な除染を実施すること。	1		・町会や自治会にどのような形でご協力頂くかについて、今後検討していきます。
227	18-32	第2章第2節	・除染後の線量のチェック体制はどうなっているか。例えば航空機モニタリング調査等の必要性についてはどうか、子どものいる住宅についてはどうか。	1		・国が貸与している車載型線量計(走行サーベイ)で市内全域を把握していきます。個別には除染前後の測定を行います。
228	18-32	第2章第2節	・空間モニタリングについては、松戸の行政地区割などを参考に、各地区で測定が必要と考えます。	1		・市内均等に定点測定地点を定めており、2週間ごとに測定しています。
229	18-32	第2章第2節	・除染実施区域については、除染が終わるまでクリーンデーを中止して頂けないか。または、いつものクリーンデーではなく、除染を目的とした掃除にして、市から正しく指導できる職員を派遣してほしい。	1		・事故由来放射性物資が存在するという認識から、クリーンデーにつきまして、作業状況やこれまで寄せられた要望等を勘案し、作業に携わる上での服装や注意事項について関係各課とともに検討していきます。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
230	18-32	第2章第2節	<p>・学校や公園などの施設の除染について、除染中はもちろんですが、除染前も使用は禁止としていただきたい。何故除染をするのかをよく考えてください。汚染されているからなんですから、除染前にそこで普段どおりの屋外活動をするなんてもってのほかです。狂気の沙汰です。学校の年間指導計画より、子どもを被ばくから守ることを優先してください。</p> <p>「子どもたちの健康の安全・安心を最優先した考え方に基づく」と謳うのなら、これは当然のことです。すでに丸一年、大人の無責任による屋外活動で、子たちは無駄な被ばくを強いられてきました。これ以上はわずかでも被ばくをしないですむように、松戸市のお考えに沿うならば、除染前の場所を使用した活動は禁止すべきです。</p>	1		<p>・公園について 除染の目安となる指標値、毎時0.23マイクロシーベルトを超えたからといって、直ちに健康被害があるという数値ではなく、公園については長時間そこに留まるわけでもありません。市としては子どもたちの健康と安全のため、安心感が得られる取り組みが必要と考え、少しでも早く除染を行うよう努めています。ただし、毎時1.0マイクロシーベルトを超えた場所については、緊急対応します。</p> <p>・学校について 年間1ミリシーベルトを越えないよう目標を定め、線量値の高い学校から除染を行っています。現在、校庭の測定値とそれから算出した学校で受ける年間予想値をホームページで2週間ごとに公表しています。また、放射線量の低減の工夫に努めています。</p>
231	18-32	第2章第2節	<p>・学校、保育所等の除染について、まさかと思いましたが、学校や保育所の除染すら、表土を削って校庭にうめるといふことはしないと聞きました。それなら、運動会の実施時期をずらすべきですし、それすらしない。熱射病が心配という学校の論理に疑問をもちます。それでは、なぜ熱射病の心配される時期にプールを使わないのだろう？ お金がないなら工夫しないといけません。天地返しで、農地同様耕せば線量は毎時0.23μSv(マイクロシーベルト)を下回るとお考えなのでしょう。ですが、そうであるなら、なおのこと、学校の行事と連携をとってほしい。</p>	1		<p>・保育所について 市立保育所では、平成23年度に所庭内の放射線量が局所的に高い部分について表土除去を実施し、保育所敷地内に埋設いたしました。民間保育園も独自の除染対応を実施しています。</p> <p>・学校について 表土を削っての除染作業は、現在進行中です。熱中症の心配については、5月から10月と広範囲に広がっており、授業等で使用するプールの実施期間は、限られているのが現状です。学校行事においては、放射線量の低減の工夫に努めています。</p>
232	18-32	第2章第2節	<p>・除染した場所であっても、風によって再度汚染される可能性があります。運動会や体育など外で活動する際に強風の場合、放射物質が鼻、口などに入るのが心配です。水をまくなど、埃が舞い散らないように対策するよう市からも指導して頂けないでしょうか。去年の11月の運動会は砂埃が舞う中行われました。</p>	1		<p>・砂埃が舞わないように日常から校庭への水まき、児童生徒への手洗いうがいの励行など各校で行っている放射線量の低減の工夫を共有し、実施しています。また、練習後には着替えをすることで、放射性物質が鼻や口などに入りにくくするなどの工夫に努めています。</p>
233	18-32	第2章第2節	<p>・強い風の日や雨の降り始めは、土ぼこりが舞いあがる可能性があるため、屋外活動は中止して下さい。また運動会や体育祭での裸足の競技や地面に顔を近づける、地面に座るといったことも制限が必要だと考えます。各学校に指導して下さい。</p>	1		<p>・土埃が舞いにくくする工夫については、各校で共有し、実践しています。運動会や体育祭の競技種目や運営方法、練習時間や練習場所などについては、放射線量の低減が図れるような工夫に努めています。</p>
234	18-32	第2章第2節	<p>・風の強い日は、砂埃からの内部被ばくを考慮して校庭での運動を控えてほしいです。</p>	1		
235	18-32	第2章第2節	<p>・小・中学校の運動会とその練習・体育祭、体育、部活動を行う際、埃が舞い上がっているような場合や強風の日には「マスク着用」「手(腕)洗い・うがい・足洗い」などを奨励してください。人間の進化の過程で、食べものの摂取による毒素の排泄機能は出来ましたが、呼吸によるものの排泄機能は備わりませんでした。一日で、食べものの5倍の重さの空気を呼吸していると言われてしますので、十分注意する必要があります。</p>	1		<p>・砂埃が舞わないように日常から校庭への水まき、児童生徒への手洗いうがいの励行など各校で行っている放射線量の低減の工夫に努めています。</p>
236	18-32	第2章第2節	<p>・学校現場における児童生徒の無用な被ばくを避けるため、グラウンドには座らせない、草取り落葉掃き、ゴミ拾いはさせないといったことをリストアップして、対応してほしい。</p>	1		<p>・プール掃除や草取りなどを児童生徒にやらせないことや、線量値の高いところの動線を見直すなどの工夫に努めています。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
237	18-32	第2章第2節	・学校で子ども達が余計な被ばくをしないための具体的なアイデア(校庭に水をまく、なるべく体育館を使用する、プールの見学はプールサイドでなく教室で)などを、学校・教育委員会・保護者が共有できるようにして下さい。それを総合計画案に盛り込んで下さい。	1		・松戸市の方針である「教育活動の充実を図りながら、児童生徒が受ける放射線量をできるだけ抑える」ための具体的なアイデア、各校の工夫は、現在共有しているところです。
238	18-32	第2章第2節	・今年も小学校のプールでの“ヤゴ獲り”と小・中学校の“プール掃除”は中止させてください。一年分の埃をためたプールの水がどれだけ汚染されているのか分かりません。	1		・昨年度と同様、プール掃除やプールでのやごとりは児童生徒に実施させないようにすることを周知しています。
239	18-32	第2章第2節	・プール底にたまった砂や泥を効率よく回収する専用の清掃ロボットが国内外で開発されており、すでに横浜市などでは導入した結果、プールの底に溜まった泥もきれいにし、実績をあげています。水道代を考えたら大変やすいものだと思います。ぜひ検討してください。	1		・プールの底にたまった砂や泥の清掃や回収については、現在、職員が清掃し、水質検査は昨年度同様、定期的に行っています。
240	18-32	第2章第2節	・林間学園の行き先について、各学校に任せているようですが、飯ごう炊さんの時の“薪”についての放射能汚染を把握してください。“薪”は東北地方から多く出回っており、汚染された薪である可能性があります。子どもたちは間近で煙を吸い込むので、十分な注意が必要です。薪の産地を確認するよう各学校に促してください。	1		・林間学園の行き先、活動内容については、各学校の裁量で行っております。各学校で行う予備視察の際には、安全に配慮するよう指導しています。薪におきましても安全を確認するよう指導を行っていく予定です。
241	31	第2章第2節	・除染完了している全ての学校公立学校(大学除く)・保育所(園)・幼稚園等について、除染済の一覧を作成し、公表すること。	1		・市の施設については、除染した結果等をホームページ等で公表してまいります。民間施設の公表の可否については、施設管理者の判断となります。
242	18-32	第2章第2節	・農地について調査してもらえばわかるが、1m地点で毎時0.23μSv(マイクロシーベルト)を越えている場所が多数ある。しっかり調査して、除染を行っていただきたい。すべての農家の農地の線量の調査をていねいに行っていただきたい。	1		・農地については、必要に応じて、除染を実施する予定ですが、具体的な内容については詳細が決まり次第お知らせします。
243	18-32	第2章第2節	・農地の除染を実施する場合、除染や風評による市内農家の損害について補償するよう東電等に求めていく必要があると考える。	1		・東京電力に対する農産物の風評被害等の賠償請求については、農協と連携して農家を支援していきます。
244	18-32	第2章第2節	・震災前から建設が予定されていた公園について、計画を前倒しし、完全に安心安全な公園を設置することを提案する。その後除染を実施することで、除染完了までの間に親や子供に我慢させることが無くなる。	1		・松戸市の公園は、市が測定したポイントについて、平成24年8月末日までに毎時0.23マイクロシーベルト未満を目標に除染します。新規に公園を設置するのではなく、既存の公園を少しでも早く除染することで対応を進めています。
245	18-32	第2章第2節	・ホームページ等に公表されている公園等の施設の測定結果は、航空機モニタリングの数値の倍以上の値があることもあります。下水道の上は7μSv/hという場所も無数にあります。その上で幼児が遊んでいることもあるため、この状況を一刻も早く改善してほしい。	1		松戸市の公園は、市が測定したポイントについて、平成24年8月末日までに毎時0.23マイクロシーベルト未満を目標に除染することになっており、少しでも早く除染を行うよう努めています。
246	18-32	第2章第2節	・除染にとどまることなく、放射性物質低減のための調査研究等を市が協力し進めてください。特に農地については農家や大学などの協力を求め、安全な地産を目指してください。	1		頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
247	18-32	第2章第2節	・除染アドバイザーを設置するべき。	1		・現在予定しておりません。
248	18-32	第2章第2節	・群馬大学の早川先生は、放射能について大変詳しく、除染方法等について、アドバイスを依頼して下さい。	1		・現在予定しておりません。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
249	18-32	第2章第2節	・除染の実施については、国による強制的な処置ということで理解してよいか。除染スケジュール、除染方法、安全対策等どこまでの範囲が協議可能か。	1		・国の基本方針に基いていますが、強制実施ではありません。また具体的には個別状況に応じた対応をとることとなります。
250	18-32	第2章第2節	・松戸市が放射性物質で汚染された責任は、松戸市や住民には責任がないので、東京電力及び国に対して、除染等を強く要望して下さい。	1		・東電と国には、原因者負担の原則の考えにより、強く負担を求めていきます。
251	33	第2章第3節	・「松戸市では次のような問題を抱えており、問題が解決できないと「燃やせるごみ」がクリーンセンターでは燃せなくなります。」とありますが、事故から1年、これは当初から問題だったと思います。対応が遅すぎます。国の指示待ち姿勢では何も解決しないと思います。市内の市有地に中間保管施設を一刻も早く作って下さい。そうすれば、市内の除染もすすみます。	1		・ご意見のとおりです。ただし、一時保管施設の候補地については周辺住民の方の反対意識が強く、簡単に決められない状況です。できるだけ早く決定できるよう努力してまいりますので、ご理解をお願いします。
252	33	第2章第3節	・「民間引き取り基準である4,000Bq/kgをクリアし、民間最終処分場での埋め立てが可能となっています。」とありますが、国の法律では放射性セシウムに関して100 Bq/kg以上は管理すべきこととなっているので、埋め立てはできません。	1		・焼却灰については放射性廃棄物に当たらないため、100ベクレルの適用外であることを環境省に確認しています。なお、保管については環境省のガイドラインに従い、適切に行ってまいります。
253	33	第2章第3節	・廃棄物の汚染状況が8,000Bq/Kgを境に埋め立てするか管理にするかを決めています。この基準もクリアランス制度による100Bq/Kg以上は低レベル放射性廃棄物として管理されるべきです。「国」の基準に沿わなければならないというのであれば、「国」の基準を変えられるように掛け合うべきです。	1		
254	33	第2章第3節	・焼却飛灰の保管等に関し、松戸市が困窮しているように計画を読んでも伝わってこないのがよいのか。	1	○	・保管量が限界に近づいているのは事実ですので、以下のとおり修正します。 →クリーンセンターの焼却飛灰は1日1～2トン発生します。今は、場内に一時保管していますが、この状態が続くと、数ヶ月にはクリーンセンター内では保管スペースがなくなるため、焼却炉を停止せざるを得ない状況になります。
255	33	第2章第3節	・「②一時保管場所が場内では確保できなくなりつつあります。クリーンセンターの焼却飛灰は1日、1～2トン発生します。今は、場内に一時保管していますが、これ以上の量は、場内では保管できないのが実情です。」とありますが、私は可燃ゴミを年に数回しか出しません。生ごみは庭などの土に還すべきであり、リサイクルできる紙はすべてリサイクルに回し、ゴミの量そのものを大幅に減らす取り組みがいまこそ必要です。	1		・ごみ減量につきましては、従来から市の大きな課題として市民の方にお願ひしており、年々減少の傾向にあります。今後も分別の徹底などを通じて、更なるごみ減量に取り組んでいきます。
256	34	第2章第3節	・「③剪定枝等の保管場所もありません。飛灰の放射能濃度を下げるために剪定枝等を分別していただき、清掃工場に入らないように工夫しています。そのため、日暮最終処分場で一時保管していますが、それも限界を迎えつつあります。」とありますが、天然有機物はゴミではなく、土に還すべきであり、燃やす必要はありません。回収サービスは不要です。	1		・剪定枝につきましては、これまでチップ化など有効利用に努めてきましたが、原発事故の影響で放射能に汚染されている可能性が高いということから、やむを得ず可燃ごみとは別に回収し、計画的に焼却しているものです。汚染状況等を考えると、もうしばらく分別収集する必要があると考えています。
257	34	第2章第3節	・「松戸市では、焼却灰などはすべて市外、県外の民間最終処分場に埋め立てをお願いしています。」とありますが、福島原発事故をもたらした差別構造を維持するわけにはいきません。ゴミを出さない経済構造への転換を進めながら、市内処分場の確保などを検討すべきです。	1		・松戸市は東京のベッドタウンとして発展し、人口密度も高いことから最終処分場の用地確保は難しいため、やむを得ず市外、県外に搬出しているのが現状です。ご理解をお願いします。
258	35	第2章第3節	・焼却飛灰の保管について、ビニールシートをかけて保管されているとお聞きしました。ビニールシートの劣化による放射性物質の拡散が心配されます。対策を講じてください。一時保管であったとしても、除染の汚染土と同じく地中に埋めるのが望ましい。(保管場所が確保され次第、掘り起こす)	1		・クリーンセンターの飛灰の保管方法につきましては、当時環境省から出された一時保管の指針に従い、緊急措置として行ったものです。更なる保管場所の確保まで時間がかかると見込まれることから、早急に保管方法の見直しを行っているところで、
259	35	第2章第3節	・建物内で保管しきれなくなった飛灰は、フレコンバックに入れた状態で屋外保管するのではなく、たとえばコンクリートなどで固めて、雨水などで流れないように管理してください。恐らくフレコンバックは雨水などが浸透するものだと思います。飛灰の中の放射性物質が雨に溶け、流れ出てしまつてはその後の汚染・除染が再び発生してしまいます。もしそういった管理が不可能であるなら、原因者負担ということで東京電力その他関連会社の敷地内等で引取りをするよう要請してください。	1		・広域の保管場所や、市内の一時保管場所の選定には時間がかかることと見込まれることから、早急に保管方法の見直しを行っているところです。なお、原因者・東京電力には自社保管場所の提供を強く求めています。現時点ではゼロ回答です。今後も繰り返し要求してまいります。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
260	35	第2章第3節	・焼却飛灰の一時保管場所の確保について、国の特措法による基準8,000Bqは大変危険な数値です。クリアランスレベルでは「100Bq/kg以上をドラム缶等で密閉し厳重に保管しなければならない」とされています。国へ基準の見直しを要請してください。市での保管もいっそうの安全管理に努めてください。	1		・最終処分に関しては、国の通知に従い対応しているところです。なお、この件について国に確認した結果、放射性廃棄物には当たらないため、100ベクレルの適用外であるという回答を得ています。なお、安全管理については、ガイドライン等に従い適切に行っています。
261	35	第2章第3節	・「手賀沼流域下水道終末処理場」の焼却灰保管については反対です。3月に、君津市の水源地にある産廃処分場から、猛毒を含む汚染水が敷地外に漏れ出すということがおきています。放射性物質を含む下水道汚泥も搬入されています。水源地をこれ以上汚染の危険にさらしてはいけません。	1		・手賀沼流域下水道終末処理場は県が候補に挙げ、現在地元自治体と協議をしているところです。その中で設備構造の案も示されていますが、汚染水の防止も含め安全には万全の対策を講じていると聞いています。
262	35	第2章第3節	・保管については、一義的には東電の責任において行うべきであると考えます。しかし、東電に任せてもとても安全が守れるとは思えません。広域地域住民、県、市、東電を交えた意見交換会など、広く処分については住民の意見を取り入れ検討していくことが必要と思われます。まず、市で市民と意見交換を活発に行ってください。	1		・市民との意見交換として、10回のタウンミーティングを開催しご意見を伺ったところです。今後、クリーンセンター周辺の皆さんとは具体的な方策等について意見交換していく所存です。
263	36	第2章第3節	・本件は解決の求められる課題として、きわめて逼迫度が高いにも関わらず、一般市民の理解は低いと言わざるを得ません。広報、ホームページ等による告知には限界があることから、前述の除染作業における町会・自治会の協力体制と併せ、市民の問題意識の向上を図る必要があると考えます。原発事故後の状況では、これまで通りの行政によるサービスを市民が意識しないまま享受するという関係は維持できません。今後は市民と行政の協働を前提とした相互理解を、臆せずに推進する必要があると考えます。そのうえでなければ、最終処分場関連自治体との信頼関係は築けません。単に厄介なもの押し付ける対価として、最終処分場関連自治体における経済活動を支援するというだけならば、危険であるがゆえに経済支援と抱き合わせにして、原子力発電所を福島に押し付けたという旧来の構造と大差はありません。	1		・ごみ処理施設は迷惑施設として、特に施設周辺の住民の方から反対されてきたという歴史があります。総論賛成、でも自分のところはいやだという意識(本音)を変えるのは難しいと思われしますので、貴重なご意見と承りますが、この姿の実現は今後の課題とさせていただきます。
264	36	第2章第3節	・「可能な限りクリーンセンターで焼却を実施する」とありますが、クリーンセンター付近の住人としては、焼却の際に煙突から放射性物質が、とても不安です。煙突にはそういう物が出ないよう、高性能のフィルターを付けているのでしょうか？	1		・クリーンセンターの煙突から排出される排ガス中放射性物質については定期的に測定していますが、これまで「検出下限値以下」となっています。これは排ガス中の放射性物質がダストに付着しており、電気集塵機で捕捉されているためと考えています。
265	36	第2章第3節	・「最終処分場関連自治体、地元住民との信頼関係の構築」について記載がありますが、線量の高いものは松戸市の中間管理施設におけばいいと思います。クリーンセンターが2カ所あったと思います。1カ所は高濃度、もう一カ所は低濃度になるよう工夫し、低濃度のものだけ市外にお願いします。高濃度は松戸市で管理すれば他市町村からも信頼を得ることができると思います。	1		・現在クリーンセンターの灰は8,000ベクレルを越えているため、国の通知に従いクリーンセンター内に保管しています。和名ヶ谷クリーンセンターは4,000ベクレルを下回っているため、最終処分場に搬出しています。ご意見の趣旨と同じ状況であるとご理解ください。
266	36	第2章第3節	・市民の剪定枝の敷地内保管にご協力をいただき感謝、としているのは、子どもがいない住宅では、どのような形で保管することが望ましいと考えているのか。	1	○	・この2行は、造園業者には敷地内保管を、市民の方には分別をお願いしたいという趣旨で記載したのですが、誤解を招かぬよう、以下のとおり修正します。 →剪定枝については、造園業の皆様には敷地内保管を、また市民の皆様には分別収集にご協力いただき感謝しております。
267	37	第2章第3節	・クリーンセンター職員に行っている、電離則に基づく放射能健康調査を、近隣住民にも実施すること。	1		・電離則に定める特殊健康診断は、10,000ベクレルを超える放射性物質を扱う作業に直接従事する職員を対象とするものです。クリーンセンター排ガス中の放射性物質は下限値以下であること、敷地境界の放射線量は市内の環境放射線量と大きな差がないことなどから、近隣住民に特殊健康診断を行うことは予定していません。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
268	37	第2章第3節	・飛灰含む除染に伴う廃棄物等については、21世紀の森と広場に一時保管し、その間立入禁止にしてはどうか。	1		
269	37	第2章第3節	・「保管場所周辺自治会等との信頼関係の構築」について記載がありますが、松戸市は汚染された都市です。この事実を認め、市内の市有地でまとまった広さのある場所にはやく保管施設を作ってください。極端な話をしますが、例えば21世紀の森のような広大な土地の中央（他の民家から離れたところ）に施設を設け、汚染のモニュメントにすれば良いと思います。中途半端な除染で子どもたちを被爆させ続けるような公園は、松戸に必要でしょうか?30年経てば、事情は変わります。大人が良識をもって次世代の子どもたちのために思い切った方針をとれば、みんな本当に松戸が好きになります。ずっと住み続けたいと思うでしょう。他に適当な土地があるのであれば、他の土地でも良いです。これ以上、他の市町村に迷惑かけるのは止めましょう。そういう構造が福島に原発を引き受けさせたのです。	1		・現時点では様々な候補地を比較検討し、総合的に判断していく必要があると考えています。
270	37	第2章第3節	・「国、県への働きかけ」について記載がありますが、国、県は事情があるからか、決定が遅すぎます。それを待っていたら、できることもできなくなります。あてにせず、覚悟をもってこの問題に取り組んで下さい。その後、国・県から援助があれば、ありがたく受けましょう。特に保管場所は検討されている聞いてますが早急をお願いします。	1		
271	33-37	第2章第3節	・クリーンセンター内の公園の除染並びに「立入禁止区域」の設定など、すぐに対応して下さい。また、今後さらに野積みが増えた際の対応は深刻だが、安全対策に万全を期すこと。	1		・クリーンセンター内の公園につきましては、定期的に空間放射線測定を行い監視していますが、灰による影響が懸念される場合には、立入禁止等の措置を講じ、安全を図っていきます。
272	33-37	第2章第3節	・クリーンセンターでの剪定枝の焼却や灰の保管について質問したところ、クリーンセンターの煙突のフィルターは、燃焼温度の関係で放射性物質は出ていないはずなので、放射性物質が外に出ないような高性能のフィルターは使っていないし、排出した煙の中の放射性物質の測定もしていないということがわかりました。また、クリーンセンターに保管してある飛灰を入れた袋には、ビニールシートを被せただけなので、長期間に及ぶと危険だということが分りました。確かに今回の事態は初めての事なので対策がすぐには全て出来ない事はわかりますが、放射性物質が集約され、処分される場所の対策は急いでやるべきであり、そうしないと周辺住民はさらに被ばくすることになります。クリーンセンターには高性能のフィルターを取り付け、煙に放射性物質が含まれていないか調べるようお願いします。また、飛灰の保管も従業員の被ばく問題になりかねないので、きちんとした保管方法にして、なるべく早く移して下さい。	1		・クリーンセンターの煙突から排出される排ガス中放射性物質については定期的に測定していますが、これまで「検出下限値以下」となっています。次に灰の保管・管理ですが、現在長期的な保管を見込み、周辺住民、公園利用者及び職員の安全性を高めるため、保管方法の見直しを行っているところです。
273	33-37	第2章第3節	・焼却施設のフィルターはかなり問題があると思います。環境省が推奨するフィルターもメーカーは放射性物質は補償できないと明言しています。ですから、焼却後の放射線測定をきっちりやって下さい。それしか判断できる方法がないと考えます。要するに煙に放射性物質が含まれるのか?ないのか?ということです。定量的に測定する方法を含め、これは早急に対応、及び公表すべき問題と考えます。	1		・クリーンセンターの煙突から排出される排ガス中放射性物質については定期的に測定していますが、これまで「検出下限値以下」となっています。なお、この結果は、市のホームページで公表しています。
274	38	第2章第4節	・「健康不安を軽減します。」という定性的な目標でなく、定量的な目標を示されたい。	1		・今回のケースにおいて、参考にできるデータ蓄積がなく定量的な目標を定めるのが非常に困難な状況です。現状でできることを計画に盛り込みました。
275	38	第2章第4節	・「市民、特に子どもたちの健康全般をフォローすることにより、放射線による健康への影響に対する不安を軽減させ、松戸市で安心して健康的な生活を送ることができるようになります。」とあります。学校教育（理科等各教科）での放射性物質等に関連する教育を、子どもの視点で行うこと。特に、子どもたちの心配する「原発の実態と事故について」と「放射能の害、特に低線量被曝と放射線の影響を避けるために注意できること」「代替可能な自然エネルギーについて」等、文科省の「副読本」に無いことをきちんと教育すること。「子どもの視点での教育、判断力・批判力を育てる教育」を促すことが、放射能対策に寄与するといえる。 ※参考資料 ①『放射線と被ばくの問題を考えるための副読本～“減思力”を防ぎ、判断力・批判力を育むために～』福島大学 放射線副読本研究会編（20頁）後藤忍研究室ウェブサイト <a href="https://www.ad.ipcfukushima-u.ac.jp/~a067/index.htm">https://www.ad.ipcfukushima-u.ac.jp/~a067/index.htm</a> （電子ファイル版がひらけます） ②最近の発行では、『低線量・内部被曝の危険性—その医学的根拠—』医療題研究会（耕文社）1,000円があり、わかりやすい。 ③低線量被曝については、原発推進の資料では「証明されていない」と流していますが、チェルノブイリ事故後26年間、特に子どもたちの低線量被曝の実態が継続してきた研究もあり、日本では、広島・長崎での被ばくの実態と肥田舜太郎医師などの治療と研究が発表されている。	1		・子どもたちが学ぶ原子力に関する内容は、中学校3年生理科の「科学技術と人間」のエネルギー資源という単元で扱い、その際、学習指導要領では「放射線の性質と利用にも触れること。」となっています。放射線に対する防護については文科科学省の副読本にも指導内容が示されていますが、各小中学校では手洗いやうがいの励行など、実際に指導しているところです。自然エネルギーや環境問題等については、中学校3年生の社会科や理科で学習しています。放射線に限らず、正しく理解し、自ら考え、判断する力を育成していくことが、学校教育、特に義務教育で肝要なことと認識しており、発達段階に応じて学校教育全体で取り組んでいます。



## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
276	38	第2章第4節	<p>・ここで示された「健康不安を軽減」することが、健康管理の目的だとする考えには同意できません。低線量による長時間の被曝に伴う健康被害については、現状では明らかな科学的結論が得られていません。したがって目標は「市民の健康を守り、放射能汚染に起因する被害を最小限に抑える」ことではないのでしょうか？</p> <p>それ以降の具体策につきましては、この目標設定が「健康であることの確認」である以上、いずれについても不満足なものと言わざるを得ません。</p>	1		<p>・放射線と健康に対する理解を深めることで、健康不安を軽減することを目標としております。</p>
277	38	第2章第4節	<p>・安心だけでは、将来も見越しての健康的な日々はおくれません。方針や目標について、『安全だと言い切れる対策』を、目指していただきたい。市民は安心したが、正しい危機管理対策による安全が市民を守ると考えます。</p>	1		<p>・具体的な安全の数値基準がない中、今出来ることを実践していくことで安心して暮らせるまちの姿を掲げたものです。</p>
278	38	第2章第4節	<p>・「健康不安を軽減します。」とありますが、この計画を読んで軽減はできません。市は何もおきないと思っている。そして、杞憂だから心配しないでというメッセージをだしたいと思う。だから、この計画になる。検査はしない。問診と、安全教育をします。と取られても仕方ない計画。でも、誰もわからないこと。また、今の担当者が定年退職してから発覚する問題かも知れない。責任の所在がはっきりしない。お金があれば、市民の要望は何でもできるでしょうが、そうでないなら、知恵を使ってください。例えば、松戸市の汚染マップに従って、高い地域と低い地域とで、ある地域の乳幼児、児童の健康状態を30年くらい比較する。そうすれば傾向は掴めると思う。全員は無理でも、そういう評価を研究者・医師会と連携し、低線量被曝に関する研究に貢献することも一つの選択肢。目標の「健康不安を低減します。」を実現させるには、希望者全員に生きている限りずっと関係ありそうな検査をしなければならないと思います。だから、もっと、現実的なこと目標にして下さい。だって、危険かそうでないか、みんなわからないんだから。（行政はできるだけ安全と言いたいんだから）</p>	1		<p>・健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。</p>
279	38-39	第2章第4節	<p>・計画案は、外部被ばくの内容がほとんどで、内部被ばくに関する内容が少なすぎます。内部被ばくは今後大きな問題となります。ホールボディカウンターをぜひ備えて下さい。予算措置は6市共同で購入したり、国や県からの助成を求め、最終的には東京電力に補償を求めて下さい。</p>	1		
280	38-39	第2章第4節	<p>・具体策において「不安を軽減する」という表現になっていますが、問診だけで終わるということでしょうか？話すことでストレス解消、のような感じにとれたのですが、具体的に検査などはしないのでしょうか？</p> <p>また、子供に関して長期（18歳程度まで）の健康観察のような制度を、実施していただきたいです。自己決定権のない子供を、生活のためとはいえ、親の都合で松戸に住まわせなければならないことに、とても複雑な思いを抱えています。せめて子供たちだけでも、さきさきの健康の見守りを、制度として設けていただければよいお願いしたいです。</p>	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
281	38-39	第2章第4節	<p>・まるで、「乳幼児、児童の健康には影響が無く、安全である」ということを前提にするかのような表現であり、対策の内容である。市の健康管理部局の考え方全体に問題があると思わざるを得ず、憤りさえおぼえる。</p> <p>すでに、様々なインターネットやメディアを通じての情報によって、多くの市民が放射能による危険性を知ることとなっており、放射能による健康への影響が実際にどれほどであるかについては、国内外の学者の考え方も統一されていない現状であることからわかるとおり、現時点では客観的には結論をみていない問題だからこそ、市民が不安を感じているのである。</p> <p>このページでの表現は、「健康面で人体に悪影響がないということがすでに客観的に証明されており、したがって根拠のない風評（デマ）が蔓延していることによる不安を軽減させる」、あるいは「市役所が無知な市民の余計な不安を解消してあげる」とでも言っているかのようであり、市民を甘く見ているように感じる。（実際に、市役所の職員よりもこの問題に関する知識が豊富な一般市民がたくさん存在していることを認識すべきだ。）</p> <p>◆まず、「幼児への総合的な健診」で、いったい何を、どのように調べるのか？その結果をどのように活かすのかが不明であり、免疫不全の兆候（乳幼児、児童のガン、白血病等の発生）や突然死の発生等がどれだけ増えているのか、増えていないのかなど、詳細にスクリーニングし、公表すべきだ。</p> <p>◆乳幼児だけでなく、大人や小中高生徒等のガン、白血病、心筋梗塞等、被曝による影響が疑われる疾患等の増加等も調査、注視していくべきだ。</p> <p>◆「問診」とは、すなわち心の問題への対策であり、放射能問題は、「市民の側の心の問題」とでも言いたげに読める。実際に心の問題ではなく、今後長い期間にわたって日本と世界の社会システムに大きな影響を及ぼすような社会経済上の問題であり、国際的な問題であることは誰もがわかっていることである。問診が無意味だとは言わないが、それを健康管理のメインに据えるのはやめてほしい。</p> <p>◆内部被曝対策が明記されていない。</p> <p>福島県だけでなく、福島の多くの地域と同等に汚染されている松戸市においても、内部被曝対策に力を入れるべきだ。具体的には、ホールボディカウンターや尿検査による子どもの健康調査を実施するなど、福島県と同等の健康対策を早急かつ継続的に実施すべきだ。</p>	1		
282	38	第2章第3節	<p>・すでに、本会議や常任委員会などで重ねて申し上げているが、全ての子ども達に、恒常的にチェックをしていく体制が求められる。1歳6ヶ月、3歳児検診だけではなく、就学時検診、保育所、幼稚園、学校の定期健康診査に、子ども達の甲状腺の状態を触診で必ず行うようにするべきだ。そして、これは今後永久に続けられたい。</p>	1		<p>・健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。</p>
283	39①	第2章第4節	<p>・①の後に下記の追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診基準を設定し、健康不安や育児不安について…</li> <li>・申請により甲状腺検査等を行う</li> </ul>	1		
284	39	第2章第4節	<p>・問診を取り入れることについて、市民の立場に立って東葛9市で医療体制を図るべきである。</p>	1		
285	39	第2章第4節	<p>・問診だけにとどまらず、早期に健康調査(電離則や選考事例を基に)を市民全体に行うこと。</p>	1		
286	39	第2章第4節	<p>・問診についても健康手帳を発行し、行動記録をすること、事故後の在住場所、引越経過、健康状態、食事内容についても記録すること。</p>	1		
287	39	第2章第4節	<p>・問診の充実とあるが、3歳児検診を終えた子どもたちへの対策も盛り込むべきである。</p>	1		
288	39	第2章第4節	<p>・幼児健康診査だけでなく、児童も対象にすべき。</p>	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
289	39	第2章第4節	・ 幼児検診における問診の充実ではなく、子どもと大人を対象とした「検査」を実施するようお願いいたします。	1		<p>・ 健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。</p>
290	39	第2章第4節	・ 「健康状態の把握」について記載がありますが、子どもだけの問題ではないです。大人も希望者はすべきと思います。それによって低線量被曝の研究に役にたてます。大人に影響がないという確証もないと聞いています。原発労働者で5ms/yearで白血病で死亡。労災認定された方います。だから、この部分は子どもに特化することは疑問です。放射能問題にとっても熱心な地域のかたに定期的に検診、アンケートなどしてもらって、かく年代層でどういう感じが調査が必要と思う。	1		
291	39	第2章第4節	・ 検診は乳幼児に限らず、幼稚園や保育園児、小中学生、高校生、大人でも必要です。検診の内容は問診だけでなく、血液検査や尿検査など出来るのではないのでしょうか。検診については、何回も定期的実施して下さい。	1		
292	39	第2章第4節	・ 長期健康診断を希望します。10歳以下で、3年・5年・10年等子ども対象で実施して下さい。	1		
293	39	第2章第4節	・ 長期的に検診を実施して下さい。また、尿検査や血液検査なども実施して下さい。	1		
294	39	第2章第4節	・ 子ども達の長期健康診断を希望します。	1		
295	39	第2章第4節	・ 健康管理記録は30年間の長期保存を行うこと。	1		
296	39	第2章第4節	・ 事故後の子どもの活動状況を整理し、積算線量計と併せた判断ができるようにする。	1		
297	39	第2章第4節	・ 健康診断における新たな必要項目の追加の必要性はないか。特に子どもたちに対してはどうか。	1		
298	39	第2章第4節	<p>・ 「国や県の方針により、柔軟に対応していきます」とありますが、松戸市は、放射性物質汚染対処特措法第32条第1項の規定に基づき、「汚染状況重点調査地域」の指定を受けました。しかし、残念ながら、これまで放射性物質汚染地域での健康被害について、国や県は臨床データを持っていません。</p> <p>原発事故から1年以上たち、国や県は子どもたちの健康被害をどのように汲み取ろうと動いてきたでしょうか？何もしてきませんでした。そこが市民とくに子育て中の母親たちが、不安に陥ってしまい、さらには精神的なストレスさえ感じている一番の原因であります。松戸市立病院内に、至急、内部被曝による健康障害を研究し、予防と観察、長期にわたる疫学調査を実施し、発症した場合については、臨床対応していく、研究部門と専門外来を設置してください。</p> <p>長期の疫学調査および追跡調査のデータは、松戸市の子どもたちが健康で、何の健康障害も発症しなければ、福島県で被曝した子どもたちとの、疫学研究の大事な比較対象となります。また、福島県から避難・移住してきた方たちについても、健康診断と疫学調査を実施してください。松戸市で育つ子どもたちと子育てをする市民が、この先も松戸で健康に暮らすために、まずは生活の場である、松戸市が独自に、積極的に市民の健康促進につとめ、健康診断と長期追跡調査と疫学調査を実践してください。</p>	1		
299	39	第2章第4節	・ 健康状態と疫学調査：計画期間は、長期間を設定し、「疫学調査」も実施すること。理由は、ヨウ素やセシウムの被ばくの症状は、少なくとも4年後くらいから発症します。チェルノブイリでは、低線量被ばくが26年後の今も続いています、疫学調査をしています。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
300	39	第2章第4節	・健康状態の把握が、幼児検診における問診の充実のみとなっていますが、それだけではその時のみ、一時的な健康を確認するだけにとどまると思います。公共施設、とりわけ公園や幼稚園、小学校などの除染作業が本格的に始まったのはかなり遅く、それまでにかなりの放射線にさらされていると思います。ぜひ、長期的な健康診断を計画に盛り込んでいただくよう、よろしくお願い致します。	1		
301	39	第2章第4節	・健康状態の把握の実施内容につきまして、幼児健康診査における健康診査の実施とありますが、被爆における健康への影響は将来にわたると考えられますので、一時的な健康診査だけではなく、継続的な健康調査をお願いしたいと思います。	1		
302	39	第2章第4節	・健康状態の把握について、子供の甲状腺検査をするべき。チェルノブイリでは4月26日に事故が起きて、5月6日までに大規模な放射性物質の漏出は終わったとの見解をソ連政府は発表している。にもかかわらず半減期8日の放射性ヨウ素により甲状腺癌が増加しました。これは初期の被爆で甲状腺に影響が出たということになるのでしょうか？すると3月に千葉や東京でも大量の放射性ヨウ素が計測されているので松戸の子供も放射性ヨウ素で被爆していると考えられますので速やかに検査しなければならないと思います。	1		
303	39	第2章第4節	・健康状態の把握について、平成26年度以降も継続して下さい。広島の場合は今でも発症しています。初期の状況がその後の判断に絶対必要条件となります。また、健康診断の際に3月11日から半月の状況を明記する必要があります。	1		
304	39	第2章第4節	・「問診場面等において、健康不安や育児不安について聞き取りを行い、支援する。」とありますが、私たちがいる医師に聞いたところ、「問診で分かる健康被害は殆ど無い」と言われました。また、問診する医師の知識・意識レベルによってもかなり左右されます。「健康状態の把握」とありますが、放射能汚染下での診療、治療の経験やデータ蓄積のない医師が、「問診」することで、どのように健康状態を把握するというのが、説明を求めます。「精神的な負担軽減のための問診」という意味で、医師や看護師が、健康不安や育児不安を聞き取る目的での問診については、理解できます。児玉龍彦教授は遺伝子のゲノム解析で低線量の内部被曝による遺伝子の損傷による健康障害は立証されていると発表されています。 児玉龍彦教授による8月10日の議員会館での勉強会での発言 1) 遺伝子のゲノム解析で低線量の内部被曝による遺伝子の損傷による健康障害は立証されている。 2) (遺伝子のゲノム解析で) チェルノブイリで起こっていることは全てわかる。 3) 低線量被曝が危険かどうかはカビの生えた古い論争。 児玉龍彦『内部被曝の真実』(幻冬舎新書) 低線量被曝のリスク管理に関するワーキンググループ(第4回)資料 <a href="http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/dai4/siryoul.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/dai4/siryoul.pdf</a> 医学のあゆみVol.41 “チェルノブイリ膀胱炎” —長期のセシウム137低線量被曝の危険性 <a href="http://plusi.info/wp-content/uploads/2011/08/Vol.41.pdf">http://plusi.info/wp-content/uploads/2011/08/Vol.41.pdf</a> また、ベラルーシの原子力物理学者 ワシーリ・ネステレンコ博士の調査によれば、チェルノブイリ原発から200km以上離れた地域で、事故10年後に、子どもの23%に白内障や失明、84%に不整脈が出ていると発表しています。	1		・健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。
305	39	第2章第4節	・市内のクリーンセンターで、剪定枝などを今後焼却し始めると、大気中に微量のセシウムが放出され、子どもたちはさらに被曝することになります。これまでに、内部被曝をしてしまった子どもたちに、早く5年後、10年後、それ以降、健康障害が出る確率があることを受け止め、長期にわたる子どもへの健康調査、疫学調査と追跡は、予防・早期発見・早期治療のためにも絶対に不可欠です。14歳以下の全ての子どもを対象に、一年に一度、甲状腺異常を検査する血液検査・エコー検査、心電図検査を取り入れてください。	1		
306	39	第2章第4節	・15歳以下の子ども達の健康診断を定期的実施して下さい。体調悪化の子どもの傾向をみるためにも必要だと思います。	1		
307	39	第2章第4節	・内部被曝の診察ができる機器を保健所もしくは市立病院に設置し、まずは乳幼児の検診に取り掛かること。	1		
308	39	第2章第4節	・内部被曝の検査に対して、助成金を出して下さい。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
309	39	第2章第4節	・我孫子市等の自治体ではホールボディカウンターを受信に対し補助金を出しているが、松戸市でも同様の対策を行うべきである。	1		<p>・健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。</p>
310	39	第2章第4節	・幼児のみでなく、成長期にあたる高校生までの子どもを対象にしてほしい。また、他市で行われているように、尿検査やホールボディカウンターでの内部被ばくを検査してほしい。	1		
311	39	第2章第4節	・ホールボディカウンターの導入、検診の補助。	1		
312	39	第2章第4節	・既存の健康診査を活用してとありますが、放射能の影響をみる診査にはならないので、医療機器をぜひ購入してほしい。	1		
313	39	第2章第4節	・内部被ばく量の測定を直ちにお願いしたい。(特に乳幼児、小中学生)不安で仕方ないが検査費用が高額です。	1		
314	39	第2章第4節	・問診だけでは全く不十分のため、ホールボディカウンターなどによる内部被ばくについての健康診査を実施すること。また、放射性ヨウ素による影響の追跡調査も実施すること。乳幼児や学校での定期健診等も含めて、全ての子どもたちや希望する市民を対象に実施し、今後、系統的継続的な経過観察が可能な手帳発行なども含めて検討すること。	1		
315	39	第2章第4節	・健康把握について：一般的な「健康診査」に加えて、ホールボディカウンターなどの放射性測定機器を用意し、継続的に幼児、子どもや必要な人を優先的に健康把握をすること。また、「疫学調査」(個々人の状態と環境影響の関係を長期にわたり調査する)をすること。 理由は、目的に記述された内容の実現です。また実施方法には「幼児健康診査における総合的な健康診査の実施。」とありますが、「一般的な健康診査」だけではなく、放射線量を測定することも必要です。その結果と個々人の環境影響を調査する「疫学調査」が今後役に立ちます。	1		
316	39	第2章第4節	・幼児健康検査、問診に加え、14歳以下の全ての子どもを対象に、一年に一度、甲状腺異常を検査する血液検査・エコー検査、心電図検査を取り入れてください。松戸市立病院内に、至急、内部被曝による健康障害を研究し、予防と観察、長期にわたる疫学調査を実施し、発症した場合については、臨床対応していく、研究部門と専門外来を設置してください。	1		
317	39	第2章第4節	・既存の健康診断を活用して…疾病の早期発見…幼児健康診査における問診の充実と、ありますが、問診だけでは内部被ばくの有無・程度はわからないと思います。 長期的経過(毎年・2・5・10年)ごとに内部被ばくの検診 1、甲状腺検査 2、尿検査 3、血液検査 4、ホールボディカウンター などによる内部被ばく特有の検査体制 問診だけの健康状態の把握だけでは不安は解消されないと思います。	1		
318	39	第2章第4節	・問診でわかってもらえない「安心安全」を押し付けるのではなく、子どもについて、尿検査など内部被ばくに関する検査を行ってください。	1		
319	39	第2章第4節	・子どもの尿検査を実施してほしい。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
320	39	第2章第4節	・問診だけではなく既存の尿検査等を活用しての子どもの健康診断を充実すること、併せて、市立病院や医師会との放射線に対する健康調査についての連携を強化。	1		<p>・健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。</p>
321	39	第2章第4節	・放射線の健康被害は、直ちに表れるものではありません。何年後にどのような症状が現れるか、予想もつかない状態です。幼児健康診査において問診の充実を図るとありますが、現状具体的な健康被害が現れていないことが多いと思われます。その中で問診が果たして有効であるかどうか疑わしく思います。なので、問診に合わせ、尿検査などを実施し体内の放射性物質のデータを残しておき、将来的に健康を管理することが重要になると思います。	1		
322	39	第2章第4節	・万が一のために、血液検査等の手段で未成年者全員の現在の状態を検査、記録し、将来に活かして下さい。	1		
323	39	第2章第4節	・子供の甲状腺の検査をぜひ行ってください。問診だけでは不十分です。	1		
324	39	第2章第4節	・希望者には子どもの甲状腺がんの検診（無料化、又は、費用助成）を実施して下さい。（3～4年後を目途に、複数年）「幼児検診を活用した問診の充実」では、全く意味がありません。原発事故当時、幼稚園児や小学生だった子どもは対象から外れています。また、実際に検査し、その検査結果によって、初めて保護者は安心できます。	1		
325	39	第2章第4節	・母乳の検査を行う。	1		
326	39	第2章第4節	・妊産婦の母乳検査など内部被ばくに関する検査を行ってください。（我孫子市は妊婦ら対象に内部被ばく検査で費用助成）	1		
327	38-39	第2章第4節	・計画案において、「健康管理に関する計画」となっているが、きちんと「内部被曝検診にかんする計画」として位置づけるべきだと考える。単に「幼児健診における問診の充実」だとか「放射線講習会の開催」「医師による健康相談・育児相談」だけで済ませないでほしい。保健所もしくは市立病院に内部被曝の診察ができる機器を備えつけてまず乳幼児から検診に取り掛かることを提言する。	1		
328	39	第2章第4節	・「幼児健康診査」の具体的内容を示してください。例えば、チェルノブイリ事故で見られる疾病（甲状腺がん、白血病、白内障、不整脈、免疫力低下による疾病など）を踏まえ、それらに関係する血液検査、尿検査、甲状腺のエコー検査、その他必要と思われる検査の明記をお願いします。また、チェルノブイリ事故による疾病は今でも発症しています。子供たちの健康管理をするうえでまず今の健康診査をただちに行い基礎データを把握し、さらに長期間にわたる健康診査をすることにより健康管理を行ってほしいです。それを総合計画に組み込んでください。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
329	39	第2章第4節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～18歳を対象に長期的健康追跡調査としての健康診断と検査を実施すること。</li> <li>・妊産婦の健康診断と検査を実施すること。</li> <li>・健康被害早期発見早期治療の為の健康診断をすべき。</li> <li>・乳幼児検診、就学前検診に被ばく項目としての問診を組み込むこと。</li> <li>・小中学生については、保健調査票に被ばく項目としての問診を組み込むこと。</li> <li>・市立高校については、健康診断に被ばく項目としての問診を組み込むこと。</li> <li>・妊婦については、定期健診に被ばく項目としての問診を組み込むこと。</li> </ul> <p>※被ばく項目については、鼻血、腹痛、頭痛、下痢、原発事故直後どこにいたか、家庭での食生活を盛り込む</p> <p>・健康診断後の検査を実施すること。検査しなくては健康かどうかの判断はできない。</p> <p>※検査項目については、甲状腺ホルモン検査、エコー検査、一般血液検査、ホールボディカウンター検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎データとしての1回目の検査を早く実施すること。</li> </ul>	1		<p>・健康に関わる調査の必要性について国・県からは何も示されていません。そのような状況で、調査・検査等を実施することは難しいと考えています。現計画には現状でできることを盛り込みました。</p> <p>・松戸市では平成23年10月に市内全小中高等学校に放射線簡易測定器と積算線量計を配備しました。放射線簡易測定器は学校ごとに校庭中央の放射線量と学校敷地内の子どもの動線を中心とした箇所放射線量を測定し、その結果と学校での低減対策をまとめた校内放射線量マップを作成しました。また測定した校庭5ヶ所の線量について、中央の値と5ヶ所の平均値をモニタリング結果として2週間ごとに市のホームページで公表しています。簡易測定器及び積算線量計の結果から算出した被ばく量の年間予想値もあわせて掲載しています。学校では、それを踏まえて、児童生徒の動線を工夫したり、手洗いうがいの励行に努めたり、年間の被ばく量が1ミリシーベルト以内になるようにしています。</p>
330	39	第2章第4節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケアの体制整備を図ること。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児健診、個別健康相談で対応していきます。</li> </ul>
331	39	第2章第4節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放射線講演会の開催」とありますが、放射線医学総合研究所の方を講師にするのはもうやめて、民主的に選ぶようお願いします。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の講演会につきましては、さまざまな講師をお願いしていきたいと考えています。</li> </ul>
332	39	第2章第4節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放射線に関する正しい情報や最新の情報を提供し、不安の軽減を図ります。」とありますが、提供する情報の正しさの判断、提供する情報の選定に市民が関与できるようにしてください。正しい情報の提供の結果、不安は軽減されないかもしれないので、軽減すべきは不安ではなく放射線リスクとしてください。</li> </ul>	2		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
333	39	第2章第4節	<p>・「専門家による放射線講演会の開催。」とありますが、放射線影響の研究はその隠ぺいの歴史であり、多くの専門家が依拠する研究は科学的根拠を欠いています。専門家と呼ぶにふさわしいかどうか、市民が判断する必要があります。</p> <p>チェルノブイリ事故被害の隠ぺいカスケード <a href="http://unitingforpeace.seesaa.net/article/253005011.html">http://unitingforpeace.seesaa.net/article/253005011.html</a></p> <p>専門家・専門機関によるチェルノブイリ事故被害の隠ぺいは首尾一貫して、依拠する既報すら無視し、後に出てくる報告ほど見事なまでにリスク数値が低くなり、首相官邸サイト「チェルノブイリ事故との比較」(長瀧重信・長崎大学名誉教授、佐々木康人・日本アイントープ協会常務理事)の小児甲状腺がん以外にがん過剰死なしに行き着く。</p> <p>『チェルノブイリ大惨事が人々と環境に及ぼした影響』 (ニューヨーク科学アカデミー、2009年) <a href="http://www.strahlentelex.de/Yablokov%20Chernobyl%20book.pdf">http://www.strahlentelex.de/Yablokov%20Chernobyl%20book.pdf</a></p> <p>1986年4月から2004年末までのチェルノブイリ事故による過剰死は98万5000人と推定される。野ネズミ、ツバメ、カエル、松の木でヒトと同様の健康障害が発生。放射線恐怖症や心理的ストレスはチェルノブイリ健康被害の主因ではない。</p> <p>1945年の原爆投下後、米国が設立した原爆傷害調査委員会(ABCC)、1975年に後を継いだ放射線影響研究所の目的は、爆発直後の初期放射線(中性子線、ガンマ線)の影響を調べることだった。初期放射線が届かない距離にいた方、従って被ばく量がほとんどゼロとされた方でも、下痢、脱毛、紫斑といった急性症状を発症した方がいる。こうした被害は放射性微粒子による内部被ばくによるものと考えられ、被害から被ばく量を評価すると1Sv(シーベルト)前後になる方もいた(問題となっている低線量内部被ばくはその10分の1である100mSv=ミリシーベルト)。ABCC評価の数十倍となる内部被ばくの影響が切り捨てられ、しかもこうした被ばく者を対照群として研究が行われた。さらに、調査対象時期は1950年10月1日以後だったから、それまでの健康被害が除外され、比較的抵抗力の強い方のみが研究対象となった。ICRP(国際放射線防護委員会)のリスク評価はこうした研究に基づいており、これが現在の政府基準などに反映されている。ICRPは発足当時、「内部被ばく委員会」を設置したが、2年で閉じた。カール・モーガン委員長は「ICRPは原子力産業に依拠する立場であったため」と証言している。</p> <p>[参考] 市民・科学者国際会議 放射線による健康リスク～福島「国際専門家会議」を検証する～(2011年10月12日) <a href="http://www.crms-jpn.com/art/140.html">http://www.crms-jpn.com/art/140.html</a> 実態とかけ離れた放射線の被曝者研究: 沢田昭二(物理学博士、名古屋大学名誉教授) <a href="http://www.ustream.tv/recorded/17827015">http://www.ustream.tv/recorded/17827015</a> 日本記者クラブ・記者会見   ACSIR 内部被曝研(2012年1月27日) <a href="http://www.acsir.org/news.php?3">http://www.acsir.org/news.php?3</a> 【FPAJ主催】市民と科学者による内部被ばく研究会 記者会見(2012年1月27日) <a href="http://www.ustream.tv/recorded/20030116#utm_campaign=t.co&amp;utm_source=20030116&amp;utm_medium=social">http://www.ustream.tv/recorded/20030116#utm_campaign=t.co&amp;utm_source=20030116&amp;utm_medium=social</a></p>	1		・放射線の講演会につきましては、さまざまな講師にお願いしていきたいと考えています。
334	39	第2章第4節	<p>・講演会の講師については、推進側反対側の両方をお呼びして、討論形式にして、市民が判断できるような形にして下さい。</p>	1		
335	39	第2章第4節	<p>・「専門家による放射線講演会の開催」とありますが、昨年は、松戸市における放射線講演会では、講師が独立行政法人放射線医学総合研究所(以後放医研と)だけに限られていました。</p> <p>汚染重点調査地域に指定され、現実には土壌が汚染されている松戸市において、市民は低線量被曝、内部被曝による健康被害などについて、あらゆる情報を取得し、考察し、備えていかなるべきではありません。放射能の影響においては、パニック回避を理由にされがちですが、市民の健康と安全、安心のためには、チェルノブイリ原発事故による被害の最新情報を真摯に受け止め、観察していく必要があります。講師は、独立法人の研究機関である放医研にかぎることなく、また日本国内外を問わず、市民に情報を提供してくれる研究機関や人材を選んでください。研究機関としては「市民と科学者による内部被曝研究会」、医師としては岐阜環境医学研究所所長 松井英介さん、医学博士 崎山比早子さんなどを推薦します。</p>	1		
336	39	第2章第4節	<p>・放射線に関する情報には、知識者、専門家の中でも様々な見解があるので、より多くの知識を行政と市民で共有し学び合う機会を求めます。知識者、専門家の選定が大切だと思います。</p>	1		



## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
337	39	第2章第4節	<p>・知識・情報の提供とありますが、誰に提供するのか…子どもたちの健康全般をフォローするのは保護者と教育者だと思います。</p> <p>親は、我が子を放射能から守りたいと思っていれば、知識・情報を掻き集めます。しかし、子どもは学校という環境の中で長時間生活をしています。学校側でも放射能の知識と情報を深めて放射能から守って頂けるような管理体制を取り入れて頂きたいと思えます。</p>	1		<p>・講演会、ホームページなどで市民のみならず知識・情報提供をしていきます。なお、学校側の管理体制につきましては、貴重なご意見として教育委員会に申し入れをしていきます。</p> <p>・松戸市では平成23年10月に市内全小中高等学校に放射線簡易測定器と積算線量計を配備しました。放射線簡易測定器は学校ごとに校庭中央の放射線量と学校敷地内の子どもの動線を中心とした箇所の放射線量を測定し、その結果と学校での低減対策をまとめた校内放射線量マップを作成しました。また測定した校庭5ヶ所の線量について、中央の値と5ヶ所の平均値をモニタリング結果として2週間ごとに市のホームページで公表しています。簡易測定器及び積算線量計の結果から算出した被ばく量の年間予想値もあわせて掲載しています。</p> <p>学校では、それを踏まえて、児童生徒の動線を工夫したり、手洗いうがいの励行に努めたり、年間の被ばく量が1ミリシーベルト以内になるようにしています。</p>
338	39	第2章第4節	<p>・福島第一原発の事故による健康被害、疾病が発症した場合、その治療また生活を保障する内容を組み込んでください。</p>	1		
339	39	第2章第4節	<p>・講演会については、「長野県松本市長 菅谷昭氏」や「未来バンク理事長 田中優氏」の講演が分かりやすいと評判がありますので、是非お願いいたします。</p>	1		
340	39	第2章第4節	<p>・専門家とあるが、選任に際して市民の意見を聞いて下さい。また、選任の経緯と理由を公表して下さい。</p>	1		
341	39	第2章第4節	<p>・「専門家による放射線講演会の開催。」とありますが、六市協議会の専門家の言葉がずっと気になっています。「福島では困っているんだよ。東葛飾のような低線量で文句言うな」的なひとを使って報告書だしましたよね。その結果、松戸市は対策遅れたと思います。誰を呼ぶかも、例えばHPで何名か候補者あげて、市民の投票ができるような仕組みがあればいいと思います。先程の専門家のおっしゃることが正しくて、この地域が何もしくないと思っているのなら、市長がはっきり言えばいいと思います。誰かに語らせるのではなく、ご自身の言葉でおっしゃっていただければと思います。専門家の選定に関しては、非公開ではなく、公開をお願いします。</p>	1		<p>・貴重なご意見をありがとうございました。</p>
342	39	第2章第4節	<p>・「専門家(医師等)による健康相談会の実施。」「保健師等による健康相談・育児相談。」とありますが、不安な人程勉強してます。適当なことすると、收拾がつかなくなりますし、行かない方がいいということになります。専門家・保健師の研修はしっかりお願いします。</p>	1		
343	39	第2章第4節	<p>・知識・情報の提供と人権尊重の学校教育・社会教育や広報：事実に基づいた正確な知識（今までの原発推進の資料では、低線量被ばくを非常に軽視していて今、批判されている）と新しい研究成果の提供を行うこと。内容には、リスクの選択はお互いに尊重する、人権の観点に立った広報をすること。学校教育でも同様に教育すること。</p> <p>学校教育が、管理や競争が主流になると人の痛みがわからない中傷が広がりやすい。子ども・青年がのびのびと意見を言える環境、情報を鵜呑みにせず自分の頭で考えて判断し批判もできるように、学校現場の教職員たちにも、こうした内容や総合計画の趣旨を広報すること。</p> <p>理由は、「避難する・しない」「給食を食べる・食べない」「低線量被ばくを心配する・しない」などで、学校やPTAや町内会・自治会等地域で、他の人の選択を尊重しない状況が広がると、非難や中傷が横行し、差別・偏見が生まれ、安心・安全どころではなくなってしまいます。現実には経済的格差もあり、様々な「選択」をしたくてもできない人もいます。</p> <p>千葉では3.11直後、福島から移転した子どもに対して「放射能がうつる」と言われたことが報道されました。「リスク選択・様々な選択」は、常に「個人を尊重する、人権尊重」の観点で広報することが重要です。学校だけでなく、社会教育や行政の広報にも重要です。</p>	1		<p>・関係部署に情報提供していきます。</p>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
344	39	第2章第4節	・健康に関する計画について、「国や県の方針により、柔軟に対応していきます。」とありますが、松戸市として、住民の立場に立ち、住民のための安全・安心な健康と街づくりに立つことを、明記すること。国や県の上意下達ではなく、住民が合意した市の「方針」に留意すること。 理由は、国や政府や県は、今までの原発推進の過程で、政治献金や資金提供等が絡み、「方針」も原発推進の傾向になることが危惧されるからです。	1		・国や県から指針が出たときに対応していくため、計画に盛り込みました。
345	39(5)	第2章第4節	・(5)その他の後に下記の追加 ・ヨウ素材の備蓄を致します。	1		・先進市の調査・研究に努めます。 ・関係課と検討していきます。
346	38-39	第2章第4節	・実施内容について、地方自治の本旨である「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない(地方自治法第2条14)」にそって、見積と予算規模を明確にされたい。	1		・公表できる範囲で明らかにしていきます。
347	38-39	第2章第4節	・全般にわたり、「安全・安心」が強調されているように思いますが、放射線が健康に及ぼす影響については様々な専門家の分析があり、正確なことはわかっていないということです。「わかっていない」ことに「安心・安全」な基準などありません。国民が国を信用しないのはこのことです。自治体が国と同じことをすれば、住民の信頼を失います。国に追随するのではなく、「わからない」ことについて「市民を守る」、より厳格な姿勢で住民とともにこの苦難に対応してほしいものです。	1		・低線量被ばくの健康影響については専門家の中でもさまざまな意見があります。今後も情報収集・提供に努めていきます。
348	38-39	第2章第4節	・関係者について：健康診査、教育などの協力にあたる医師や看護師、保健師、栄養士、助産師、学校の教職員、市役所の職員の方々にも、この放射能対策総合計画に関する、パブリックコメントで提起された意見・提言の趣旨を伝えること。特に今まで公表されることが少なかった「低線量被ばくの影響」や「リスク選択の尊重・人権尊重」の内容を研修や学習・広報すること。 理由は、「専門家の一言」は重いので、健診者・相談者は傷つけられたり、安全・安心とは逆の方向に働く場合もあるので十分に留意することが必要です。	1		・パブリックコメントでいただいたご意見・提言については、市職員で共有いたします。
349	41	第3章第1節	・推進体制について、直接市民と行政が対話する場の設定が重要と考えているため、市からの情報発信や協議会だけでなく、一般の市民が直接的に対話できる場についても、本計画に盛り込まれることを望む。	1		・推進体制では、市民の方々との対話に努めていきます。
350	41	第3章第1節	・推進体制図の右下にある「市民・事業者」の「提案・提言」「点検・評価」と「広報の基本姿勢」について：今回のパブリックコメントやタウンミーティングを要望に応じて折々行い、行政も住民も、お互いに情報を鵜呑みにせず、判断力・批判力を育むこと。 理由は、「市の基本姿勢」には「市民のみなさんの不安や疑問、感じている問題を共有し、その解消や、安心していただくための情報をわかりやすく提供します。」とあります。目的を十分に達成するためには、専門家や行政の情報提供・方針を、批判検討することが重要だからです。	1		・目的達成のために様々な情報や方針を精査検討していきます。
351	41	第3章第1節	・本計画推進のための組織編制方針について明示をしていただきたいと考えます。全体の推進活動、特に市民に対する進捗報告および市民による提案・提言について、具体的にどのようなスケジュールでの実施を計画しているのかが、この図では理解できません。	1		・今後、様々な広報手段により適宜明示していきます。
352	41	第3章第1節	・もっとと行政と市民と協力して除染等行っていきましょう。協力したいと思っている市民はたくさんいます。それを頑なに拒む市の反応が不思議です。みんな何かしたいし、できれば税金を使いたくないんです。その気持ちをぜひ酌んでください。	1		・町会や自治会にどのようなかたちでご協力頂くかについて、今後、検討を進め、具体的な内容が決まり次第、お知らせします。
353	41	第3章第1節	・市にとっても初めてで、大変なことは理解できます。市民にも専門職についている方(既に退職している方)、NPO法人などで、研究活動している方々ともミーティング等を開き、一緒により良い方向を探してほしいです。何でも市が抱え込まないで、市民に開かれた新しいやり方を探してほしいです。	1		
354	41	第3章第1節	・推進体制の図では、点検・評価が「松戸市議会放射線対策協議会」と「市民・事業者」となっています。現在松戸市議会放射線対策協議会のメンバーはうつの市議のブログでしか確認できませんが、市の公式発表としてここにメンバー名をもちこむべきと思います。また、事業者名も同様です。市民は、個人名はさすがに出せないのでしたら、団体所属者なら団体名及び、人数等を公開すべきです。たんに電話・FAX・メール等で意見を吸い上げるのであれば、そう明記して下さい。検証・評価方法が曖昧になってます。	1		・計画の性質上、掲載の予定はありません。
355	41	第3章第1節	・「市民・事業者」点検・評価、とありますが、市民とは誰を差すのでしょうか？ たびたびタウンミーティングのような場を設けるということでしょうか。	1		・市民とは松戸市民を指します。タウンミーティングについては、必要に応じて実施していきます。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
356	41	第3章第1節	・市民からアイデアを募集したり、市民が受け身でなく、主体的に、文字通り社会の主人公として生きていく、活動していくことを支える松戸市の行政であってほしい。今後も大げさなものでなくて構わないので、ミーティングを継続して下さい。	1		・必要に応じて実施していきます。
357	42	第3章第2節	・総合計画の進捗管理や計画の見直しについて、適宜タウンミーティングを開催すること。	1		
358	42	第3章第2節	・市民との対話会の開催をすること。	1		
359	42	第3章第2節	・今回の市民からの意見聴取を踏まえて策定したものについて、決定する前に再度、大きな会場でタウンミーティングを開催し、市民に説明し、質疑応答の時間を設けて下さい。(六実会場でそうしたことも検討するという主旨の説明がありました)	1		・必要に応じて、意見交換の場を設けるよう検討していきます。
360	42	第3章第2節	・市民の健康を守るのは、自治体の責務であることは疑いないが、基礎自治体がどこまで何を担うかに関しては市民ともっと意見交換をしたほうがよいのではないかと。	1		
361	42	第3章第2節	・42ページに以下の追加 ・市民センターなど市有建築物にて、まつどニュースの掲示を徹底します。	1		
362	42	第3章第2節	・表示上の問題だが他のページの文字ポイントと合わせるべきである。	1	○	・文字のフォントを合わせます。
363	42	第3章第2節	・線量が0.23μシーベルトを大幅に超えているのに安心と思っている人が居ます。それはなぜか。責任の一端は市にあると思います。昨年市が他市に先駆けて測定を始めたころ、まだ基準が0.3とも0.23とも決まっていなかったころ、ある保育園を測定した市の職員が「ここは安全です」と言ったそうです。0.4μシーベルト近くあるのに。その保育園ではその市の職員の無責任な発言から「0.4μシーベルトなら安心」という考えが根付いてしまっています。市の基準が0.23μシーベルトになろうと、一端思い込んでしまったものは変わりません。過去の発言を訂正し、0.23μシーベルト以上は除染が必要なんだということをもっとアピールしてください。必死になって子供を守ろうとしている私たちが白い目で見られることのないように。	1		・安全基準がない中で、本市が定めた指標値を基に低減化対策を図っていきます。今後については、さまざまな手段を講じ情報発信に努めていきます。
364	40-43	第3章	・情報の一元化と共有をお願いします。 ① 市役所内における情報の取り扱いについて 担当各所の情報のすべてを一元して取り扱う場所を指定してください。 その情報を、対策する役所の皆さんで共有願います。 ② 学校や保育園、幼稚園内の情報の取り扱いについて 校長先生から担任の先生まで、行う対策、指導、除染の情報を共有してください。 その情報を、各学校等施設ごとに比較して閲覧できるように、一元した取り扱いをお願いします。 ③ 市内における情報の取り扱いについて ①、②で共有している情報について、ぜひ市民にも公開し、共有させてください。  以上は、P41の市民らの点検・評価において必要なことです。 情報をオープンにわかりやすくすることは、安心にもつながると思います。	1		・貴重なご意見ありがとうございます。現在も放射能関連の情報につきましては、放射能対策課が一元化、放射能対策協議会で共有し、「広報まつど」「市ホームページ」「ツイッター」「まつどニュース」など様々な媒体を使って広報しています。
365	42-43	第3章第2節	・パブリックコメントや除染実施計画等に関する広報により力を入れてほしい。	1		・これまでも「広報まつど」「市ホームページ」「ツイッター」「まつどニュース」など様々な媒体を使って広報してまいりましたが、計画の推進にあたっては、より伝わりやすい広報について検討しながら、積極的に行っていきます。
366	42-43	第3章第2節	・市民の側からの要望による「出前講座」に応じてほしい。また、本計画の実施にあたっては町会の協力が必要と考える。町会の定例会議に市の担当者が出席して説明する等、回覧、掲示板を利用して市の計画の徹底をはかることもやってほしい。	1		・計画の推進にあたっては、町会・自治会等との連携も含め、こういったことができるか検討していきます。
367	42-43	第3章第2節	・松戸の広報に関して、パソコンでホームページやツイッターで公表しているとのことですが、その手段を持たない人たちもたくさんいます。「町会」や「自治会」等に回覧してもらおうような手立てをとってほしいと考えます。また、タウンミーティング会場の周辺で宣伝カーを用いるのはいかがでしょうか。	1		・現在も「まつどニュース」を平日毎日発行し、公共施設に掲示しています。計画の推進にあたっては、町会・自治会等との連携も含め、こういったことができるか検討していきます。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
368	42-43	第3章第2節	・タウンミーティングの資料を要約したものでかまわないので、広報で周知を図ってほしい。できれば広報まつで放射能特集を組んでほしい。	1		・6/15号の広報まつで「松戸市放射能総合計画の策定」を一面でお伝えする予定です。また、7月下旬に「民有地（住宅）除染の申し込み手続きのご案内」などを掲載した広報まつで特別号を発行する予定です。なお、今後も放射能関係の情報につきましては、適宜、ホームページ、まつどニュース(平日毎日発行し、公共施設に掲示)等でお知らせしていきます。
369	42-43	第3章第2節	・住民として、どのようなことができるのか具体的な対策方法を周知してください。	1		・町会や自治会にどのようなかたちでご協力頂くかについて、今後、検討を進め、具体的な内容が決まり次第、お知らせします。 ・除染方法につきましては、環境省の除染関係ガイドラインを基に実施して頂くこととなります。また、市のホームページでも「放射線量低減化対策に係る手引き」でご案内しています。
370	42-43	第3章第2節	・防災無線について、良い子のチャイム以外は話している内容が全く聞き取れない。	1		・放射能対策総合計画（案）に関する意見ではないため、回答はできかねます。しかしながら、関係部署に情報提供させていただきます。
371	42-43	第3章第2節	・クリーンデーは普段の掃除と違い、除染作業となるので、広報まつ等で、作業内容が除染となることや、十分に気をつけること、場合によっては中止する等の呼びかけをお願いします。	1		・クリーンデーは、千葉県の呼びかけにより美しいふるさとづくり運動の一環として、環境美化活動として県内一斉清掃を行うもので、除染活動にはあたらないものと考えています。
372	42-43	第3章第2節	・ここでいう「緊急時」とはどのような状況を想定するのかを明示していただきたいと考えます。危機を想定し、そのシナリオを市民が等しく共有し、備えない限り、混乱を招くばかりで十分な対応は望めないと考えます。なお、現状でも防災行政無線は、ほとんど内容を聞き取ることができず、役に立っていません。	1		・放射能に関しては、放射性物質が新たに飛散してくる場合などが、緊急時と考えられます。必要なことは早く正しく伝えることであり、ご意見を参考に検討します。 ・防災行政無線については、関係部署に情報提供させていただきます。 ・想定していないものも含め、市民のみならず緊急でお伝えしなければならない状況の際には、市の活用し得るあらゆる手段を使って広報を図ることだをご理解いただきたいと思っております。
373	42-43	第3章第2節	・福島県のホームページに「福島県による定時降下物放射能測定結果」というページがあります。測定結果の表の下段に「地面が乾燥している時に強い風が吹くと、じん埃が地表面から舞い上がりやすくなります。被ばく線量の低減や一般的なじん埃の吸入量低減の観点から、土ぼこりが舞うような風の強い日に外出する際は、マスクの使用や帰宅後のうがいなどに心がけましょう。」と書いてあります。松戸市も市民に同様の広報をするべきだと思います。	1	○	・5ページへ以下のとおり追記します。 「【内部被ばくを減らすために】呼吸など食事以外からの内部被ばくを防ぐために、砂や土を口に入れない、外出から帰ったら手や顔を洗い、うがいをする等が効果的です。また、風の強い日などはマスクをするといったことも有効と考えられます。」

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
374	42-43	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の公開をお願いします。</li> <li>① 除染スケジュールの公表 (わかりやすい進捗状況の公開)</li> <li>② 除染内容の公開 (施設ごとの細やかな情報)</li> <li>③ 除染を行う業者の公表 (選定方法と、会社情報)</li> <li>④ 除染結果の公表 (数値の推移)</li> <li>⑤ 学校等の除染対策の公表 (行事、季節活動、給食などの対策状況)</li> </ul> <p>《希望する情報公開の例》 “おたより” という形でよい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 除染計画の保護者への説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染の理由 (数値が高かった場所のお知らせなど)</li> <li>・ 除染する場所。</li> <li>・ 除染の方法 (何センチ掘、覆土するなど)</li> <li>・ 業者が入る場合には、その会社名。</li> <li>・ 学校ごとの大まかな費用。</li> </ul> </li> <li>㊧ 実施日時の事前告知 学校などの周囲に住んでいらっしゃる方にも告知する意味でも、建設工事のお知らせのように、日時・業者・施工日程・状況を掲示する。</li> <li>㊨ 除染前の子供への説明。 ホームルームで簡単にでもよいので、場所と日時のお知らせをする。</li> <li>㊩ 除染前後の数値の変化のお知らせ。</li> <li>㊪ これからの改善点の意見募集。(事後説明の用紙にアンケート欄を設ける)</li> <li>㊫ ①～⑤の内容を市民が閲覧できるようにする。(市のHPでの掲載)</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の推進にあたっては、より伝わりやすい広報について検討しながら、積極的に行っていきます。</li> </ul>
375	42-43	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHK等で放映する千葉県放射線量は市原となっている。テレビからしか情報を入手できない人もいるので、テレビ等で松戸市の情報を提供してもらうことはできないか。</li> </ul>	1		
376	42-43	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元のケーブルテレビを活用して、最新の放射線情報を24時間流してはいかがか。</li> </ul>	1		
377	42-43	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やインターネットを通じてPRを進めるようですが、これはもう少しでも興味がなければ読まねずに終わってしまいます。広報車や防災無線等を利用して、積極的に市民一人一人に必ず伝わるように工夫をお願いします。昨年1年間、松戸市内で生活していますが、「ひたたくりに気をつけよう」等の広報車は見かけましたが、「現在の空間線量は〇シーベルトです。気をつけましょう」等の情報は一度も耳にしたことがありません。光化学スモッグ注意報を放送することができるわけですから、放射線に関する注意報を流しても問題無いはず。少々物騒に聞こえる情報かもしれませんが、のんびり構えていてはいけない緊急事態です。また、昨年3月以降も、相変わらず公園や道端に寝そべり泥だらけで遊ぶ子供たちも良く見かけます。子供たちが触れるのは砂場の砂ばかりではありません。地面を転がったボールやおもちゃ等も平気で素手で触ります。気づいた大人たちが注意しても限界がありますので、自分たちで危険性を理解して気をつけてもらう事が一番大切です。夕方の「良い子は帰りましょう」アナウンスに加えて「放射性物質に気をつけて、よく手を洗いましょう」程度の注意喚起はせめて行って頂きたいと思います。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも「広報まつど」「市ホームページ」「ツイッター」「まつどニュース」など様々な媒体を使って広報してまいりました。計画の修正は行いませんが、計画の推進にあたっては、広報車や災害防災無線の活用には一定のルールが必要だと思いますが、より伝わりやすい広報についてさらに検討していきたいと思います。</li> </ul>
378	42-43	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松戸ニュースについて、半月分をまとめて、自治会に回覧するよう依頼して下さい。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の推進にあたっては、町会・自治会との連携も含め、「まつどニュース」のさらなる活用については検討していきたいと思えます。</li> </ul>
379	42-43	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報全般について、やはりほとんどの人は紙媒体でもらわないと難しいと痛感しました。インターネットで情報を得られる人は市内では少ないでしょう。ですから、公的機関では、放射線専用の棚を作ってとりあえずはおいてもらうしかないと思います。折角の情報も市民に伝わせないと価値がないです。貼り出しとまではもうしませんが、図書館等のラックに新しいものを常に置いてくくらいはひつようだと思います。</li> </ul>	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射能関係の情報につきましては、6/15号の広報まつどで「松戸市放射能総合計画の策定」を、また7月下旬に「民有地(住宅)除染の申し込み手続きのご案内」などを掲載した広報まつどで特別号を発行する予定です。なお、今後も放射能関係の情報につきましては、適宜、広報まつど、ホームページ等でお知らせするほか、現在も平日毎日発行し、公共施設に掲示しています「まつどニュース」のさらなる活用についても検討していきたいと思えます。</li> </ul>

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
380	42-43	第3章第2節	・ホームページの松戸市放射線量測定マップ見づらいので、改良してください。	1		・現在、松戸市のホームページでは平成24年3月までの放射線量測定結果をまとめたマップとして「松戸市放射線量測定マップ」を公開しています。 ご指摘いただきました表示の改良につきましては、地図上で見たい地点や施設別の検索等ができるなど、より見やすい測定結果の表示方法を検討しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。
381	42-43	第3章第2節	・例えば東海原発でシビア・アクシデントが発生した場合、「高濃度の放射性物質が飛散している」「今は外出を控えましょう」など松戸市は緊急に広報する体制を整えてください。	2		・緊急広報については、防災無線や松戸市安全メールで対応します。想定しえないものも含め、市民のみなさまに緊急でお伝えしなければならない状況の際には、市の活用し得るあらゆる手段を使って広報を図ります。
382	45	第2章第2節	・「本市が地域の実情に応じて必要な措置を実施していくためには、松戸市除染実施計画に、市独自の目標等を設定せざるを得ませんでした。」とあるが、議論及び意見形成の過程について記載されたい。また、市独自の目標等の設定が地方自治の本旨に適ったものであると判断された根拠及び意見形成の過程について記載されたい。	1		・国は除染実施計画に〔仮称〕松戸市放射能対策総合計画(案)の47ページの内容を入れることについて認めませんでした。除染実施計画は平成24年3月末までに策定しなければ、国からの補助金にも影響するため、協議を続けることを断念いたしました。市独自の目標設定については松戸市放射能対策協議会で合意形成されたものです。除染関係ガイドラインに則り、効果的・効率的に除染に努めていきます。
383	45	第4章第1節	・この内容も市民に広報すること。 理由は、市民は、国には税金を払い、東京電力には電気料金を払い続けてきました。日本では、いまだ責任問題が問われていませんが、原発事故は、原子力発電所の拡大推進と、ずさんな管理をしてきた事故で人災であることは、いまや世界的に知られています。財政上の措置は当然です。	1		・計画に国や東京電力に求めていくことを盛り込んでいます。
384	45	第4章第1節	・今後の具体的な補償についてはどのような状況か。	1		・平成23年度において、下水関係の補償をするよう東京電力に対し手続きを行いました。今後は、焼却灰や放射線量低減対策の補償について手続きを行います。
385	48	放射能関連用語解説	・「放射線は多量に受けると体に良くないため」とありますが、国が依拠するICRPでさえ、少量でも影響があると認識しています。	1		・年間100ミリシーベルト未満では、専門家からも統一された見解が示されてはおらず、影響がないとは言いきれませんが、がんで死亡するリスクは放射線量に比例して高まるという仮定の下に基準などは定められています。
386	-	-	・計画について、粛々と進めて頂きたい。タウンミーティングは重要な手続きですが、こういう場には「反対意見がある人」しか集まりません。そして「重大な問題なので慎重に」となります。さらに、おそらく子どもを育てていない世代の方が、口をそろえて「子どもの為に」と連呼します。つまり、関係のない部外者の意見により、学校の生活が制限されることがあるため、そのようなことがないようにして下さい。 ※例えば、ほとんどの保護者が「問題ない」と判断している校庭の放射線量について、安全と判断できないので「運動会において組体操の中止」というような話が出ています。	1		・計画については、総合的な視点で策定に努めていきます。 ・学校生活で受ける放射線量を年間1ミリシーベルト以内に抑えることを目標に定め、空間放射線量の値が高い学校から除染を行うと同時に、教育活動の充実を図っていきたくと考えています。
387	-	-	・本計画について、東電への説明と理解を得る場の必要性はないか、あるとすればどうするか。	1		・必要性はないものと考えます。
388	-	-	・市民に対して、東京電力から謝罪を求めるべきと考えるが、本計画にその旨は記載しないのか。	1		・現時点では、考えていません。
389	-	-	・現在の放射能の問題は国と東京電力の責任が大きく、その責任を問う姿勢で市は臨んで下さい。	1		・市として働きかけを行います。

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
390	-	-	・東電や国の責任をさらに明らかにして頂きたい。	1		・東京電力と国には原因者負担の原則から、強く負担を求めていきます。
391	-	-	・松戸市民は原発による被害者です。加害者である東京電力の責任者や国の関係者が、タウンミーティングに参加すべきと考えます。	1		
392	-	-	・タウンミーティングの開催場所と時刻について既に意見をしましたが、一番参加したい子育て世代にとって、参加が難しい時間帯にのみ設定されていた地域があったことは問題だと思います。	1		・施設の都合上、市民の方全てがご参加しやすい時間設定が難しかったことも事実ですが、市内10箇所を平日・休日合わせて午前・午後の時間帯で5つ時間帯を設定し、一人でも多くの方にご参加いただくように努めたところです。
393	-	-	・タウンミーティング会場の雰囲気が異様です。子ども連れにはとても入れるものではないため、もっと考えてほしい。	1		・ご意見を今後活かしたいと思います。
394	-	-	・パブリックコメントとタウンミーティングの周知がされていないと感じます。このような重大な案件について、もっと積極的に告知・拡散を検討されましたか？	1		・広報まつど、ホームページ、まつどニュース、公式ツイッター等でお知らせしてきたところですが、周知が行き届かなかった部分もありますので、今後活かしたいと思います。
395	-	-	・今回のタウンミーティングで発言された意見や、メールなどによる「計画(「案)」に対する意見の内容およびそれに対する回答を市のホームページなどで教えてほしい。	1		・松戸市パブリックコメント手続実施要綱に基き、意見の概要、市の考え、案の修正の有無について意思決定を、ホームページ等で公表します。
396	-	-	・このパブリックコメントに出された市民からの意見と、それに対する松戸市の回答、意見を受けての計画案の修正の有無を一覧表にし、HPや松戸市広報にて必ず公開してください。	1		・松戸市パブリックコメント手続実施要綱に基き、意見の概要、取りまとめ後に市の考え、案の修正の有無について意思決定を、ホームページ等で公表します。
397	-	-	・パブリックコメントにあたって取得した個人情報の管理は厳重に管理願いたい。	1		・個人情報保護の観点から、厳重に管理します。
398	-	-	・2011年3月の原発事故直後の放射性物質の飛散に伴う被曝を、殆どの子どもたちが避けていません。この前提無しに対策はあり得ません。被曝は足し算ですから、あとはいかに被曝をさせないかを行政として真剣に考えるべきです。	1		<p>・いただいたご意見は、今後の検討過程の中で参考にさせていただきます。</p> <p>・今回策定を行う放射能対策総合計画は、平成23年3月11日の震災により発生した放射能問題による不安解消を目指すものです。今後、可能性として考えられる事態についても意識しながら進めていきたいと考えています。</p>
399	-	-	・福島原発では圧力抑制プール内の損傷箇所も特定できず、圧力容器内が安定しない状況であること(「(ア)経済産業省原子力安全保安院 緊急時情報ホームページ 東北地方太平洋沖地震による原子力施設への影響について」参照)、茨城県東海第二原発や新潟県柏崎刈羽原発も廃炉になっていないこと中、今後、原子力災害が二度と発生しないとはいいきれません。またアジア地域、とりわけ北朝鮮や中国での核実験による放射性物質の飛散にも備えなくては、さらなる土壌汚染、子ども達の被曝につながります。原子力発電所の事故により、万が一放射性物質が松戸市に及ぶ緊急事態に至った場合に備え、どのようなモニタリング、広報体制、安定ヨウ素剤の備蓄と服用規定を備えるのか、放射能対策の総合計画には必須の項目と考えます。福島原発爆発後、市民が空間放射線量を測定して、線量が明らかに高いことを把握し、通報や問い合わせをしても、市原市に設置されている「モニタリング」の数値を提示して、自分で測定するまで、問題ないと回答されていたこと、3月21日に雨が降った段階で、市民が浄水場の汚染を予測し危惧して、問い合わせをしたにもかかわらず、摂取制限できなかった事態、危機管理能力の低さを深く反省していただき、総合計画にきちんと反映させてください。	1		
400	-	-	・平均で0.23μSv/hはあと2年もすれば達成できます。食の問題とか健康問題にお金を使って下さい。	1		・進捗状況を確認しながら、検討していきます。
401	-	-	・武蔵野線線路内路肩に多くの枯れ草が残っているため、市長よりJRに対して指示書を出してほしい。特に横須賀小学校南側周辺が酷い状況となっている。	1		・当該施設管理者に事実確認した上で判断します。
402	-	-	・坂川の堤防で刈り取った雑草は従来どおり、回収して持ち帰るよう国土交通省河川局に要求していただきたい。	1		

## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
403	-	-	・剪定枝の処理について、従来は庭の畑に埋めており、ゴミとして市に回収してもらわなかったが、放射能問題が発生以来、畑の中に放射性物質がたまるのが心配で、現在は市に回収してもらっている。いつまで放射性物質は枝葉に留まって、堆肥にできないのか。	1		・現在科学的な知見が示されていない中、剪定枝・落葉及び草の放射性物質の堆積や蓄積については把握できていない状況ですが、今後も情報収集や情報発信に努めていきます。
404	-	-	・松戸から他県・他市に避難・疎開した場合の費用を市でとりまとめて東電に請求していただけないでしょうか。個人個人で東電を相手にするのは非効率ですし無理があります。	1		・制度ができておらず、東電に直接請求する以外にない状況です。
405	-	-	・個別実施計画 計画期間の表記の体裁を揃えるべきである。各担当がばらばらに立てた計画でよいのか。 食物安全に関する計画: 2年間、2年ごとに見直し 環境放射線低減対策に関する計画対象施設によって今年 8 月末と来年 3 月末があり、表は再 来年度まで設けている。 廃棄物処理部門計画:今年 10 月までの想定スケジュールを記載 健康管理に関する計画:再来年度まで	1		・放射能対策の個別対策において、明確な基準の設定ができないため、自治体として「今できること」を趣旨に基づき、各個別対策において個々の計画期間の設定となります。
406	-	-	・松戸市総体の放射能汚染に関しての考え方はどうなのか。	1		・松戸市は全域が国より汚染状況重点調査地域に指定されていることから、一定程度の汚染があるものと認識しています。
407	-	-	・広報についても、安定ヨウ素の備蓄と服用規定については、防災計画の範疇との回答も予想できますが、地域防災計画には掲載されておりません。	1		
408	-	-	・福島原発は未だに汚染水漏れ箇所などを特定することができず、2号機に至っては、原子炉格納容器内の圧力が上昇傾向で安定していません。また、福島県浜通り沖を震源とした地震は続いています。ふたたび東北地方に強い地震が起きた場合、また、原子炉格納器内の圧力コントロールを失った場合は、爆発が起きる可能性もあります。また、松戸市は東海原発から100km足らず。もし重大事故が発生した時に、風速10mの風が松戸市に吹いていた場合、1時間余りで松戸市に到達します。松戸市放射性物質災害対策指針には安定ヨウ素剤の備蓄と、予防服用について、項目がありませんが、松戸市薬剤師会が指定した薬局において、40歳未満に配布可能なヨウ素カリウムを保管し、緊急時には服用指示を出すよう検討してください。	1		・先進市の調査・研究に努めます。 ・関係課と検討していきます。
409	-	-	・父母の会やPTAの集まりなどの場で、子どもの健康や放射能に関する発言をすると変な雰囲気となり、同席している校長先生も何らサポートしてくれません。改善を希望します。	1		
410	-	-	・今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、長年にわたって「安全神話」を振りまき、原発建設を推し進めてきた国および電力会社の責任であることは明白である。いま、事故現場から200km離れた当松戸市にまで放射能汚染が及び、市民は不安の毎日を送っている。市は「放射能対策」を策定するに当たって、「脱原発」の基本的立場を明確にすべきと考える。また、「脱原発都市」宣言を行うよう提言する。	1		
411	-	-	・松戸市として、政府に対して、「原発に頼らない国づくり」を強く求めていくこと。また、自然エネルギー再生可能エネルギーを活かした地域づくりに、市民と協力して全力をあげること。	1		・本計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
412	-	-	・「原発に頼らない」市としての表明を行ってください松戸市は悲しいことに被ばく地になってしまいました。二度とこのようなことを起こしてはなりません。市として全原発の再稼働を認めず、廃炉を求める意思表示を行ってください。原発が必要だという意見があるのだとしたら、次に事故が起きた時、その責任を市も負うことを意味します。近隣では、流山市が「東電福島原発事故の収束宣言の撤回を求める意見書」を議会で可決。また、市として地産エネルギーの開発、設置に取り組んでください。	1		
413	-	-	・公共施設(学校も含めて)の屋上に太陽光発電を設置していく方向で、少しでも自然エネルギーに転換していく道を探ってほしい。	1		



## パブリックコメント一覧(主な意見の内容、案の修正の有無、市の考え)

No	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え
414	-	-	・家族ともいえるペット（犬や猫等の小動物）の健康状態も調べてほしい。	1		・本計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。

### ※表記について

お寄せ頂いたご意見は、そのまま掲載しております。なお、市側の回答については、下記のとおり表記を統一させて頂きました。

- ・  $\mu\text{Sv/h}$ 、 マイクロシーベルト       $\Rightarrow$  毎時（年間） ～ マイクロ（ミリ）シーベルト
- ・  $\text{Bq/kg}$ 、 ベクレル                               $\Rightarrow$  ～ ベクレル